

平成29年度産業保健調査研究報告書

騒音性難聴に関わる

すべての人のためのQ&A

第2版

平成30年3月

独立行政法人労働者健康安全機構
茨城産業保健総合支援センター

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会
産業・環境保健委員会 編

はじめに — 「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」の作成について—

騒音性難聴は未だに治療が困難な疾患である。しかし予防は可能である。

「騒音性難聴に関わるすべての人のための Q&A」は、平成 26 年度から平成 29 年度調査研究着手までの期間に全国の産業保健総合支援センターに寄せられた騒音性難聴に関する相談や質問を茨城産業保健総合支援センターで整理集計し、独立行政法人労働者健康安全機構平成 29 年度産業保健調査研究事業（茨城産業保健総合支援センター）として回答をまとめ、それらの回答の科学的な正当性を平成 29 年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業「騒音性難聴による生活の質と労働生産性の低下を防ぐ予防から発症後まで俯瞰したデータ収集と現場の支援（170601-01）」（代表：和田哲郎）の支援を受けて一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会において審議・作成し、学会として公認されたものです。

本 Q&A 作成にあたって、上記の研究事業補助金以外の資金提供はどこからも受けておりません。また、研究代表者及び分担者は、本研究に関する利益相反がないことを所属施設の利益相反委員会に申告し、審査・承認を得ております。

労働基準行政職員、産業保健総合支援センター等の職員のほか、地域産業保健センターの登録産業医、事業場の産業医、産業看護職、衛生管理者の方々に活用していただければ幸いです。

平成 30 年 8 月

一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 産業・環境保健委員会

目次

1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

- Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。
- Q1-2 私生活で聞く音の影響はないのですか。
- Q1-3 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。
- Q1-4 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。
- Q1-5 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。
- Q1-6 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。
- Q1-7 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。
- Q1-8 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。
- Q1-9 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

2. 関連する耳疾患について

- Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。
- Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。
- Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。
- Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。
- Q2-5 めまいとの関連を教えてください。
- Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりやすいですか。
- Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓とイヤーマフ(耳覆い)はどちらが良いですか。
- Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聴力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。
- Q2-9 ムンプス難聴(おたふくかぜによって起こる難聴)で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るためには一般の労働者と同じ対応でよいですか。
- Q2-10 聴力検査を偽る場合がありますか。

3. 作業環境管理(騒音測定および騒音低減策を含む)

- Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。
- Q3-2 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。
- Q3-3 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。
- Q3-4 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため1日に10分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。
- Q3-5 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。

- Q3-6 A測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。
- Q3-7 6 mに満たない狭い部屋は1箇所だけ測定すればよいですか。
- Q3-8 測定を行う高さは1.2～1.5 mとなっていますが、低すぎないでしょうか。
- Q3-9 騒音計の時定数はSlowではだめですか。
- Q3-10 ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。
- Q3-11 スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。
- Q3-12 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。
- Q3-13 85 dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。
- Q3-14 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。
- Q3-15 A測定は90 dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B測定だけが90 dB(A)を越えました。どうすればよいですか。
- Q3-16 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。
- Q3-17 作業環境の改善を行いたい。何をどうしたらよいですか。
- Q3-18 搬入部・搬出部に10 cm四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。
- Q3-19 気吹き（エアブロー）の音がうるさいので改善したい。
- Q3-20 インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。
- Q3-21 鉄板の作業台の上で行うインパクトレンチを使っています。
- Q3-22 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。
- Q3-23 騒音レベルがある時間帯だけ90 dB(A)になってしまいます。どのようにすればよいですか。
- Q3-24 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の1.5倍となっています。騒音では管理区分が85 dB(A)と90 dB(A)で分けられており、整合性はありますか。
- Q3-25 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

- Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができません。対策を教えてください。
- Q4-2 耳栓と耳覆いはどちらがよいですか。
- Q4-3 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくいといっているがどのように指導したらよいですか。
- Q4-4 建屋内の一部しか85 dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導したらよいですか。
- Q4-5 グラインダー作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。

- Q4-6 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。
- Q4-7 音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。
- Q4-8 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆いを装着して作業をするのは適切ですか。
- Q4-9 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。
- Q4-10 耳栓は付けたり外したりしてもよいですか。

5. 健康管理①（健康診断と聴力検査）

- Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。
- Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。
- Q5-3 聴力検査はどのような人が行うことができますか。
- Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。
- Q5-5 1,000 Hz では、30 dB が、4,000 Hz では 40 dB が聞こえればよいのでしょうか。
- Q5-6 定期健康診断で 1,000 Hz-30 dB と 4,000 Hz-40 dB の選別聴力検査測定は妥当ですか。
- Q5-7 半年に1度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。
- Q5-8 作業環境測定で第Ⅰ管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。
- Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。
- Q5-10 選別聴検で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もなくてよいですか。
- Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。
- Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。
- Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。
- Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。
- Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。
- Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。
- Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。

6. 健康管理②（健康診断結果に基づく事後措置）

- Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。
- Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。
- Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。
- Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。
- Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。
- Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。
- Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

7. 労働衛生教育

- Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。
- Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。
- Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。
- Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聴く運転手にはどう指導すればよいですか。
- Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。
- Q7-6 4,000 Hz で所見ありです。一般の労働者と同じ指導でよいですか。

8. 法令・制度等

- Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。
- Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。
- Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。
- Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。
- Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。
- Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。
- Q8-7 聴力検査で異常がわかっても受診しない本人や職場には罰則はありますか。
- Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。
- Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。
- Q8-10 3 dB 倍時間のルールは妥当ですか。
- Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。
- Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。
- Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。
- Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。
- Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。
- Q8-16 どのような種類の給付が受けられますか。
- Q8-17 どのくらいの給付が受けられますか。
- Q8-18 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。
- Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。
- Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

1. 騒音の影響ならびに騒音性難聴について

Q1-1 騒音の人体への影響を教えてください。

A 騒音によって生じる人体への影響は心理的影響、生理機能への影響、聴覚への影響に分けて考えることができます（表 1-1）。

ある人にとっては気にならない程度の音の大きさでも、別のある人にとっては騒音として心理的影響が起こることがあります。

更に音が大きくなると、心理的影響に加えて、自律神経や内分泌系を介して生理機能への影響が生じ、中枢神経の興奮や心血管系への負荷の増大、エネルギー消費の増大などが起こります。

更に大きな音は難聴の原因になります。そもそも、音は外耳道を経由して鼓膜を振動させ、その振動エネルギーが中耳にある小さな骨（耳小骨）を介して内耳（蝸牛）に伝えられます（図 1-1¹⁾）。

蝸牛には音を感じるための感覚細胞（有毛細胞 図 1-2¹⁾）があり、振動を電気的エネルギーに変換して神経に伝えます。しかし音振動が強すぎると有毛細胞が障害され機能しなくなります。特に、外側に 3 列に並ぶ外有毛細胞が障害され、音を感じる働きが低下し、難聴（感音難聴）になります。

音が原因で生じる難聴には 2 種類あります。極めて大きな音によって短時間で起こる急性の難聴（音響外傷あるいは急性音響性難聴）と 5～15 年以上の長期間騒音にさらされたことによって起こる慢性の難聴（騒音性難聴）です。騒音性難聴は大きな音に長期間さらされたことによって起こる外有毛細胞障害に伴う慢性の感音難聴です。

表 1-1 騒音による身体への影響

騒音の大きさ dB(A)	身体への影響		
30～65	心理的影響 気分がイライラ 休息や睡眠の妨害 思考力の低下 等		
65～85	心理的影響	生理機能への影響 交感神経緊張 心血管系への影響 唾液・胃液の減少 等	
85～	心理的影響	生理機能への影響	聴覚への影響（難聴） 音響外傷 急性音響性難聴 騒音性難聴

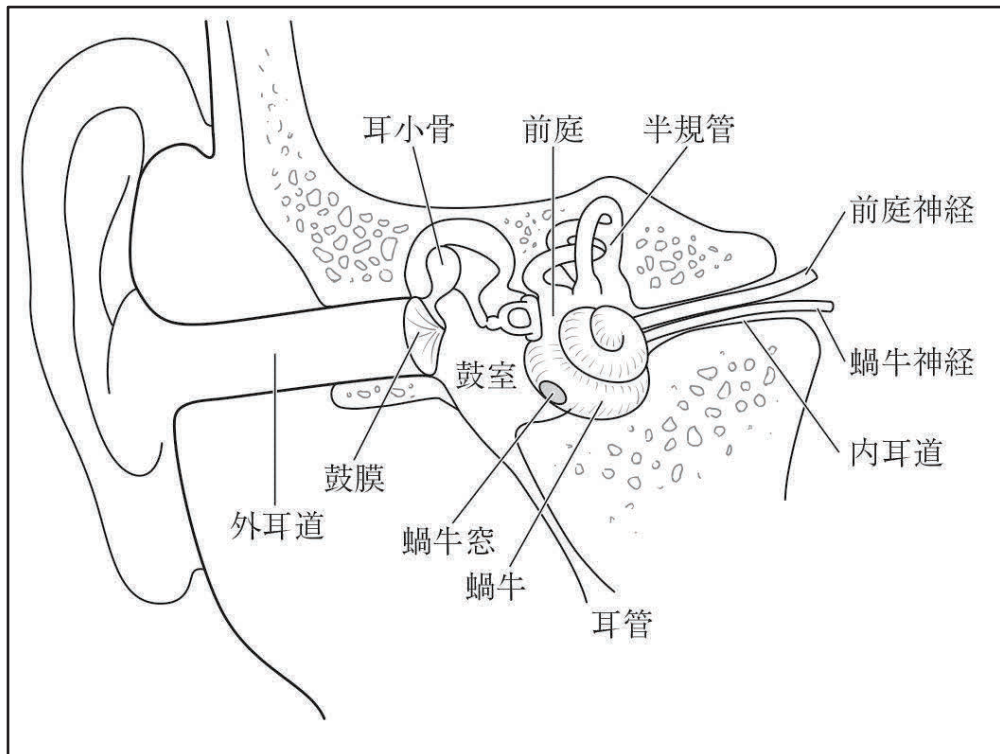


図 1-1 耳の構造 参考文献 1 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

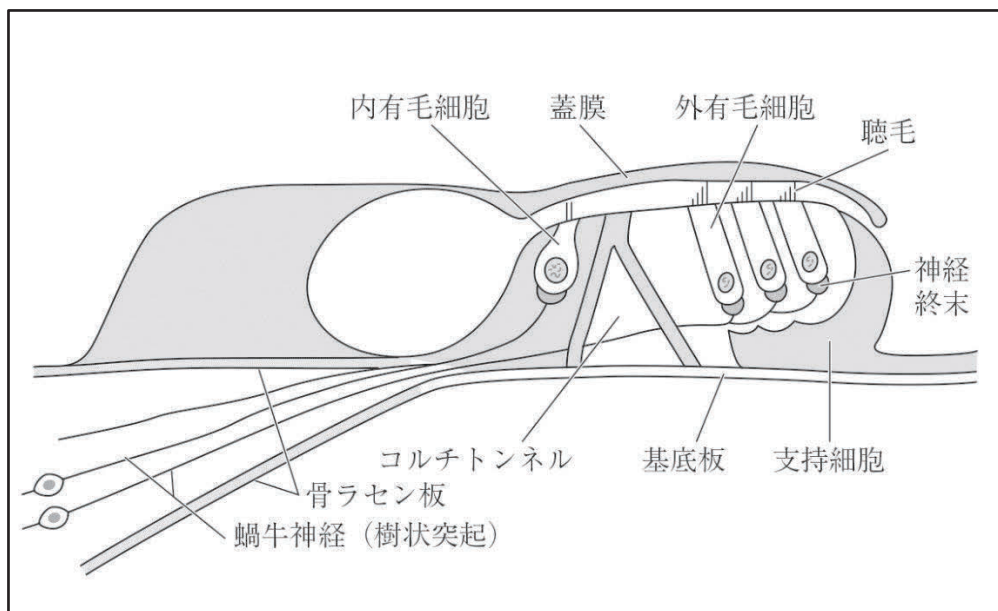


図 1-2 蝸牛の感覚細胞 (有毛細胞) 参考文献 1 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

Q1-2 私生活で聞く音の影響はないのですか。

A ある程度以上の大きな音はどのような種類の音であっても難聴を起こす可能性があります。従来、騒音性難聴をきたすような大きな音に長期間さらされるといった環境は職業性のものがほとんどでした。しかし、近年の音響機器性能ならびに携帯性の向上に伴い、一般の生活の中でも大きな音を以前より手軽に、長い時間聞くことが可能になっています。そのような生活環境では非職業性の騒音性難聴も起こりえます。音楽など、本人にとって好ましい音を聞く場合であっても、やはり負荷が大きすぎれば難聴を起こす危険があります。長時間、繰り返し強大音を聞く生活習慣による難聴発症のリスクを、様々な機会を通して啓発していく必要があると考えられます。

また、そのようなケースで、既に入職前から騒音性難聴が始まっている労働者もいるかもしれないので、雇入れ時の気導純音聴力検査や騒音のばく露歴の問診はより一層大切になってくると思われます。

Q1-3 近くに飛行場があります。ジェット機の騒音は影響あるでしょうか。

A ジェット機のエンジン音は極めて大きく、間近で聴取すれば短時間でも難聴（急性音響性難聴や音響外傷）をきたす音のレベル（120 dB(A)～）と言われていています。ただし、音圧は距離の2乗に反比例して弱くなりますので、地上で生活している人の耳元でどの位の大きさになっているかは、測定してみないとわかりません。また、その音がどのくらいの時間続いているかも大切な因子になります。大きさと時間の両者をもとに耳への影響を考えていく必要があります。

また、環境基本法では人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として騒音についても環境基準を定めています。航空機騒音にかかわる環境基準については環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/kijun/oto2.html> を参照してください。

Q1-4 騒音性難聴になるとどんな症状が起こりますか。

A 騒音性難聴の初期変化の特徴は4,000 Hz付近の比較的高い音から難聴（ c^5 dip といいます）が進行していきます（図1-3）。このとき、日常会話を構成する音の大部分は聴こえているため、本人が難聴を訴えることはあまりありません。しかし、一部聴こえない音があるため、聞き違いが増えます。

日常会話を構成する音の種類と特徴を図（図1-3）で表しますと、母音は音の大きさが大きく周波数は低めです。次に有声子音（g, d, b等の音）は母音よりも高い周波数で音の大きさは少し弱くなります。無声子音（s, k, t等の音）は高い周波数成分で音も小さいので、典型的な騒音性難聴の聴力像ではちょうど聞こえない部分に入ってしまう。この結果、例えば、佐藤（Sato）さんと加藤（Kato）さんを聞き違いしてしまうというようなことが起こりやすくなります。

電子機器の信号音も、以前ほどではありませんが比較的高い音が一般的に使われています。電子体温計の測定終了音に気づかないことがあれば、高音域の難聴を疑ってみる必要があるでしょう。

耳鳴りもよく見られる症状です（Q2-3参照）。騒音性難聴に早く気付くためには、勿論定期的な聴力検査が重要ですが、このような症状にも注意しておくとういいます。

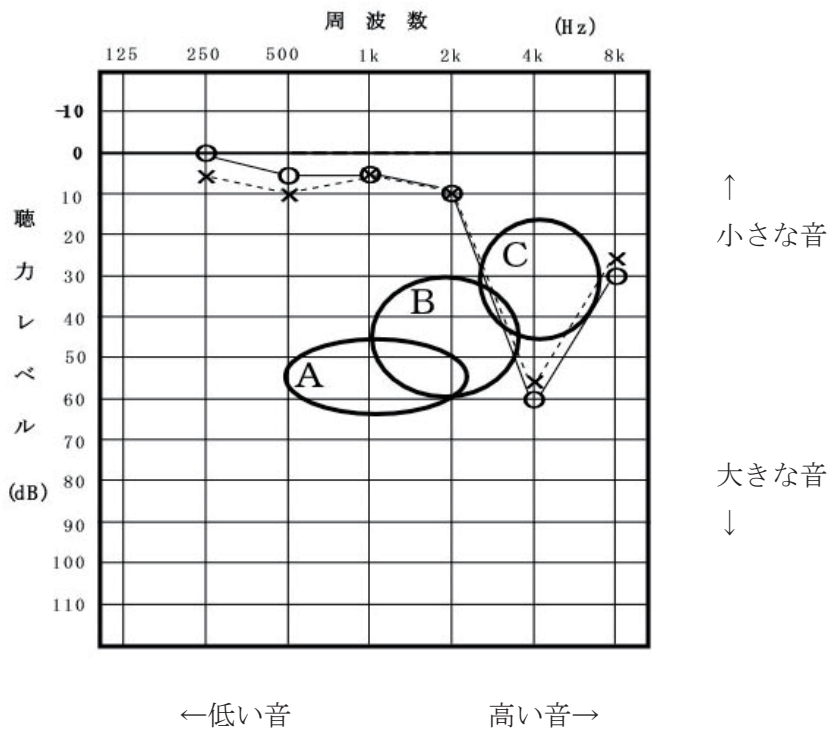


図 1-3 日常会話を構成する音の種類と特徴

典型的な騒音性難聴の聴力図。○：右耳、×：左耳。グラフよりも下が聴こえる範囲。

A：母音、B：有声子音、C：無声子音。

この場合、母音と有声子音はきこえるが、無声子音は聴きとることができない。

Q1-5 騒音性難聴発生にエビデンスはありますか。それほど大きな音でなくても注意が必要ですか。

A 80 dB(A)未満であれば難聴に至る可能性は極めて低いとされています。

85 dB(A)を許容基準と定める考え方は、日本における騒音障害防止のためのガイドラインのみならず世界的にも主流となっています。米国でも米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25%の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はありませんが、よりリスクの低い(8%とされています) 85 dB(A)を基準とすることを提唱しています。

80 dB(A)以上 85 dB(A)未満の場合にどのようにすべきか今のところ結論は出ていません。EU では、European Directive 2003/10/EC²⁾が騒音ばく露による健康障害防止を目的に制定されており、上限ばく露対策値 85 dB(A)、下限ばく露対策値 80 dB(A)と定められています。オランダはこの基準に従い、世界で最も厳しい基準として騒音許容レベル 80 dB(A)を採用しており、80 dB(A)までは障害の起こらないレベル、85 dB(A)が耳栓等で防音保護対策をした労働者に対して許容される上限値として労働者の聴覚を保護しています。80 dB(A)を越えると、それ以上のレベルとほぼ同等の騒音性難聴をきたすというオランダからの報告³⁾もみられます。ただし現状では、日本を含めほとんどの国で 80~85 dB(A)の騒音の聴覚への影響のデータが乏しいので結論は出ておりません。

騒音許容基準については、少なくとも 85 dB(A)以上では難聴のリスクがあるという現在のエビデンスを踏まえてまずすべての事業所が 85 dB(A)の基準を遵守し、可能な事業所ではよりよいレベルを目指して作業環境改善に取り組むのが理想的と考えられます。(Q8-3 参照)

Q1-6 大企業を中心に騒音対策が進んでいると聞きましたが、具体例を教えてください。

A 日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会では JR 西日本吹田工場を平成 18 年に視察⁴⁾し、以下の対策がとられていることを確認しました。当該事業所は、以前は代表的な騒音職場でしたが、以下に示すような様々な改善によって、近年では騒音性難聴の発生は数年に 1 人という状況にまで到達していました。

- ・製品の構造等の変更、ステンレス化などにより、騒音作業そのものを削減
- ・外注できる部品については製造から購入に切り替え^{注)}

注) ただしこれに伴い、予算や人手などの面で大企業のような対策が難しい中小企業が、むしろ騒音を伴う部品製造業務を請け負う形になっていることが危惧されます。

- ・騒音が生じる工程はロボット化した専用の施設内（人は立ち入らない）で行う
- ・ロボット作業場と人の作業空間をシャッターで隔てる

ロボット作業場の騒音 106 dB(A)、シャッターで仕切られた人の作業空間 85 dB(A)

シャッターの防音効果：開いた状態 95 dB(A)、閉じた状態 78-80 dB(A)（シャッター近傍の作業者の位置で測定）

Q1-7 騒音性難聴になりやすい人となりにくい人がいるのですか。

A 同じ騒音職場で一緒に働いていても、難聴になる人とならない人がいます。耳に到達する騒音のエネルギーが同じであっても、障害の受け方(受傷性)には個人差があることが知られています。しかし、その個人差が何によって生じるのかは未だ解明されておりません。いつも聞いている騒音なのに、ある日突然難聴をきたすような例も報告されており、その時々で同じ人でも障害の受けやすさが変化することも推測されています。いずれにしても、少なくとも 85 dB(A)以上の音の大きさは、長期にわたってばく露されたときには難聴が起こる危険のあるレベルだと考えられ、予防する対策が必要です。

受傷性の個人差だけでなく、どれだけきちんと騒音に対する防御策をとったかによっても、難聴になるかならないか大きな差が出てきます。最も一般的な防御策である耳栓も、使い方によって効果は大きく異なります(Q4-1 参照)。騒音性難聴は予防が可能な疾患です。難聴にならないように、なりにくくなるように、事業者と労働者が協力して対策を実行していくことが大切です。

Q1-8 騒音性難聴は対策を取らないと全く聞こえなくなりますか。

A 騒音性難聴の進展は騒音作業就業後 5~15 年の経過で高音域から比較的急激に悪化し、その後の進行は緩やかになるといわれています(図 1-4)。ただし、騒音レベルが大きい時には中音域(500~2000 Hz)にも難聴が広がり、より悪化する危険が高くなります。長い経過の中で、このような騒音性難聴が、加齢性難聴を中心としたその他の耳の変化と加わり、日常生活に支障をきたす難聴のレベルにまで進行する恐れがあります。

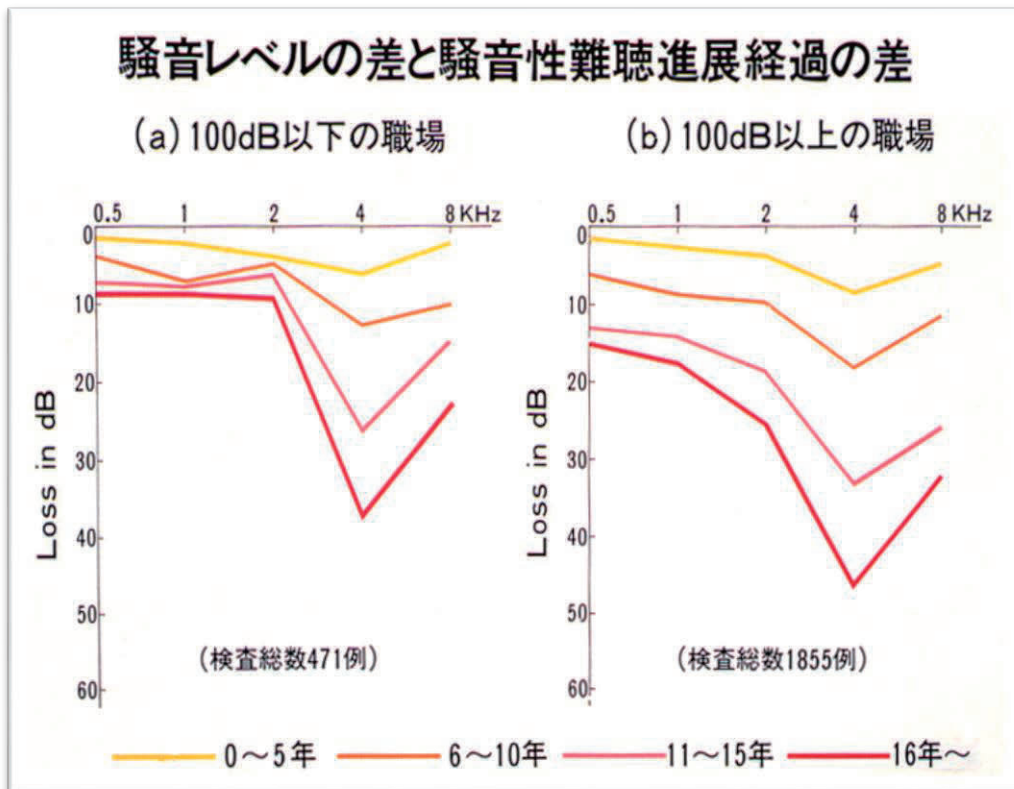


図 1-4 騒音レベルの差と騒音性難聴進展経過の差
 (日本耳鼻咽喉科学会 騒音性難聴教育スライドより引用)

Q1-9 既に難聴が起きてしまった場合、どのようにしたらよいですか。

A まず、騒音性難聴であるかどうか、専門家（耳鼻咽喉科専門医あるいは日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）に診てもらってください。これまでの健康診断の検査結果や騒音ばく露歴がとても重要になりますので、それらの情報を持参し、症状の経過についてもきちんと伝えてください。

騒音性難聴と診断が確定したとき、残念ながら治療は困難です。これは現代の医療ではまだ治すことのできない疾患なのです。更に、騒音性難聴は騒音に曝されている限り進行する恐れがあります。一方、騒音ばく露がなくなればその後は加齢変化以上の難聴進行はありません。

たとえ騒音性難聴発症を予防できなかった労働者に対しても、進行を防ぐ二次予防は十分可能であり、対策の必要性を伝えていただくのがよいと思います。すでに騒音性難聴になってしまった労働者への二次予防のための対策は、まだ難聴になっていない同じ環境で働く労働者の一次予防（発症予防）にもつながります。騒音性難聴という疾患は、治療は困難ですが予防は可能です。騒音レベルは比較的簡単に測定することができ、健康への影響も聴力測定によってモニターできます。騒音性難聴が原因で、大切な言語コミュニケーションが不自由になる方が少なくなるように、職場全体で取り組んでいただければと思います。

2. 関連する耳疾患について

Q2-1 銃火器による難聴も騒音性難聴と同じですか。

A 音による聴覚の障害（音響性聴器障害）は原因音の大きさとばく露時間の長さによって、急性と慢性に分けられます。銃火器によるものは急性音響性聴器障害、騒音性難聴は慢性音響性聴器障害です（表 2-1）。両者は障害の起こるメカニズムが異なりますので、それぞれ分けて考えるべきです。

何の音が原因で起こった難聴かを判断するためには、いつ、どのような音に、どのくらいの時間ばく露されたか、その時にどのような症状が生じたかといった強大音へのばく露歴と、雇入れ時、配置替え時、ならびに定期の聴力検査結果が極めて大事ですので、適切に健康管理を行い、聴力の記録を保存しておくようにしてください。

表 2-1 音響性聴器障害の分類

音響性聴器障害の分類	負荷音響レベル	原因となる音	ばく露期間
急性音響性聴器障害（広義の音響外傷）			
（狭義の）音響外傷	130 dB(A) ~	銃火器、爆発など	瞬間的
（その他の）急性音響性難聴	100~120 dB(A)	コンサートなど	数分~数時間
慢性音響性聴器障害			
職業性騒音性難聴	85 dB(A) ~	職業性騒音	5~15 年以上
非職業性騒音性難聴	不明	音楽など	不明

Q2-2 騒音性難聴と老人性難聴の違いを教えてください。

A 騒音性難聴は大きな音に長期間さらされたために起こる難聴です。老人性難聴（加齢性難聴）は年齢変化による難聴です。

両者とも内耳の障害で難聴が起こり、感音難聴をきたします。また、騒音職場で長く働き高齢になった労働者では、その割合に差はあれ、両方の影響による難聴が合併している可能性が考えられます。

典型的な老人性難聴の聴力変化は図 2-1（聴力の年齢変化）^{6),7)} のようになり、また、典型的な騒音性難聴の難聴進行は図 2-2（騒音性難聴の進展様式⁷⁾） のようになります。難聴進行の時間経過が聴力検査でつかめていれば両者の鑑別が可能ですが、難聴が進行した後の聴力図を見ただけではどちらがどの程度影響した結果なのか判断するのは極めて難しくなり、騒音性難聴の認定基準（表 8-2）に従って慎重に診断が行われます。定期的な聴力検査を行い、記録を保存しておくことの重要性がわかっていただけるとと思います。

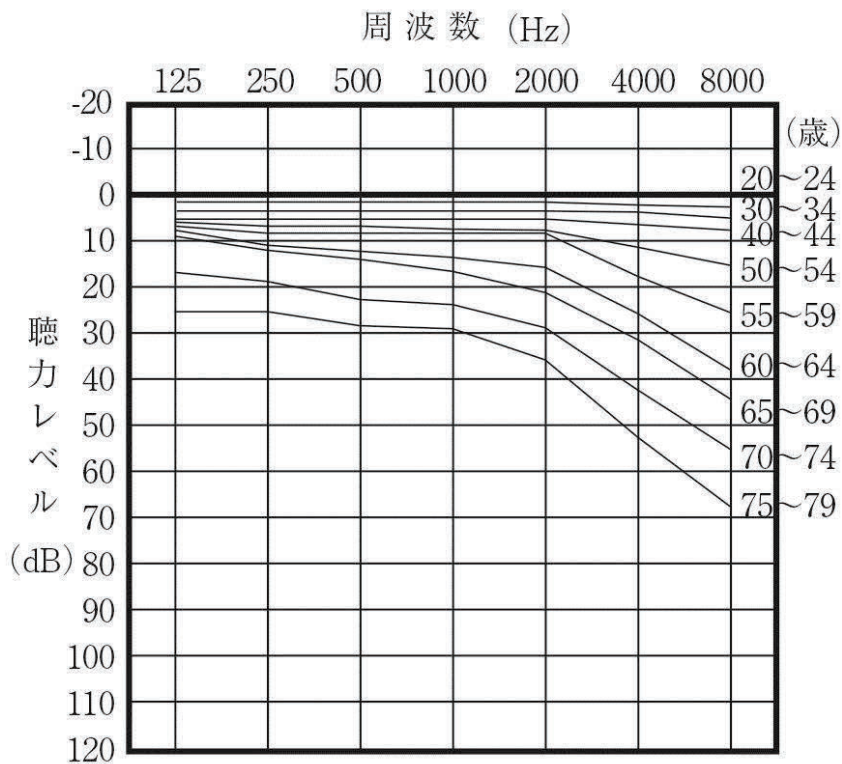


図 2-1 日本人の年齢別平均聴力 参考文献 7 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

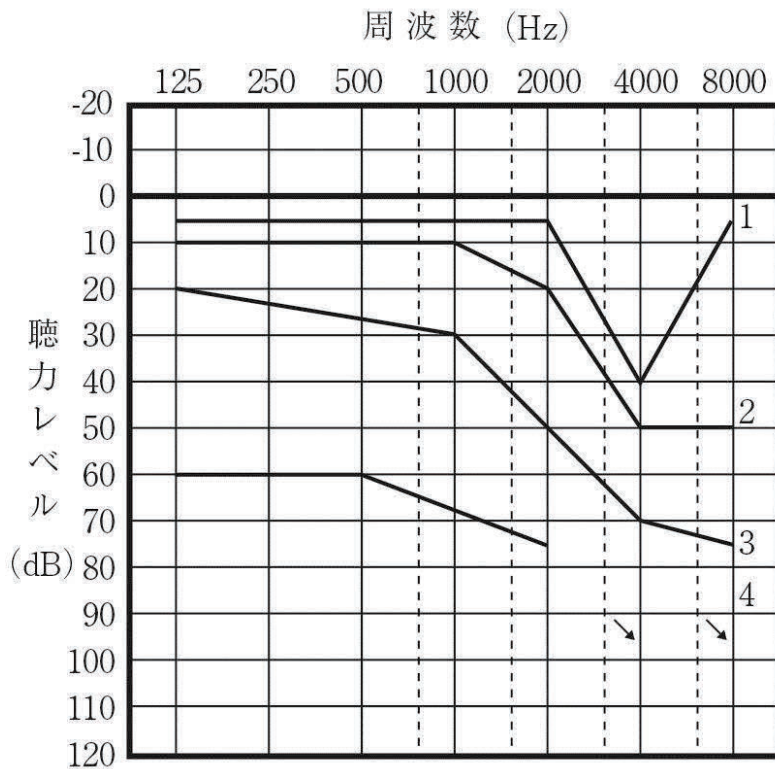


図 2-2 騒音性難聴の進展様式 参考文献 7 (日本聴覚医学会編：聴覚検査の実際 第4版, 南山堂, 2017) より転載

Q2-3 耳鳴を訴えるとき、どのように対処すればよいですか。

A 耳鳴の多くは何らかの耳疾患に伴って生じます。急激に耳鳴を発症した症例では耳鼻咽喉科専門医を受診し、耳の診察並びに聴力評価が必要です。突発性難聴という疾患の場合、早期の治療開始が重要になります。耳鳴の原因となる耳疾患の中には、治療を急ぐべき症例があることに注意してください。耳鳴を放置することなく、適宜、診察や検査を受け、治療が必要な耳鳴か、心配しなくてよい耳鳴か専門医に判断してもらってください。

騒音性難聴は、難聴の自覚がない段階で耳鳴によって気づかれることもあります（Q1-4 参照）。耳鳴をきっかけに早い段階で騒音性難聴が確認されれば、その後の進行を防止するための対策をとることができます。耳鳴という症状は、人によっては大変苦痛に感じることも稀ではありません。耳鳴の苦痛を和らげる音響療法や指示的カウンセリングなどの方法もありますので、耳鼻咽喉科専門医にご相談ください。

騒音性難聴によって耳鳴が生じた場合、その耳鳴に対して障害認定を受けられる可能性があります（Q8-19 参照）。

Q2-4 通常よりも音が極端にうるさいと感じる耳の疾患はありますか。

A 難聴の中でも内耳が障害されて起こった難聴（内耳性難聴）では、「小さい音は聴こえにくく、その一方で大きい音は逆に響いて聞きにくい」、と感じる「補充現象」が生じることがあります。内耳が本来持っている、外界の音を適切に調節して増幅する作用が失われたことが原因で、様々な内耳疾患で共通してみられる現象です。騒音性難聴もこの内耳性難聴の1つであり、小さな音は聴きにくく逆に大きな音はうるさく感じる事が少なくありません。補充現象は過度に心配しすぎることなく、原因となる内耳疾患の診断を受け、それに対する適切な対応をとってください。

ただし、実際の音の大きさに比べて訴えがあまりにも極端な時には、耳疾患のみならず、心因性の関与も考慮する必要があります。まず耳鼻咽喉科で耳疾患がみられるかどうか診断を受け、必要に応じて精神神経科などの他の専門の医師にも相談するとよいでしょう。

Q2-5 めまいとの関連を教えてください。

A 内耳は蝸牛、前庭、三半規管から構成され、聴覚の感覚器（蝸牛）であると同時に、平衡覚の感覚器（前庭、三半規管）でもあります。内耳の病変によって、聴覚が障害されれば難聴に、平衡覚が障害されればめまいが生じることになります。両者は非常に関係が深く、難聴とめまいが同時に起こる疾患も少なくありません。

騒音性難聴は内耳の疾患ですが、難聴のみで、一般にめまいは伴いません。一方、騒音性難聴と鑑別が必要な疾患の中にはめまいを伴う難聴疾患も数多く含まれるため、難聴の原因診断の際にはめまいの有無が極めて重要になります。病院を受診するときには、難聴とめまいがそれぞれあったか、もし両方あったのであれば、それぞれの時間経過について正確に伝えるように心がけてください。

Q2-6 中耳炎で聞こえにくい人は騒音性難聴になりにくいですか。

A 慢性中耳炎があると音の伝わりが悪くなるタイプの難聴（伝音難聴）が起こります。通常、聞こえの神経の障害（感音難聴）はありません。

一般的に伝音難聴があると騒音のエネルギーが弱められて耳の奥（内耳）に伝えられるので、騒音性難聴になりにくいと考えられます。

ただし、エネルギーが伝わりにくいことによって逆に影響を受けやすい場合もあります。音も振動も共に物理的なエネルギーという点で共通しています。騒音に振動を伴うような作業では、振動のエネルギーは内耳に直接届き、中耳炎等の伝音難聴のためにエネルギーが外に逃げるできないと、かえって難聴になりやすい場合もあるので注意が必要です。

Q2-7 林業でチェーンソーを使い振動があります。耳を保護するために耳栓とイヤーマフ（耳覆い）はどちらが良いですか。

A 林業に使用されるチェーンソーのような振動機械を手にとって作業をする場合、外耳道経由で空気の振動を介して耳に伝えられる気導音（通常の騒音）と、器械の振動が上肢を經由して頭部に伝えられる骨導音（いわゆる振動）の両方のエネルギーが内耳に到達します。

この騒音と振動がともに内耳に負荷されることにより難聴の発生リスクが増大します。また、振動により自律神経の障害が起こり、それにより内耳を含めた血管が収縮して血行を悪くし、内耳血流量が減少するので騒音による障害を受けやすくなるからであろうという説もあります。

耳栓とイヤーマフの防音効果（遮音値）について、JIS規格は表2-2、2-3のように基準を定めています（実際の騒音防止効果は個々の製品とその使い方によって異なります）。気導音に対しては両方とも有効ですが、振動を伴う騒音環境下では、気導音として強大音が内耳に伝わるだけでなく、骨導音としても内耳に伝わります。骨導で伝えられたエネルギーは通常であれば中耳（伝音系）を介して一部外へ逃げますが、外耳道を密閉してしまう耳栓はそれを妨げてしまいます（外耳道閉鎖効果）。

耳栓をして気導音が外から入ることを遮音しても、振動として骨導で伝えられたエネルギーは逆に外耳道閉鎖効果により増強されるため、むしろ障害が大きくなることさえ起こりえますので、耳栓と耳覆いのいずれかを選択するとすれば、振動の影響が大きい作業では外耳道を開放したまま使用するイヤーマフをより推奨します。

表2-2 耳栓とイヤーマフのJIS規格

種類	分類	記号	備考
耳栓	一種	EP-1	低音から高音までを遮音するもの
	二種	EP-2	主として高音を遮音するもので、会話域程度の低音を比較的通すもの
耳覆い	—	EM	—

（JIS規格）

表 2-3 防音保護具の遮音値

中心周波数 (Hz)	遮音値 (dB)		
	E P-1	E P-2	E M
125	10 以上	10 未満	5 以上
250	15 以上	10 未満	10 以上
500	15 以上	10 未満	20 以上
1,000	20 以上	20 未満*	25 以上
2,000	25 以上	20 以上	30 以上
4,000	25 以上	25 以上	35 以上
8,000	20 以上	20 以上	20 以上

* : E P-2 の中心周波数 1,000 Hz における遮音値は、15 dB 未満にすることが望ましい。

(JIS T 8161-1983)

Q2-8 高気圧作業安全衛生規則に基づく健康診断でも鼓膜及び聴力の検査が定められていますが、何を行えばよいのでしょうか。

A 作業環境の圧力変化によって耳疾患を起こすあるいは増悪させる可能性があるために行われます。高気圧作業安全衛生規則第 38 条 4 では、雇入れ時、配置替え時、および半年ごとの定期に健康診断を実施し、医師の意見を聴取し、高気圧業務健康診断個人票（様式第 1 号）を作成、5 年間保存することとなっております。

健康診断項目の内、耳に関連するものとして、①耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無、②鼓膜所見、③聴力について記載が必要ですので、他の健診項目に加えて、①問診、②耳鏡検査、③聴力検査を行い、異常があれば耳鼻咽喉科医師による精密検査（例えばティンパノメトリー等）を行うこととなります。

上記の健康診断によって、メニエール病、中耳炎、その他耳管狭窄を伴う耳の疾病が認められれば、事業者は医師が必要と認める期間、高気圧業務への就業を禁止しなければならない（同第 41 条）とされていますので、医師の意見を聴取してください。

Q2-9 ムンプス難聴（おたふくかぜによって起こる難聴）で一側難聴の労働者がいます。健耳を守るためには一般の労働者と同じ対応でよいですか。

A ムンプス難聴等による一側聾の場合、残った良聴耳が騒音性難聴になりやすいか否かは明らかにされていません。強大音に対して内耳を保護する働きがある蝸牛遠心性神経を介した受傷性への影響⁸⁾の可能性は考えられますが、ヒトにおけるこの神経の作用に関してコンセンサスは得られていません。また、騒音障害防止のためのガイドラインにも、一側高度難聴の労働者に対する特別の規定はありません。

ただし、一般論として一側高度難聴者の良聴耳にはより一層の注意が払われることが望ましく、

職場における労働衛生教育等で、「耳鳴、耳閉感など何らかの聴覚違和感が良い方の耳に生じたら、放置せずすぐに耳鼻咽喉科専門医（騒音性難聴担当医）を受診するように」という指示があるとよいと思います。

Q2-10 聴力検査を偽る場合がありますか。

A 難聴がないのに聴力検査で難聴があるように偽ることを詐聴といいます。また、ある程度の難聴はありますが、実際以上に重い難聴があるように聴力検査時に装うことを誇大難聴といいます。騒音性難聴において、労災の認定や補償の問題がかかわってくる場合、そのような聴力を偽ろうとする行動はないことではありません。本当に困っている人の助けとなり、労災補償制度を公正に運用していくためには正確な聴力の評価が不可欠になります。

健康診断で行われる検査は選別聴力検査も気導純音聴力検査も両方とも本人の応答によって聴力を判定する自覚的聴力検査です。このような検査結果を評価するときには、もしかすると詐聴や誇大難聴が含まれているかもしれないと考え、疑問のある時には他覚的聴力検査が可能な専門的な医療機関を紹介して聴力の評価を行ってください（**Q5-17** 参照）。

3. 作業環境管理（騒音測定および騒音低減策を含む）

Q3-1 騒音の作業環境測定を実施すべき事業所の基準を教えてください。労働安全衛生規則（安衛則）第 588 条 令第 21 条第 3 号に環境測定を行うべき騒音作業場として、8 作業場と 52 作業場を規定していますが、これに該当しない場合は測定の義務はないと解釈してよいですか。

A 別表第 1 は安衛則第 588 条及び第 590 条の規定に基づき、6 カ月に 1 回、定期的に、等価騒音レベルを測定することを義務付けられている 8 種類の屋内作業場を示し、別表第 2 は各種の測定結果から等価騒音レベルで 85 dB(A)以上になる可能性が大きい作業場を掲げたものです。（表 3-1）

尚、これらに掲げていない作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる場合にはガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましいとされていますので、騒音がみられるようであれば、まず一度測定してみてください（Q8-4 参照）。

騒音の測定方法は騒音障害防止のためのガイドラインに従って行ってください（Q3-2 参照）。騒音計には周波数重み付け特性を選ぶ機能がついており、騒音測定の際には A 特性を選択します。これはヒトの耳の感度に合わせた周波数特性ですので騒音の影響をみるのに適しています。物理的なエネルギーを示す C 特性やその他の周波数特性を選択できる機種もありますが、騒音レベルは A 特性で測ることになっています。

表 3-1 騒音障害防止のためのガイドライン（基発第 546 号 平成 4 年 10 月 1 日）

（別表第 1）

- (1) 鋸(びよう)打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落しの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラムかんを洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムパーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

（別表第 2）

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場

- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶解し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板、線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて熔融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) コンクリートパネル等を製造する工程において、テーブルパイプレーターにより締め固めの業務を行う作業場
- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
- (23) びん、ブリキかん等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押出し、切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内紙を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツインスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いて I C パッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場

- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
 - (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
 - (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
 - (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
 - (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
 - (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
 - (47) さく岩機、コーキングハンマ、スケーリングハンマ、コンクリートブレイカ等圧縮空気により駆動される手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
 - (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
 - (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
 - (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
 - (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
 - (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積み込み等の業務を行う作業場
-

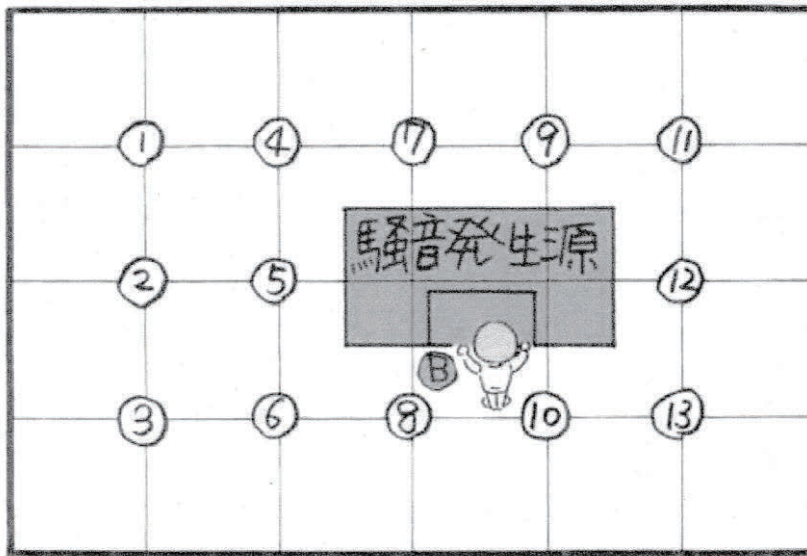
Q3-2 騒音の作業環境測定を実施する場合、どのように測定すればよいですか。

A 測定は作業が定常的に行われている時間帯に A 測定と B 測定という 2 種類の手法（図 3-1）で行います。A 測定は作業室内の全体の騒音環境を把握するために実施し、B 測定は個人のばく露状況を把握するために実施するものです。

A 測定では作業場の中で 6m の格子点ごとに、床上 1.2m～1.5m 間の高さに騒音計を設置して 1 箇所につき 10 分間の等価騒音レベルを測定します。設備等があつて測定が著しく困難な格子点は測定しなくて構いません（例：図 3-1 の⑤と⑫の間の格子点）（作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）第 4 条）。A 測定の平均値はそれぞれの測定値を算術平均して求めます。ただし、80 dB(A)未満の測定値があればそれは算術平均に含めません。

B 測定は騒音発生源に近接する場所で作業が行われる場合、その作業員の耳元に相当する位置に騒音計を置き、10 分間の等価騒音レベルを測定します。

測定は 6 カ月に 1 度、定期的に行います。設備や作業内容を変更したときにはその都度測定してください。測定箇所は記録しておき、以前の測定結果と比べられるようにしておくと、騒音が変化したときに原因の特定や対策に役立ちます。



○数字：A測定点 ○B：B測定点 人：作業者

図 3-1：騒音測定の実際（騒音障害防止のためのガイドラインより）

Q3-3 最近研磨装置が導入され騒音が発生するようになりました。耳栓着用と健康診断を行う予定ですが、作業環境測定も必要ですか。

A 研磨作業ということですので、表 3-1 の別表 2 の (3) の作業に相当すると考えられます。ガイドラインに従って、作業環境測定を実施してください。騒音発生源が最近導入された機械 1 箇所ということであれば事業所全体の大掛かりな測定は必要でないかもしれません。まず、その機械で作業する労働者の耳元の位置で B 測定を行い、どの程度の等価騒音レベルになっているか、現状を把握されるとよいと思います。

Q3-4 当工場の騒音作業は原則遠隔操作で行い、点検等のため 1 日に 10 分程度作業員が立ち入るだけですが、測定が必要でしょうか。

A ガイドラインでは騒音が発生する作業場を有する事業者の責務として騒音測定をはじめ適切な措置を行うことを定めていますので、作業時間によらず測定をしてください。

騒音測定は作業環境測定士が行うという規定はありません（安衛則第 590 条、第 591 条）。従って、産業医や衛生管理者などが、騒音計を用いて測定を行って構いません。外部の作業環境測定機関に依頼することも可能です。測定結果は、①測定日時、②測定方法、③測定箇所、④測定条件、⑤測定結果、⑥評価日時、⑦評価箇所、⑧評価結果、⑨測定および評価を実施した者の氏名、⑩測定および評価の結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要を記録し、3 年間（第Ⅱ管理区分又は第Ⅲ管理区分では 5 年間保存が望ましい）保存するよう定められています。

騒音計は等価騒音レベルが測定できるように積分機能の付いた、校正済みの騒音計を用いてください。騒音計や測定方法について不明の点があれば、お近くの産業保健総合支援センターあるいは地域窓口（地域産業保健センター）にお尋ねください。

Q3-5 騒音がありますが作業環境測定を行っていません。どうすればよいですか。

A 騒音測定は決して難しいものではありません。特定の資格（作業環境測定士等）が必要な測定でもありません。これまで測定したことがないために敷居が高いと感じているのかもしれませんが、労働者の聴力を守り、事業者の管理責任を果たすためにも、騒音測定は極めて重要です。担当者自身が測定しても、外部機関に依頼してもどちらでも結構です。騒音計を持っていない、どこに頼んだらよいかわからないというような場合には、事業所のある都道府県の産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

Q3-6 A測定ではどのように測定ポイントを決めればよいですか。

A A測定は6m以下の格子点で5カ所以上図るようになっていますが、作業場内の実態がつかめるように測定点を決めてください。その際、機械等が設置されていて作業者が立ち入ることのできない場所は測定しなくてかまいませんので、Q3-2（図3-1）のように、図面上で妥当な測定点を定め、その測定箇所を記録に残してください。

Q3-7 6mに満たない狭い部屋は1箇所だけ測定すればよいですか。

A 作業環境測定基準第4条の2の規定では、「A測定の測定点は5以上とする。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、騒音レベルがほぼ均一であることが明らかなきはこの限りでない」と定められています。質問のような作業場所であれば、騒音レベルが均一であることを確認の上、A測定は5に満たない測定箇所でもよいと考えられます。

一方、そのような狭い作業場では音源に近接して作業が行われると思いますので、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置においてB測定を行ってください（作業環境測定基準第4条の3）。

Q3-8 測定を行う高さは1.2～1.5mとなっておりますが、低すぎないでしょうか。

A 有機溶剤等では0.5～1.5mの高さと規定されていますが、騒音測定では耳の高さを考慮し1.2～1.5mの範囲で測定するよう定められています（作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条）。世代と共に労働者の平均身長の変化はあるかと思いますが、その差が騒音測定に関して結果に大きく影響するとは考えにくく、従来の規定通りに行うことで問題ないと考えられます。

Q3-9 騒音計の時定数はSlowではだめですか。

A 定常的な騒音であればFast、Slowのどちらでも構いません。この両者は動特性（時間重み付け特性）といって、騒音計の指針の動く速さを示します。騒音レベルの変化が速い時にはSlowの特性ではとらえきれず、実際より小さな値に表示される可能性が考えられます。

衝撃音が入る環境ではFastで衝撃音の強さを目視で確認する必要がありますので、測定には原則

として Fast を使用してください。

Q3-10 ハンマーによる断続的な騒音があります。衝撃音のある騒音職場では基準が変わりますか。

A 衝撃音と定常騒音の両方の許容基準を満たす必要があります。衝撃音については、1労働日の衝撃騒音ばく露回数が100回以下なら120 dB(A)を許容基準とし、それ以上の回数の際は補正を行ってください⁹⁾。衝撃騒音の測定にはオシロスコープが必要になる等、やや専門的な測定、評価になる場合がありますので、そのような際には外部の検査機関に依頼されるのが良いと思います。騒音に変動のある場合、作業時間中の、なるべくその騒音を代表すると思われる時刻、または騒音に係る問題を生じやすい時刻に騒音測定を実施してください。

Q3-11 スマホのアプリで騒音計機能を持ったものがありますが信頼できますか。

A 実際に10種類以上のアプリがあるようです。校正された騒音計との差は小さいものでも10 dBくらい誤差があり、特に騒音の周波数が高くなると誤差が大きくなる傾向があるようです（下記のホームページ参照）。また、スマホのマイクの指向性のために、向ける方向によって値が大きく影響され、周波数のA特性や時間特性のFastが設定できないという問題もあります。このような問題から、事業所の管理区分を判断する騒音測定には適しないといえます。ただし、日々の騒音の相対的な変化を確認するような使い方に限定すれば、手軽でよいかもしれません。

（日本騒音調査 ソーチャール ホームページ おすすめコンテンツ【検証】騒音計アプリでスマホが騒音計に？ 騒音計アプリの精度比較レビュー。おすすめのアプリは？ 参照）

Q3-12 測定結果の評価はどのようにすればよいですか。

A A測定およびB測定結果をもとに、いずれも85 dB(A)未満の場合、第I管理区分。いずれかが85 dB(A)以上で、いずれも90 dB(A)未満の場合、第II管理区分。いずれかが90 dB(A)以上の場合、第III管理区分とします（表3-2）。

表3-2：作業環境測定結果の評価（騒音障害防止のためのガイドライン）

		B 測定		
		85 dB(A)未満	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	90 dB(A)以上
A測定 平均値	85 dB(A)未満	第I管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	85 dB(A)以上 90 dB(A)未満	第II管理区分	第II管理区分	第III管理区分
	90 dB(A)以上	第III管理区分	第III管理区分	第III管理区分

備考：

- 1 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 2 「A測定平均値」の算定には、80dB(A)未満の測定値は含めないこと。
- 3 A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85 dB(A)未満の欄を用いて評価を行うこと。

Q3-13 85 dB(A)以上の作業場があります。耳栓着用の表示しかしていないが、管理区分の表示も必要ですか。

A ガイドラインで、第Ⅱ管理区分以上では当該場所を標識によって明示するよう定められていますので騒音が生じていることを表示してください。

Q3-14 第Ⅱ管理区分のとき、作業環境管理、作業管理をどうしたらよいですか。第Ⅲ管理区分ではどうですか。

A 管理区分ごとに以下のように定められています。

第Ⅰ管理区分の場合、作業環境の維持に努める。

第Ⅱ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置（表 3-3 参照）を講じ、第Ⅰ管理区分になるよう努める。必要に応じ、作業者に防音保護具を使用させる。

第Ⅲ管理区分の場合、騒音がある場所を標識によって明示する。騒音を減らすための必要な措置（表 3-3 参照）を講じ第Ⅰ又は第Ⅱ管理区分になるよう努める。改善措置を講じたときは再度測定し評価を行う。作業者に防音保護具を使用させる。防音保護具を使用するように見やすい場所に標識を掲示する。

表 3-3 代表的な騒音低減策（騒音障害防止のためのガイドライン）

分類	方法	具体例
1 騒音発生源対策	発生源の低騒音化	低騒音型機械の採用
	発生原因の除去	給油、不釣合調整、部品交換など
	遮音	防音カバー、ラギング
	消音	消音器、吸音ダクト
	防振	防振ゴムの取り付け
	制振	制振材の装着
	運転方法の改善	自動化、配置の変更など
2 伝ば経路策	対距離減衰	配置の変更など
	遮蔽効果	遮蔽物、防音塀
	吸音	建屋内部の消音処理
	指向性	音源の向きの変更
3 受音者対策	遮音	防音監視室
	作業方法の改善	作業スケジュールの調整、遠隔操作など
	耳の保護	耳栓、耳覆い

Q3-15 A 測定は 90 dB(A)未満で第Ⅱ管理区分相当、B 測定だけが 90 dB(A)を越えました。どうすればよいですか。

A 作業環境測定結果の評価（表 3-2）に従って第Ⅲ管理区分になります。Q3-14 を参考に対策を行ってください。

Q3-16 管理区分ⅡとⅢで異なる標識が必要ですか。

A 騒音作業場の標識について、安衛則第 583 条の 2 により、事業者は「当該屋内作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるよう、標識によって明示する等の措置を講ずる」ことと、同第 595 条により、「耳栓その他の保護具の使用を命じたときは、当該保護具を使用しなければならない旨を、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示しなければならない」という規定があります。この規定は第Ⅱないし第Ⅲ管理区分において適応されますが、管理区分が第Ⅱあるいは第Ⅲのいずれであるかを分けた表示までは求められておりません。

Q3-17 作業環境の改善を行いたい。何をどうしたらよいですか。

A まず、騒音の発生源を特定してください。主要な原因について、それぞれ表 3-3 を参考にし、可能な対策を実施していくことが望めます。

例えば、小規模事業場では、屋内でインパクトレンチ作業を行う作業者の近くに設置されていたコンプレッサーを屋外に移設して作業環境（騒音）が改善した事例があります。また、図 3-2a,b,c のような事例もあります。

対策を講じるに当たっては、労働衛生工学専門員等（作業環境測定士または労働衛生コンサルタント等）の専門家を活用してください。産業保健総合支援センターから無料で派遣します。

図 3-2a,b,c は労働者数 50 人未満の事業場の金属の機械加工が行われている作業場所の改善事例です。この作業場所では、ショットブラスト出口付近が最大の騒音となっていました。ショットブラストの出入口にビニール製カーテンを設けたところ、入口付近の作業者の位置と出口付近の作業者の位置での騒音が低減しました。作業環境測定結果は、A 測定結果と B 測定値とが共に低減し、第Ⅲ管理区分から第Ⅱ管理区分に改善しました。



図 3-2a : ショットブラスト出入口にビニール製カーテンを設けたところ、周囲の騒音が低減



図 3-2b : 入口のビニールカーテン



図 3-2c : 出口のビニールカーテン

Q3-18 自動プレス機が騒音源だったので防音材で囲い騒音はある程度低減しました。しかし、搬入部・搬出部に 10 cm 四方の開口部があり閉じることができません。どうすればよいですか。

A 代表的な騒音低減策は表 3-3 の通りです。開口部からの音漏れが大きく遮音が不十分なようなら開口部に可動式の吸音材をあてる方法等が考えられます。現場での対策がうまくいかない時には、産業保健総合支援センターにご相談ください。産業保健相談員（労働衛生工学）や労働衛生工学専門員が事業場に赴いて相談に応じてくれます（無料です）。その他、有料ですが労働衛生コンサルタントに相談する方法もあります。専門家から良いアドバイスが得られると思います。

Q3-19 気吹き（エアブロー）の音がうるさいので改善したい。

A エアブローは使用中には 90 dB(A)を超える騒音が出ることも少なくありません。しかし、機種によっては、低圧力で使えるものやノズルの工夫で騒音を低減させる効果をうたった機種も出ていますので試してみるとよいでしょう。変更前後の騒音レベルを測定しておくことを勧めます。

Q3-20 インパクトレンチ作業の音がうるさいので改善したい。騒音発生源を密閉することはできないが、作業者と発生源との間に遮へい物（ついたてのようなもの）を設けた場合、騒音対策として効果がありますか？

A ついたてのような遮へい物は音の伝搬を低減する効果があります。可能であれば、吸音率の大きい材質を用い、密閉できなくても、できるだけついたてを高く、開口部を狭くすると効果が高まります。

Q3-21 鉄板の作業台の上でインパクトレンチを使っています。騒音が振動を伴って最もうるさいようです。どうすればよいですか。

A 作業台が鉄板ですと、音の反響や振動も強く伴うことが危惧されます。可能であれば消音、防振効果（表 3-3）を期待してゴム板を敷くなどの対策が考えられます。振動と騒音がともに加わると難聴を増悪させます（Q2-7 参照）。ゴム板で振動や反響の部分だけでも減少させることができれば意義は大きいと思われれます。産業保健総合支援センターや地域窓口（地域産業保健センター）に相談し、専門家に現場を見ていただきアドバイスを求める（Q3-18 参照）のがよいと思います。

Q3-22 大企業では専用の施設に変更して、シャッターで騒音防御するという対策を講じていると聞きましたが、かえって騒音がひどくなりませんか。

A 表 3-3 に示す騒音対策の中でシャッターは、2. 伝ば経路策の遮蔽効果を期待したものです。騒音発生源と作業者の間をシャッターで仕切ることができれば、シャッターの材質にもよりますが、効果的な騒音低減策の 1 つになります。勿論、シャッターの内側で作業をしては何にもなりませんので、当該騒音作業が機械化されているなど、その場に作業者が立ち入らずに済むことが必要になります。

Q3-23 騒音レベルがある時間帯だけ 90 dB(A)になってしまいます。どのようにすればよいですか。

A まず、その時間帯に騒音が増加する原因を特定し、騒音自体を低減できるか考えることが第1になります。産業保健総合支援センターに相談して、実際に現場を見ていただき相談するのも良いかもしれません。

その時間帯の騒音がどうしても低減できない時には、次に作業管理を行います。その時間帯に現場に立ち入る時間を減らせないか、作業の方法、手順などを検討してみるのも良いかもしれません。それも難しい時には、厳重に防音保護具で耳を保護しての作業という対策になると思います。

騒音が生じるのは一部の時間帯であっても、対策はガイドラインに則って、作業環境管理、作業管理、健康管理並びに労働衛生教育を行ってください。

Q3-24 化学物質では第Ⅲ管理区分は第Ⅰ管理区分の管理濃度の 1.5 倍となっています。騒音では管理区分が 85 dB(A)と 90 dB(A)で分けられており、整合性はありますか。

A 管理区分とは、第Ⅰ管理区分は作業環境管理が適切であると判断される状態、第Ⅱ管理区分は作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態、第Ⅲ管理区分は作業環境管理が適切でないと判断される状態を意味します。騒音についての基準値の根拠は Q8-3 を参照してください。基準は有害因子によってさまざまですので、それぞれの基準に従ってください。

Q3-25 外部機関に作業環境測定を依頼する場合、監督官庁に提出できる公的な報告書を作成してもらえますか。

A 作業環境測定として実施する騒音測定について、事業者が、監督官庁である労働基準監督署から、騒音測定の実施状況の報告を求められることはあり得ますが、労働基準監督署にとっては騒音測定が実施されていることを確認するために報告を求めるのであって、騒音測定結果が必要なわけではありません。したがって、騒音測定結果が監督官庁（労働基準監督署）提出用の報告書として作成されることはありません。

外部機関に関して、作業環境測定を業として行うためには都道府県労働局に登録しなければなりません。都道府県労働局に問い合わせ登録されている作業環境測定機関を教えてください。また、作業環境測定機関が加入する団体として公益社団法人日本作業環境測定協会（作業環境測定法第 36 条）があり、日本作業環境測定協会のホームページには会員の作業環境測定機関が載っています。

ただし、騒音に関しては測定者の資格は不要ですので、ガイドラインで定められている測定基準に従って校正された機器を用いて適切に測定・評価を行えば、外部委託は必ずしも必要ではありません。

環境に関する法令等に基づく報告や届出については、自治体の環境政策所管部署にお問合せいただく必要があります。

4. 作業管理（騒音性難聴防止対策）

Q4-1 騒音作業場があり、騒音を小さくすることができません。対策を教えてください。

A 作業環境管理として騒音自体を小さくできるのが最善ですが、それが難しいようであれば、次に、耳栓や耳覆い徹底して耳を保護するかあるいは騒音作業に従事する時間を短縮する作業管理を考えます。

その際、労働者に対して、耳栓等は正しく装着しないと十分な効果が期待できないこと（図 4-1）、作業時間を通して使用しないと保護効果が大きく損なわれることを十分教育することが大切です。

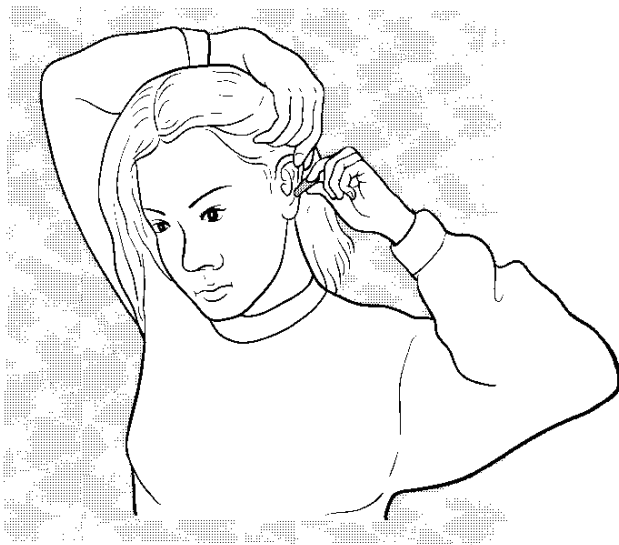


図 4-1：耳栓の正しい装着法

（日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会作成：騒音性難聴教育用スライドより引用）
反対側の手で耳介を後上方に引っ張り、外耳道を真直ぐにして耳栓を十分深く押し込む。

Q4-2 耳栓と耳覆いはどちらがよいですか。

A 耳栓と耳覆いそれぞれ様々な製品が市場に出ています。表 2-2 および表 2-3 のように、耳栓や耳覆いは JIS 規格で基準が定められており、認証されている製品を使用してください。正しく使えば両者とも一定レベル以上の防音効果を期待できるものです（表 2-3）。作業内容によっては防塵マスクや手袋を併用する場合もあり、どちらが使いやすいかは、人によってあるいは作業場によって異なると思います。労働者 1 人 1 人の使いやすさ、作業のしやすさ、装用感、値段等をもとに選んでいただいても構いません。

作業中の会話がどうしても必要になる場合、耳栓の EP-2 規格製品は低周波域の会話音を通すように作られていますので試してみる価値はあります。また、特に強大な騒音環境では耳栓と耳覆いの併用も効果が期待されます。

Q4-3 職員が耳栓を着用するとコミュニケーションがとりにくいといっているがどのように指導したらよいですか。

A 耳栓の種類によっては低周波域の会話を通しやすい製品（EP-2）（表 2-3 参照）もあるので、それを使うことが方法の一つとして考えられます。また、コミュニケーションは必ずしも声だけでとるものではないので、指差し等、音声に頼らないコミュニケーション手段を用いる作業手順を検討してみるとよいと思います。

（参考）ノイズキャンセリング技術を応用した耳栓やヘッドホンも開発されてきていますが、騒音性難聴防止を目的としたものではありません。低音の定常的な騒音については一部低減できるかと思いますが、刻々と変動する騒音に対処することは技術的に容易ではなく、コストの問題もありますので、現時点でそのような機器を職場の騒音対策に用いるのは難しいと考えられます。

Q4-4 建屋内の一部しか 85 dB(A)以上になっていないのですが、耳栓の着用はどのように指導したらよいですか。

A 建屋内の一部だけが 85 dB(A)以上であっても、そこでだけ耳栓を着用し、頻回に脱着を繰り返しながら作業するのは現実には難しいのではないかと思います。耳を守るためには、建屋内に入る際に耳栓を着用するよう決めておいた方がよいと考えられます。

Q4-5 グライNDER作業時だけ騒音が発生します。その時だけ耳栓をすればよいですか。

A それ以外の時の騒音レベルが十分低く、騒音が発生する前に作業員全員が耳栓を装着することが可能な作業場であれば、そのような対策もあり得ると思います。しかしながら、誰かがグライNDER作業を始める時に周囲で作業している同僚が気づかなかつたり、頻回に着脱を繰り返すことが手間になって結局使われなくなつたりということが危惧されます。

一部の時間でも耳栓をしなくて作業すると耳栓の保護効果は大きく損なわれます（Q4-10 参照）ので、実行可能な対策を取ってください。

Q4-6 第Ⅲ管理区分では耳栓着用は義務ですか。

A 第Ⅲ管理区分では作業に従事するすべての作業員が耳栓等の防音保護具を使用しなければなりません。これは、安衛則第 595 条に「事業者は、強烈な騒音を発する場所における業務においては、当該業務に従事する労働者に使用させるために、耳栓その他の保護具を備えなければならない。」とあるように、事業者の義務です。同条第 2 項には、当該保護具を使用しなければならない旨を見やすい場所に掲示しなければならないとも定められており、標示も行ってください。

着用を嫌がる作業員もいるかもしれませんが、それに対しても労働者に対して労働衛生教育を行うこととガイドラインに定められています。

Q4-7 騒音発生源近くでは 85 dB(A)以上ありますが、作業員の位置では 70 dB(A)程度です。音源から離れて作業する労働者にはどのように指導したらよいですか。

A 85 dB(A)以上の場所では騒音の標識が必要です。どの範囲で騒音が大きいかを把握した上で全体の作業を振り返ってみるとよいでしょう。騒音の大きい場所に作業員が立ち入ることがないか確

認し、立ち入らずにすむように作業工程を変更できるか等を確認してください。

より根本的には、音源と作業位置が離れているのであれば、音の伝ば経路対策（表 3-3）として音源を遮蔽する等の対策も可能かもしれませんので、そのような作業環境管理を行うことも考慮してください。

上記のような管理が困難で、やはり作業者が一定時間音源の近くでも作業を行うようであれば、積極的に耳栓等の保護具着用を勧めてください。

Q4-8 難聴があり普段から補聴器を使用している労働者がいます。騒音作業を行うにあたって補聴器の上から耳覆いを装着して作業するのは適切ですか。

A 通常、難聴者は騒音下での言葉の聴き取りは低下していますので、たとえ補聴器を使って音が入ってきても騒音作業中の会話聴取は困難と考えられます。一方、補聴器の上から耳覆いをあてることによって補聴器にハウリングが生じたり、補聴器の調整の状態によっては騒音が予想を超える大きな音に増幅されて耳に入る危険も否定はできません。有効性が乏しく、安全性に問題がありますのでご質問のような使い方は勧められません。難聴者もそれ以上の進行を防止するために騒音下では耳栓を使う必要があります。当該労働者とよく話をして、騒音作業中には補聴器を使わないことにするのがよいでしょう。

作業中の意思疎通には合図を決めておき身振りで伝える、あるいは、ホワイトボード等を用いて筆談するという方法もあります。

Q4-9 騒音職場には一週間に数回しか行きませんが、対策は必要ですか。

A ばく露時間が短ければ、それだけ難聴発症リスクは低下します。ただし、著しい強大音は短時間であっても音響外傷を起こすことがあります（Q2-1 参照）。また、難聴の起こりやすさ（強大音受傷性）には個人差があることが知られていますので、騒音レベルを測定し耳栓を含めて適切な対応をとるようにしてください。

Q4-10 耳栓は付けたたり外したりしてもよいですか。

A 耳栓は作業時間を通して正しく使う必要があります。

例えば、遮音効果 20 dB の耳栓を使って等価騒音レベル 100 dB(A) の環境で働くとします。就業中、きちんと耳栓を使えば 80 dB(A) で安全なレベルになります。しかし、

$$(\text{未着用率}) p = (\text{未着用時間}) \div (\text{全就業時間})$$

とおくと、以下の式で実質的なばく露騒音レベルが求められます。

$$L_{eqA} = 10 \log(10^{10}p + 10^8(1 - p))$$

これを計算すると、僅か 3% の未着用率で騒音レベルは 86.0 dB(A) に増加し、10% の未着用率になると 90.4 dB(A) と明らかに危険なレベルにまで達します。作業時間を通して着用しなければ十分な保護効果は期待できないことがお分かりいただけたと思います。耳栓・イヤーマフは騒音作業場に入る前に装着することを徹底してください。

5. 健康管理①（健康診断と聴力検査）

Q5-1 騒音作業従事者の聴力検査は年に1回ですか、半年に1回必要ですか。

A 一般健康診断の定期健康診断は安衛則44条に定められているように（表5-2）年に1回ですが、特定業務従事者（安衛則第13条：表5-1）においては6カ月以内ごとに1回（年に2回）健康診断を行うと定められています（安衛則45条）。表5-1の⑧に該当する職場はおおむね90 dB(A)を超える騒音が発生する職場とされ、その場合、年に2回の健康診断は義務となります。

騒音作業はじん肺のように個別の法令に基づく特殊健康診断ではなく、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき行われる行政指導による特殊健康診断の対象業務であり、85 dB(A)以上になることが想定される騒音作業に常時従事する労働者に対して、雇入時等健康診断と年に2回の定期健康診断（図5-1）が努力義務として定められています。これに関しても同様に遵守することが求められます。

表5-1：安衛則第13条に定められる特定業務

-
- ① 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
 - ② 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
 - ③ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
 - ④ 土石、獣毛等の塵埃又は粉末を著しく飛散する場所における業務
 - ⑤ 異常気圧下における業務
 - ⑥ 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
 - ⑦ 重量物の取扱い等重激な業務
 - ⑧ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
 - ⑨ 坑内における業務
 - ⑩ 深夜業を含む業務
 - ⑪ 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
 - ⑫ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉塵を発散する場所における業務
 - ⑬ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
 - ⑭ その他厚生労働大臣が定める業務
-

Q5-2 特殊健康診断として行われる定期健康診断の選別聴力検査で所見ありとなった労働者がいます。次にどうしたらよいですか。

A 図5-1のように定期健康診断の選別聴力検査で所見があれば、医師の判断を仰いでください。この際、評価及び健康管理上の指導は、耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うこととされていますが、日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医が適任です。騒音性難聴担当医は

耳鼻咽喉科専門医であり、かつ日本耳鼻咽喉科学会が開催する講習会を受講し試験に合格し認定された医師であり、平成 30 年 4 月現在全国に 916 名おります。学会のホームページ (<http://www.jibika.or.jp/members/nintei/souon/souon.pdf>) ならびに巻末資料に掲載されていますので、お近くの担当医を探してみてください。直接依頼しにくい時には、産業保健総合支援センターや地域窓口（地域産業保健センター）を介してお近くの担当医にご相談ください。

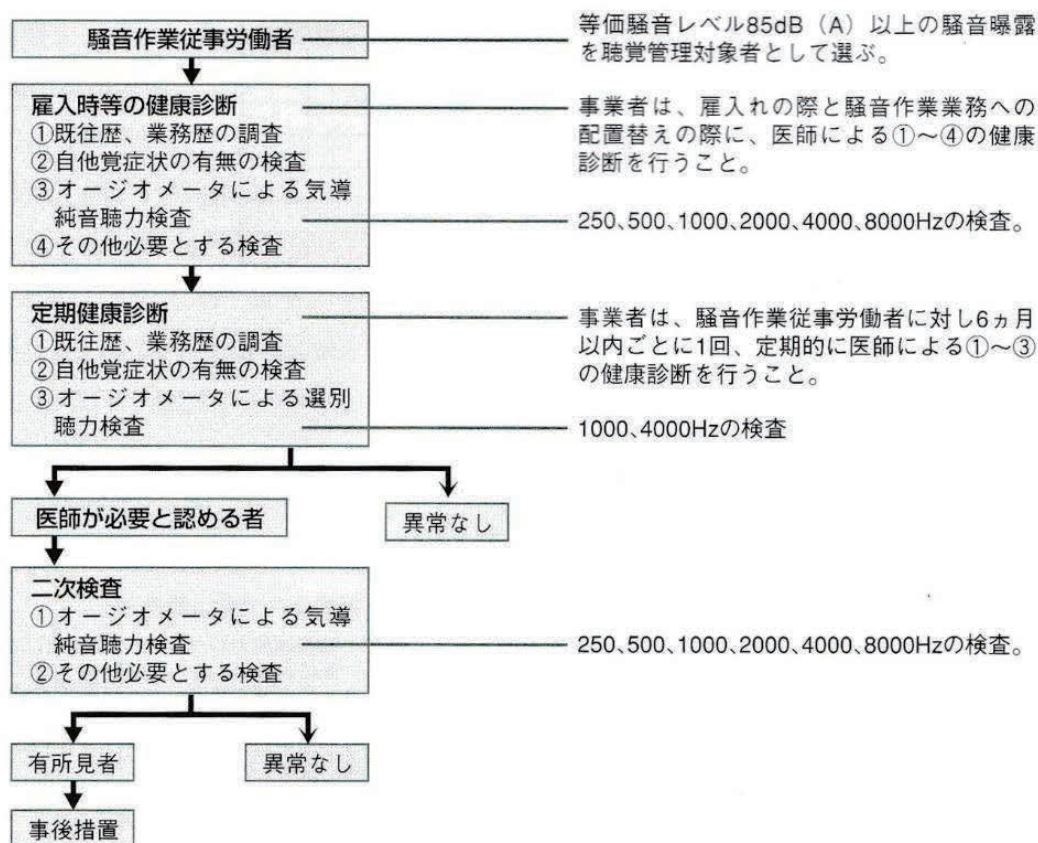


図 5-1 健康管理の体系（調所廣之、2006¹³⁾より引用）

Q5-3 聴力検査はどのような人が行うことができますか。

A ガイドラインでは、選別聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うことが適当であると記載されています。一方、250～8000 Hz の聴力検査については、医師のほか、医師の指示のもとに、本検査に習熟した保健師、看護師等が行うこととなっています。つまり、選別聴力検査では資格が必須とまでは定められていません。

とは言え、本検査に習熟していなければ正しい検査はできませんので、担当になる方は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の選別聴力検査研修会を受講して学習していただくとよいと思います。

Q5-4 騒音職場を担当しています。いつ聴力検査を行えばよいですか。

A 音響による難聴には、時間とともに回復する部分（一過性閾値上昇：temporary threshold shift:

TTS) と回復しない部分 (永久的閾値上昇 : permanent threshold shift: PTS) があります。健康診断の聴力検査で確認したいのは PTS です。騒音ばく露直後で TTS の影響が加わっている時間帯を避け、検査を行うことが勧められます。

Monday morning test、つまり週末の休業日に十分耳を休ませて、月曜日の朝の騒音作業始業前に検査を行うのが理想です。不可能な時には、その他の曜日の始業前や昼休憩の後等、騒音ばく露の影響をできるだけ避けられる時間に検査を行うとよいでしょう。

Q5-5 1,000 Hz では 30 dB が、4,000 Hz では 40 dB が聞こえればよいのでしょうか。以前、4,000 Hz では 30 dB が聞こえればよいと聞いた記憶があります。

A 1,000 Hz と 4,000 Hz で判断するのは選別聴力検査です。一般健康診断の聴力検査では安衛則第 43 条の規定により雇入れ時に全員に検査を行うこととなっています。この際には 1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz も 30 dB が健常聴力の判定に必要となります。一般健康診断対象者のその後の定期検査では、1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz は 40 dB で判定します。

一方、騒音作業従事者の特殊健康診断では、ガイドラインの解説に従い雇入れ時に気導純音聴力検査を行い、その後の定期健康診断で 1,000 Hz で 30 dB、4,000 Hz は 40 dB で検査を行います。

表 5-2 各種健康診断における聴力検査

	騒音作業従事労働者の特殊健康診断	一般健康診断
雇入れ時等健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 43 条
測定内容	250, 500, 1000, 2000, 4000, 8000 Hz の気導純音聴力検査	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-30 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査 その他必要とする検査	
定期健康診断	行政指導による健康診断	安衛則第 44 条
実施時期	半年ごとに 1 回	35 歳時, 40 歳時, 45 歳以降毎年 1 回
測定内容	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-40 dB	1000 Hz-30 dB 4000 Hz-40 dB
聴力検査以外	既往歴、・業務歴の調査 自他覚症状の有無の検査	
医師が必要と認める者の二次検査	250, 500, 1000, 2000, 4000, 8000 Hz の気導純音聴力検査 その他必要とする検査	

尚、これとは別に、学校保健安全法に定める児童、生徒の聴力検査では 1,000 Hz-30 dB、4,000 Hz-25 dB を用いています。

Q5-6 定期健康診断で 1,000 Hz-30 dB と 4,000 Hz-40 dB の選別聴力検査測定は妥当ですか。

A 正常聴力の定義は平均聴力レベルで 25 dB 未満とされています¹⁰⁾。ただし、防音室もない事業所で行う健診において、25 dB 以上～30 dB ないし 40 dB 未満の軽度難聴の有無を厳密に追及する意義は乏しいと考えられ、選別聴力検査を行うにあたっては、上記の周波数と測定レベルで検査を行います。

選別聴力検査で所見ありと判定された場合、二次検査では 250～8,000 Hz の各周波数について聴力レベルを測定します。一方、選別聴力検査で所見なしと判定される方の中に、4,000 Hz の聴力レベルが 25～40 dB の初期の騒音性難聴が含まれている可能性があり、ガイドラインでは、年に 2 回の定期健康診断の内の 1 回は、4,000 Hz で 40 dB の判定だけではなく、その閾値（聴こえる最も弱い音のレベル）を検査することが望ましいとされています。

Q5-7 半年に 1 度の定期健康診断は、必ず選別聴力検査をしなければなりませんか。

A 騒音職場において特殊健康診断として行われる定期健康診断では半年に 1 度、選別聴力検査以上の評価ができる検査が求められています。1,000 Hz 及び 4,000 Hz の選別聴力検査のみを行ったのでは騒音性難聴の初期段階では所見なしと判定される可能性があるため、より早期に発見するためには、年に 2 回の定期検査のうち 1 回は閾値を図る検査が望ましいと考えられています（Q5-6 参照）。

更に、多くの労働者が毎回必ず選別聴力検査で所見ありとなり、改めて二次検査として 250～8000 Hz の気導純音聴力検査を行うような事業所であれば、評価する医師の判断のもと定期検査を最初から気導純音聴力検査で行う方が、効率が良い場合も考えられます。

Q5-8 作業環境測定で第 I 管理区分でした。特殊健康診断として求められる半年ごとの定期健康診断は必要ですか。

A 第 I 管理区分の屋内作業場（あるいは 85 dB(A) 未満の屋外の作業場）で業務に従事する労働者については、騒音障害防止のためのガイドラインに定める半年に 1 度の定期健康診断は省略しても差し支えないこととなっています。

ただし、機械の固定が緩む等、わずかな変化で気づかないうちに騒音レベルが高まっている場合もありますので、作業環境の維持に留意してください。

Q5-9 聴力検査の結果がマイナスで返ってきました。どういう意味ですか。

A 純音聴力検査では閾値（聴こえる一番弱い音のレベル）を調べ、聴力が悪いほど聴力レベルは大きな数字になります。それぞれの周波数で健常の人が聴こえる音の大きさを JIS 規格で 0 dBHL（ヒアリングレベル）として定義しており検査音が出力されますが、0 dBHL よりも小さな音まで聴こえる場合には結果がマイナスの値になります。

Q5-10 選別聴力検査で所見なしでした。耳鳴の訴えはありますが何もしなくてよいですか。

A 騒音職場での健康管理では聴力だけでなく、騒音のばく露歴や自他覚症状の有無を確認することも大切です。選別聴力検査で 1,000 Hz と 4,000 Hz は基準内であっても、ごく初期の騒音性難聴

のこともあり、あるいは 6,000 Hz 聴力がより強く障害されるケース等もあるので、選別聴力検査で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえません。

耳鳴などの自覚症状が強く、騒音性難聴を疑うようであれば、専門の医療施設で精査が望ましいと考えられます。

Q5-11 選別聴力検査で片側だけ所見ありとなりました。どうすればよいですか。

A 図 5-1 の流れに沿って二次検査としての気導純音聴力検査を行ってください。

騒音性難聴では通常左右がほぼ対称な難聴になりますが、発症の初期には左右の聴力に差がみられることもあります。気導純音聴力検査では所見なしであった耳の方にもわずかな聴力低下が認められるかもしれません。

もう一つ考えられるのは騒音以外の難聴が生じている可能性です。耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）（Q5-2 参照）に評価してもらうように指示してください。

Q5-12 左右とも 250 Hz の聴力だけ低下している労働者が多数います。どうすればよいですか。

A 250 Hz の低音の検査では、周囲に雑音があるとき影響を受けて結果が悪くなりやすいことが知られています。ガイドラインでも 250 Hz における検査は省略しても差し支えないとされています。

両側 250 Hz だけの低下は騒音性難聴とは考えなくて結構です。他の難聴疾患を疑うような自他覚症状がなければ追加検査は不要です。何か気になる症状があれば専門の医療機関にご相談ください。

Q5-13 騒音健診の実施及び評価はだれに依頼すればよいですか。

A 聴力検査の実施については研修を受けた方（Q5-3 参照）が行ってください。健康診断結果の評価について、ガイドラインでは耳科的知識を有する産業医又は耳鼻咽喉科専門医が行うと記載されています。特に日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）がこの分野の専門家であり最適です。そのような医師に心当たりがない場合、事業所のある地域を担当する産業保健総合支援センターや地域産業保健センターにお問い合わせください。

Q5-14 健康診断を行いました。この後、何をすればよいですか。

A ガイドラインに定められた事後措置を行ってください（第 6 章参照）。

健康診断の結果は 5 年間保存するように定められています。ただし、騒音性難聴が少なくとも 5 年から 15 年の長い経過で発症してくることを考慮すると、定められている 5 年の保存期間では足りないかもしれません。騒音性難聴を正しく診断し、更なる難聴の進行を予防し、起こってしまった難聴に対しては障害が公平に認定されるために、雇入れ時を含むこれまでの聴力の経過は極めて重要な根拠となります。より長期の保存が、労働者にとっても事業所にとっても望ましいと考えられます。

また、健康管理の結果は、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告することと定められています

(Q6-3 参照)。

Q5-15 騒音職場を離れた労働者の聴覚管理は、その後何年続ければよいですか。

A 騒音環境から離れば騒音性難聴はそれ以上進行しないと考えられます。従って、離職後には特殊健康診断としての事業所における聴覚管理は不要です。ただし、年齢に応じた加齢性難聴の変化が加わるため、本人がかかりつけの耳鼻咽喉科を持ち、その聴力に応じた指示を受けることが望まれます。

Q5-16 健診機関に聴力検査を依頼していますが、正確にできているか疑問です。

A ガイドラインには、検査は検査音の聴取に影響を及ぼさない静かな場所で行うと定められており、通常、応接室等その事業所内で最も静かと考えられる場所で行います。それでも、医療機関内の防音室のような検査環境ではありませんので、健診場所の静寂が保たれるようにできるだけ配慮してください。正確に検査できていない疑いがあるとき（医師が必要と認めるとき）には、図 5-1 の流れに従って二次検査に進んでください。

Q5-17 難聴のふりをする労働者もいるかもしれません。どうすればよいですか。

A 労災が認められる等、検査結果が悪く出ることでは何かの利益が得られる場合、そのようなことも起こりえます¹¹⁾ (Q2-10 参照)。通常、健康診断で用いられる検査は、検査を受ける人の応答によって判定をする自覚的聴力検査なので検査結果を偽ろうとする人を判断するのは困難です。そのような場合には二次検査において「その他必要とする検査」として専門的な検査¹²⁾を行うことができます。適切な医療機関にご紹介ください。

6. 健康管理②（健康診断結果に基づく事後措置）

Q6-1 健康診断で所見ありの労働者が複数います。どうすればよいですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインに従って、1つ1つ実施していくことが大切です。まず、騒音レベルを測定します（第3章参照）。エリアごとの管理区分を明確化して適切な標識を設置します。

騒音を低減させる努力も必要です。産業保健総合支援センターに問い合わせ、専門的な騒音低減のアドバイスを依頼するとよいと思います。

騒音の作業環境が容易に改善できない時、次に作業管理を考えます。離れて遠隔操作ができないか、騒音作業の時間を短縮できないか等を考慮し、加えて実効性が高い対策として、耳栓等の防音保護具を着用するようにします。

耳栓等の防音保護具は第Ⅲ管理区分（90 dB(A)以上）では全員が就業時間を通して必須です。必ず耳栓等を使うよう見やすい場所に表示を出してください。また、第Ⅱ管理区分（85～90 dB(A)）でも、少なくとも聴力検査で既に所見がみられる者には耳栓等を着用させてください。

一次検査で有所見であれば、必ず二次検査を受けさせてください。難聴の程度および難聴の原因が騒音によるものかを適切に判断するために、日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医（Q5-2 参照）の診察を受けることを勧めます。その結果、必要のある者には作業従事時間の短縮等の必要な措置を講ずることとなっています。

Q6-2 騒音特殊健診後の事後措置を教えてください。

A 聴力レベルに基づく健康管理区分（表 6-1）に従って措置を行ってください。

表 6-1 聴力レベルに基づく健康管理区分

平均聴力レベル		区 分	措 置
高音域	会話音域		
30 dB 未満	30 dB 未満	健常者	一般的聴覚管理
30 dB 以上 50 dB 未満		要観察者 (前駆期の症状が認められる者)	第Ⅱ管理区分に区分された場所等においても防音保護具の使用の励行、その他必要な措置を講ずる。
50 dB 以上	30 dB 以上 40 dB 未満	要観察者 (軽度の聴力低下が認められる者)	
	40 dB 以上	要管理者 (中等度以上の聴力低下が認められる者)	防音保護具の使用の励行、騒音作業時間の短縮、配置転換、その他必要な措置を講ずる。

備考 1. 高音域の聴力レベルは、4,000 Hz についての聴力レベルによる。

2. 会話音域の聴力レベルは、3分法平均聴力レベル（500, 1000, 2000 Hz の3周波数の聴力レベルの平均）による。

Q6-3 労働基準監督署への報告の仕方を教えてください。

A 健康診断結果は、「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」（表 6-2）を用いて所轄労働基準監督署に遅滞なく報告します。この際、管理 A, B, C は表 6-3 の健康管理区分表（基発第 939 号昭和 38 年 8 月 19 日）に基づき記載することとなっています。騒音性難聴は聴覚検査異常を有するため管理 A ではありません。治療が有効でないため、管理 C にも該当しません。二次検査（オージオメータによる気道純音聴力検査）は経過観察のために必須と考えられますので、騒音性難聴は全員が管理 B2 に分類されることとなります。該当する人数を記載して労働基準監督署へ提出してください。

ただし現状の記載法では、どの程度の騒音性難聴がそれぞれどのくらいの数発生しているのかを把握することができませんので、将来的には、騒音性難聴に関しては表 6-1 の要管理者に該当する中等度以上の聴力低下が認められる者の数を表 6-2 の管理 C 該当者として報告する等、報告書の記載ルールの変更がなされるとよいかもしれません。

表 6-2 指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/dl/18_10.pdf

指導勧奨による特殊健康診断結果報告書

項 目		人 数				
従事労働者数		<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
第1次健康診断	受診者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	上記のうち 有所見者数	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
第2次健康診断	対象者					人
	受診者数					人
健康管理区分	管理A該当者					人
	管理B該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
	管理C該当者	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

表 6-3 健康管理区分表

<https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-26/hor1-26-3-1-2.html>

健康管理区分表

区 分		原 則
管理 A		第1次健康診断の全ての検査項目に異常が認められない者
管理 B	1	第1次健康診断の検査項目に異常を認めるが、医師が第2次健康診断を必要としないと判断した者
	2	第2次健康診断の結果、管理Cに該当しない者
管理 C		第2次健康診断の結果、治療を要すると認められる者

Q6-4 聴力に左右差があり該当する健康管理区分が異なる時はどうすればよいですか。

A 騒音性難聴の聴力像は原則として左右差のない感音難聴です。ただし、初期の dip の深さなど多少の左右の非対称がみられることはあり、そのため一側が健常、対側が要観察になること等はありません。しかし、健康管理区分は一人一人の労働者個人に対して定めるものですので、左右で区分が異なる場合には悪い方の区分に分類して措置を行うことが妥当だと考えられます。

Q6-5 高音域聴力検査で 3,000 Hz や 6,000 Hz を測ったときも 4,000 Hz で判断するのですか。

A 現時点では 3,000 Hz や 6,000 Hz のデータは十分ではなく、健康管理区分の判定は騒音障害防止のためのガイドラインの表¹³⁾ (表 6-1) に従って高音域は 4,000 Hz で判断することとなっています。ただし 3,000 Hz や 6,000 Hz の聴力も大切ですので、将来的には、より高音域聴力の評価感度を高めることができるように、3,000 Hz や 6,000 Hz も測定しデータの集積をしていくことが望ましいと考えられます。

Q6-6 すでに騒音性難聴と診断されております。進行を防ぐにはどうすればよいですか。

A 既に難聴になっている労働者の場合、進行を防ぐためには健聴な労働者より厳密な措置が必要となります。どうせ聞こえないから耳栓をしなくても同じだと考える人がいらっしゃいますが、それは間違いです。聴力レベルに基づく健康管理区分 (表 6-1) に従って、進行を防ぐ措置 (Q6-1 参照) を行ってください。

Q6-7 難聴が大分進んでいるようです。どのように対応したらよいですか。

A ガイドラインには、中等度以上の聴力低下が認められ、聴力低下が進行するおそれがある者に対しては、防音保護具使用の励行のほか、騒音作業に従事する時間の短縮等必要な措置を講ずることと記載されております。難聴が大分進んでいると周囲の方が感じる場合、既にこの段階に進んでいる可能性があります。まず正確な聴力評価が必要ですので、耳鼻咽喉科専門医（あるいは騒音性難聴担当医（Q5-2 参照））を受診し、診断ならびに聴力レベルを確認してください。

更なる進行を防ぐためには、防音保護具が正しく使用できているか厳重に指導することは勿論ですが、騒音作業時間を減らす対策も考えなければならぬかもしれません。ただし、熟練の労働者の場合等、配置換えを本人も望まず、事業所としても代わられる人がいないような例もあるかと思えます。ケースバイケースの判断にならざるを得ないかもしれませんが、その労働者の聴覚保護と職業継続の両立を支援するために最善の措置がとれるよう、本人、事業所、産業医、主治医、産業保健総合支援センター等が連携して方針を決めていくことが望まれます。

主治医と産業医の意見に基づき、事業者が就業上の措置を決定するという枠組みの中で、産業医がどのような意見を述べたらよいか迷う場合には、産業保健総合支援センターに連絡していただきますと、産業保健相談員（産業医学）等が相談に応じることができます。

7. 労働衛生教育

Q7-1 騒音について従業員教育を実施したい。どうすればよいですか。

A ガイドラインには、事業者は、常時騒音作業に労働者を従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うことと定められています。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 防音保護具の使用の方法
- ④ 改善事例及び関係法令

教育の実施は、騒音についての最新の知識ならびに教育技法についての知識及び経験を有するものを講師として、上記の4つの科目ごとに表7-1に掲げる範囲及び時間で実施すると定められています。講師を探す際は産業保健総合支援センターにお問い合わせください。例えば、工業団地や事業者団体等、多くの会社が共同で従業員教育を実施する場合には、産業保健総合支援センターの支援が得られると思いますのでご相談下さい。無料です。

表 7-1：騒音作業従事労働者労働衛生教育（騒音障害防止のためのガイドライン）

科 目	範 囲	時 間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類	60 分
	(2) 聴力障害	
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価	50 分
	(2) 騒音発生源対策	
	(3) 騒音伝ば経路対策	
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類及び性能	30 分
	(2) 防音保護具の使用方法及び管理	
4 改善事例及び関係法令	(1) 改善事例	40 分
	(2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	

Q7-2 職場の衛生管理者が社内で教育を行いたいのですが問題ないでしょうか。事前に講習を受けるなど、教育を行う側の資格は必要ですか。参考資料があれば教えてください。

A 教育内容と時間配分は表7-1に示した通りです。参考図書は特に定められていません。例として以下のような書籍がありますので使いやすいものをご利用ください。

- ・青柳幹浩他：騒音障害を防ぐ（作業用テキスト）. 第2版、中央労働災害防止協会編、2001.
- ・藤田周弥：騒音対策. 産業医科大学産業医実務研修センター編、使える！健康教育・労働衛生教育55選、(社)日本労務研究会、2016.

ガイドラインでは労働衛生教育について、「騒音についての最新の知識並びに教育技法についての

知識及び経験を有するものを講師として、表 7-1 に示された科目ごとに、指定された範囲及び時間で実施する」とされていますので、特別の資格が求められているわけではありません。職場の担当者がまだ慣れていないようであれば、産業保健総合支援センターに相談（Q7-1 参照）し、センター主催のセミナー等で最新の知識を学んだ上で、職員に情報を伝達してください。

Q7-3 労働衛生教育の実施方法を教えてください。教育機関はありますか。

A ガイドラインに、騒音作業従事労働者労働衛生教育の実施科目、内容、時間が定められています（表 7-1）ので、知識のある担当者が社内であれば自社で実施していただいて結構です。難しいときは、産業保健総合支援センターや地域窓口にご相談ください（Q7-1 参照）。

その他、外部講師に依頼して実施する場合は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会都道府県支部に問い合わせて講師を紹介してもらう方法があります。また、中央労働災害防止協会に講師派遣を依頼することもできます。こちらはいずれも有料になります。

Q7-4 運送会社では車中にて大音響で音楽を聴く運転手にはどう指導すればよいですか。

A 長時間の音へのばく露は、その音が職業性かそうでないかに関わらず、騒音性難聴の原因になります。職員の教育・研修などの際に、長時間・大きな音を聞くことは、例え本人が好んで聴いている音楽であっても難聴の危険があることを伝えてください。勿論、音楽のために周囲の音が聞こえなくなるにより運転中の危険回避が困難になる可能性についても指導していくことが求められます。

尚、運転手個人の嗜好で聞く音楽については業務起因性や業務遂行性が乏しく、難聴になったとしても労働災害と考えることは難しいでしょう。

Q7-5 イヤホンで交信しながら作業しており、難聴の原因になっているようです。

A イヤホンの使用が必須であるならば、騒音性難聴を防ぐためには音量調節しかありません。最初は音量が大きいと感じても、やがて慣れてしまいその音量で使い続けてしまう傾向があります。意識的に音量を小さめに保つように指導してください。イヤホンをしていても周囲の音が聞こえる程度の音量に維持することが目安になります。

Q7-6 4,000 Hz で所見ありです。一般の労働者と同じ指導でよいですか。

A 騒音性難聴の初期変化として 4,000 Hz 付近の dip 型の難聴が生じます。すでに所見ありであれば、当該作業者は要観察者（前駆期の症状が認められる者）に該当し、それに対する事後措置（Q6-1 参照）が必要です。第Ⅱ管理区分（85～90 dB(A)）の場所であっても防音保護具の使用を励行させるほか、必要な措置を講ずることとなっています。健耳を守り、今後の進行を防ぐために、所見のない労働者よりも厳重な措置を講じる必要があることを当該労働者に教育する必要があります。

8. 法令・制度等

Q8-1 騒音性難聴に対する衛生管理者の役割を教えてください。

A 騒音性難聴は予防が可能です。そして、そのために衛生管理者の役割はとても重要です。まず、作業環境管理として騒音を測定し、低減に取り組みます。次に作業管理として防音保護具の使用など労働者ができるだけ騒音ばく露を避ける作業の手順を工夫します。健康管理では全員がきちんと健康診断を受け、産業医（50人未満の事業所では産業保健総合支援センターあるいは地域窓口（地域産業保健センター）に相談）の判断に基づく事後措置を実行するよう促します。予防の重要性を理解していない方もいるかもしれませんので、一人一人が自発的に予防に取り組むように教育を行う必要があります。騒音障害防止のためのガイドラインならびに本冊子を参考に進めていただければと思います。

このような役割は衛生管理者だけでできるものではなく、事業所が一丸となって取り組まなければできません。事業主の理解を得るように努めてください。また、産業医や産業保健総合支援センター等の外部の力を積極的に活用して、騒音性難聴を起こさない、あるいは進行させない職場作りに取り組んでください。

Q8-2 騒音性難聴に対する産業医の役割を教えてください。

A 騒音性難聴予防のためには実態を把握することと正しい情報の提供が大切になります。まず、騒音測定を担当者に指示してください。次に耳栓の使用や騒音の標識が適切に行われているか確認してください。特殊健康診断として行われる定期健康診断の結果をみて、必要に応じて気導純音聴力検査等を行い、有所見者に対して事後措置を指示します。騒音性難聴であるか迷う例では耳鼻咽喉科専門医（可能であれば騒音性難聴担当医）を受診するように勧告し、その診断の下で事業主に適切な助言を行ってください。騒音性難聴予防のための教育にも積極的に取り組んでください。主治医や産業保健総合支援センター・地域窓口（地域産業保健センター）と連携していただくと円滑に進めることができると思います。

Q8-3 騒音の大きさはどの程度まで許されますか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは、望ましい作業環境（第Ⅰ管理区分）の基準として85 dB(A)未満を採用しています。この85 dB(A)という値は、日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告（2016年度）⁹⁾において、1日8時間以内のばく露が常習的に10年以上続いた場合にも、永久的閾値上昇（Permanent Threshold Shift: PTS）の値が1 kHz以下の周波数で10 dB以下、2 kHzで15 dB以下、3 kHz以上の周波数で20 dB以下にとどめることが期待できる騒音レベルとして許容基準に定められています。（本来、周波数分析を行い、その周波数に応じた値で判断することを原則としていますが、簡便法としてA特性等価騒音レベルを指標にしたときには、85 dB(A)が1日8時間ばく露での許容騒音レベルになっています。）ただし、勧告（日本産業衛生学会 2016）にも述べられているように、許容レベルとは安全と危険の明らかな境界線ではなく、このレベルを越えたことのみを理由として騒音性難聴と判断してはならず、逆にこのレベルを超えていないことのみを理由として騒音性難聴でないと判断してはいけません。音による難聴の起こりやすさは個人

差が大きいことが知られていますので、許容レベルの意味を理解した上で用いる必要があります。国際的には 85 あるいは 90 dB(A)を基準としている国がほとんどです。米国を例にとれば米国労働安全衛生局 (Occupational Safety and Health Administration: OSHA) の基準は 90 dB(A)ですが、それでは 25%の騒音性難聴のリスクがあり労働者の聴力を保護できないとして、米国立労働安全衛生研究所 (National Institute for Occupational Safety and Health: NIOSH) では法的強制力はありませんが、よりリスクの低い (発症リスク 8%とされています) 85 dB(A)を基準とすることを提唱¹⁴⁾しています。

Q8-4 ガイドラインの法的拘束力はどの程度ですか。

A 騒音障害防止のためのガイドライン¹⁵⁾ (平成 4 年 10 月 1 日 基発第 546 号) は事業者が守るべき基準として示されたものであり、行政指導の根拠となるものです。ガイドラインで対象としている事業所 (表 3-1) の内、別表第 1 に記載されている作業場は安衛則第 588 条に規定する 8 屋内作業場で法令に定められたものです。別表第 2 には、別表第 1 以外の作業場で、各種の測定結果から等価騒音レベル 85 dB(A)以上になる可能性が大きい作業場として 52 作業場を掲げており法令の定めによるものではありません。更にガイドラインはこれらに掲げられていない作業場であっても騒音レベルが高いと思われる場合には同様に対策を講ずることが望ましいと対象範囲を広げております。当然、法令の定めの有無に係らず同等の騒音環境下では同じように騒音性難聴になるリスクがあります。

ガイドラインそのものは法令ではありません (罰則はない) が、労働者の健康を守るため、そして障害が生じたときの責任並びに補償の問題から事業者を守る意味でも、ガイドラインを遵守することが大切です。

Q8-5 ガイドラインに記載のない職場も同じような対応が必要ですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインは、別表第 1 並びに別表第 2 の作業場を掲げています (表 3-1) が、その他にも、「これらに掲げられていない作業場であっても騒音レベルが高いと思われる場合には、本ガイドラインと同様な騒音障害防止対策を講ずることが望ましい。」と記載されていますので、作業場の種類によらず等価騒音レベル 85 dB(A)以上になるあらゆる作業場に対応してください。

Q8-6 常勤の騒音作業場の職員だけ健康管理の対象にすればよいですか。

A ガイドラインでは、事業者は騒音作業に常時従事する労働者に対し、雇入れ、配置換え、及び 6 カ月以内ごとに定期的に健康診断を行うと定めています。ただし、「常時従事する」ことの解釈は明らかではありません。近年の働き方の多様化に伴い、判断の難しいケースも少なくないだろうと考えられます。

そもそも健康管理の目的は、労働者が常に健康な状態で働けるように、個人の健康管理を進める資料とすること、並びに集団としての騒音の影響を調べ、騒音管理を進める資料とすることですので、騒音作業に多少なりとも係る労働者に対しては同様の対応がなされることが望ましいと考えられます。

Q8-7 聴力検査で異常がわかっていても受診しない本人や職場には罰則はありますか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインは法令ではなく、労働基準局長名で発せられた通達です。罰則はありません。ただし、騒音性難聴予防のために極めて重要な内容であり、法的な問題が生じたときにはガイドラインの過去の遵守状況が問われることとなります。罰則の有無に拘らず遵守し、かつ労働者にも指導、教育するようにしてください。

Q8-8 騒音のある場所で調査をする予定です。どのくらいの時間であればよいか教えてください。

A 少なくとも 85 dB(A)を超えていれば、その環境に入る前から耳栓の確実な使用を行う必要があります。また、より大きい騒音の場合、3 dB 倍時間のルールがあるので参考にしてください。(表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告(2016年度)騒音の許容基準」)

具体的には、85 dB(A)の時には 8 時間、88 dB(A)の時には 4 時間、91 dB(A)の時には 2 時間が許容時間になるということです。

表 8-1：日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告(2016年度)騒音の許容基準」から引用一部改変
騒音レベル(A特性音圧レベル)による許容基準

1日のばく露時間 時間-分	許容騒音レベル dB	1日のばく露時間 時間-分	許容騒音レベル dB
24-00	80	2-00	91
20-09	81	1-35	92
16-00	82	1-15	93
12-41	83	1-00	94
10-04	84	0-47	95
8-00	85	0-37	96
6-20	86	0-30	97
5-02	87	0-23	98
4-00	88	0-18	99
3-10	89	0-15	100
2-30	90		

Q8-9 騒音職場で長時間労働している労働者がいます。どう管理すればよいですか。

A ガイドラインで示されている許容基準 85 dB(A)は 1 日 8 時間ばく露を想定したものです。長時間になればばく露される総エネルギーは増加しますので、難聴になる危険性も増加します。この際にも 3 dB 倍時間のルールが目安になり、日本産業衛生学会「聴力保護のための騒音の許容基準」(表 8-1)に参考値として、例えば 12 時間 41 分のばく露時間で 83 dB が許容基準になると示されています。

勿論、長時間労働を削減する努力をしていただくことが大切ですが、騒音ばく露時間が 8 時間を超えると考えられる場合には騒音低減を一層厳格にさせていただく必要があります。

Q8-10 3 dB 倍時間のルールは妥当ですか。

A 日本では日本産業衛生学会から「聴力保護のための騒音の許容基準」(Q8-8 参照)が勧告されており、そこでは 85 dB(A)/8 時間、3 dB/倍時間の基準が用いられています。騒音レベルは対数で表された数値ですので 3 dB の増加で計算上も約 2 倍のエネルギーとなり、時間を半分にしなければ許容できないというルールは妥当と考えられます。法令で定められたものではありませんが、対策を考える上では一つの指標になります。

Q8-11 選別聴力検査で所見がなければ何もしなくてよいですか。

A 選別聴力検査は 1,000 Hz と 4,000 Hz しか測定しません。騒音性難聴では、6,000 Hz dip 型の聴力像もあるので、4,000 Hz で所見がなくても騒音性難聴がないとはいえません。耳鳴等の自覚症状がある場合等、医師が必要と認める者に対しては図 5-1 に従って二次検査に進むことが定められています。

Q8-12 衝撃音がありますが、持続的な騒音と同じように考えてよいですか。

A 騒音障害防止のためのガイドラインでは衝撃音に対する作業環境管理の基準は示されていません。持続的な騒音に比べて衝撃騒音が聴覚に与える影響はより複雑になります。

日本産業衛生学会の許容濃度等の勧告(2016 年度)では衝撃騒音についてもピーク音圧レベル、持続時間、ばく露回数の許容基準を定義していますが、専門的な測定と評価が必要になりますので、適切な外部機関に許容基準を満たしているかの検査を依頼することを勧めます。

Q8-13 労働基準監督署の立ち入り検査に備えて、何を実施しておけばよいですか。

A 半年以内に以下の 2 点を行っていないようでしたら、(1) 作業環境測定による管理区分の確認と(2) 特殊健康診断を行っておいてください。特殊健康診断では、①既往歴の調査、②業務歴の調査、③自覚症状及び他覚症状の有無、④聴力検査が必要になります。詳しくは図 5-1 ならびに騒音障害防止のためのガイドラインを参照してください。

Q8-14 騒音性難聴の労災認定はどのようになされますか。

A これまでの業務記録や聴力検査の結果がわかる資料をもって、耳鼻咽喉科を受診してください。日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医(Q5-2 参照)の勤務する医療施設がお近くにあれば、その先生に診ていただくのが最善です。騒音ばく露歴、聴力検査結果とその経過、他疾患の除外等を踏まえて、診断が進められます。騒音性難聴の認定基準(昭和 61 年 3 月 18 日基発第 149 号:表 8-2)が参考となります。

騒音性難聴である可能性が示唆された場合、障害補償給付を請求するときには、担当した耳鼻咽喉科医に労働者災害補償保険障害補償給付支給請求書(様式第 10 号)(図 8-1, 2)に記載してもらい労働基準監督署に提出します。それを基に労働基準監督署が認定の可否を判断しますが、必要に応じて地域の労災病院等への受診命令が出されます。

ただし、労災保険における「傷病が治ったとき」とは、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療を行ってもその効果が期待できなくなった状態をさし、この状態を労災保険では「治癒」

(症状固定)といえます。労災補償障害認定必携¹⁶⁾によれば、「騒音性難聴については、強烈な騒音を発する場所における業務に従事している限り、その症状は漸次進行する傾向が認められるので、等級の認定は、当該労働者が強烈な騒音を発する場所における業務を離れた時に行うこととなる。」と書かれてあります。従って、騒音性難聴における労災補償の決定は退職(あるいは騒音業務を担当しない部署への配置換え)するまで延期されることとなります。

尚、障害補償給付は、傷病が治った日(つまり騒音性難聴においては退職の日)の翌日から5年を経過すると、時効により請求権が消滅しますので、注意が必要です。

表 8-2 騒音性難聴の認定基準(昭和61年3月18日基発第149号)

1. 著しい騒音にばく露される業務に長期間引続き従事した後に発生したものであること。
2. 次の(1)及び(2)のいずれにも該当する難聴であること。
 - (1) 鼓膜又は中耳に著変がないこと。
 - (2) 純音聴力検査の結果が次のとおりであること。
 - イ オーディオグラムにおいて気導値及び骨導値が障害され、気導値と骨導値に明らかな差がないこと。すなわち、感音難聴の特徴を示すこと。
 - ロ オーディオグラムにおいて聴力障害が低音域より3,000 Hz以上の高音域において大であること。
3. 内耳炎等による難聴でないと判断されるものであること。

解説: 著しい騒音に起因した難聴には、騒音性難聴の他に爆発音などの強大音ばく露によって急激に起こる音響外傷と騒音下に長期間ばく露されていて、ある日突然に高度の難聴が起こる騒音性突発難聴とがある。これらの難聴のうち、本認定基準によって取り扱われるものは騒音性難聴のみである。

1. 騒音性難聴の病態

聴力はある一定限度以上の騒音に繰り返しばく露されると次第に障害される。聴力障害は高音域から始まり、一般に初期の段階ではオクターブオーディオメトリーにおいてはオーディオグラムがC⁵ dipの型(4,000 Hz付近に限局した聴力障害)を示す。

その高音域の聴力障害の進行は騒音ばく露の比較的早い時期において著明で、次第にその障害進行の速度は緩慢となる。さらに聴力障害は、ばく露期間に応じて、より高音域へ、次いで中音域、低音域へと広がる。

騒音ばく露によって障害される部位は内耳である。内耳に起こる病的変化の発生機序に関しては必ずしも明らかになってはいないが、蝸牛基底回転におけるラセン器の変性であると考えられている。

騒音性難聴は、一般に両側性であり、騒音下の作業を離れるとほとんど増悪しない性質を有している。

なお、認定の対象となる如き騒音性難聴の治療については、現在までのところ、有効な治療法が確立されていないため、その治療は必要な療養とは認められない。

2. 騒音ばく露

(1) 本文記の1の「著しい騒音にばく露される業務」とは、作業者の耳の位置における騒音がおおむね85 dB(A)以上である業務をいう。

(2) 本文記の1の「長期間」とは、おおむね5年又はこれを超える期間をいう。

3. 聴力検査

(1) 本文記の2の(2)の「純音聴力検査」は日本聴覚医学会制定の「聴覚検査法(1990)1. 標準型オーディオメータによる純音聴力(閾値)レベル測定法」による。

(2) 聴力検査は騒音下作業直後を避け、作業前又は作業後1時間程度の安静の後に測定すること。

4. 聴力検査結果の評価

(1) 騒音性難聴のオーディオグラムは聴力障害の現れ方が両耳ほぼ同じである。しかし、作業態様等によっては両耳のオーディオグラムに差が認められるものもある。

(2) 騒音性難聴以外に伝音難聴を合併していると思われる混合難聴で、気導値と骨導値に差があり、骨導値に明らかな障害が認められる場合は、耳鏡検査、側頭骨エックス線撮影による検査、チンパノメトリーを行い、また、必要に応じて各種の中耳機能検査を行い、それらの結果を認定の際の参考とすること。

(3) 騒音性難聴以外の感音難聴を合併していると思われる場合又は機能性難聴が疑われる場合には、必要に応じて、語音聴力検査(日本オーディオロジー学会制定の検査法による。)、会話聴取検査(了解度)、内耳機能検査、後迷路機能検査、他覚的聴力検査又はステンゲル法等を行い、認定の際の参考とすること。

5. 本文記の3の「等」には次のようなものがある。

- (1) メニエール病
- (2) 薬物中毒
- (3) 爆(発)音、頭・頸部外傷等による内耳障害
- (4) 遺伝性・家族性難聴
- (5) 老人性難聴
- (6) 機能性難聴
- (7) その他騒音性難聴以外の感音難聴

6. その他認定に当たっての参考事項

(1) 前記2の(1)の85 dB(A)の基準は通常それ以下の騒音に1日8時間ばく露されても難聴が起りにくいレベルである。しかし、聴力障害は音の強さ、周波数成分のみならず個人差等種々の条件が関与するので、この基準以下でも発生することがあるので留意すること。

なお、衝撃音については、1日にばく露される回数及びその性質についても留意すること。

(2) 雇入れ時、配置換え時、定期の健康診断の際に測定された検査結果又は離職時に測定された検査結果が有る場合にはこれを参考とすること。

また、既往歴(特に聴力障害を生ずる可能性のある疾患について)、兵歴等の有無にも十分留意すること。

Q8-15 労災保険給付の申請書の書き方を教えてください。

A 傷病が治癒(症状固定)したとき、つまり騒音性難聴では騒音業務から離れたときに、職業性の騒音によって生じた聴覚障害に対して支給される障害補償給付支給を請求することになりますので、様式第10号(図8-1, 2)を用います。

請求書は本人並びに事業主が記入します。診断書に医師が所見を記載します。

様式第10号 (表面)

労働者災害補償保険

業務災害用

障害補償給付支給請求書
 障害特別支給年金支給申請書
 障害特別一時金

① 労働保険番号 府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号				③ 氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日 (歳) フリガナ 住所 フリガナ 職 種 所属事業場 名称・所在地				④ 負傷又は発病年月日 年 月 日 午前 時 分 頃 午後 時 分 頃							
② 年金証書の番号 管轄局 種別 西暦年 番号				⑤ 傷病の治癒した年月日 年 月 日				⑦ 平均賃金 円 銭							
⑥ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所(でい)どのような作業をしていたときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを(か)簡明に記載すること												⑧ 特別給与の総額(年額) 円			
⑨ 厚生年金保険等の受給関係 ① 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード ② 被保険者資格の取得年月日 年 月 日 ③ 年金の種類 厚生年金保険法のイ、障害年金 国民年金法のイ、障害年金 船員保険法の障害年金 ④ 障害等級 級 ⑤ 当該傷病に關して支給される年金の種類等 支給される年金の額 円 支給されることとなった年月日 年 月 日 ⑥ 厚年等の年金証書の基礎年金番号・年金コード ⑦ 所轄年金事務所等				⑩ ③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の①及び②に記載したとおりであることを証明します。 事業の名称 電話 () - 年 月 日 事業場の所在地 〒 - 事業主の氏名 ㊸ (法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名) 〔注意〕⑨の⑤及び⑦については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。				⑪ 障害の部位及び状態 (診断書のとおり) ⑫ 既存障害がある場合にはその部位及び状態							
⑬ 年金の私渡しと受給金の払込は郵便を希望する金融機関の名称 ※金融機関店舗コード 銀行・金庫 本店・本所 出納所 支店・支所 農協・漁協・信組 預金通帳の記号番号 普通・当座 第 号 ※郵便局コード フリガナ 名 所在地 都道府県 市郡区 預金通帳の記号番号 第 号				⑭ 上記により 障害補償給付の支給を請求します。 障害特別支給年金の支給を申請します。 障害特別一時金 電話 () - 年 月 日				請求人の住所 氏名 ㊸ □本件手続を裏面に記載の社会保険労務士に委託します。 個人番号							
振込を希望する金融機関の名称 銀行・金庫 本店・本所 出納所 支店・支所 農協・漁協・信組						預金の種類及び口座番号 普通・当座 第 号 口座名義人									

図 8-1 様式第 10 号 (表面) (障害補償給付支給請求書)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/rousaihoken06/dl/yoshiki10.pdf>

労働者災害補償保険
診 断 書

障害(補償)給付請求用

氏 名		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	性別	男・女
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日		
障 害 の 部 位			初診年月日	年 月 日		
既 往 歴		既存障害	治ゆ年月日	年 月 日		
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)					
関節運動範囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。		〒 _____		電話(_____) _____		
_____年 _____月 _____日		所 在 地		名 称		
		診 断 担 当 者		氏 名		㊟
						(記名押印又は署名)

図 8-2 診断書 (障害補償給付請求用) (様式第 10 号用)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/dl/yoshiki10-shindansyo.pdf>

Q8-16 どのような種類の給付が受けられますか。

A 騒音性難聴に関して受けられるのは障害補償給付だけです。

騒音性難聴は死亡の原因や介護を必要と認められる疾患ではありませんので、遺族補償給付や介護補償給付の対象にはなりません。現在の医療でも改善が見込めない疾患ですので、通院の必要性は認められず、療養補償給付あるいは休業補償給付も受けられません。

Q8-17 どのくらいの給付が受けられますか。

A 障害等級によって異なります。表 8-3 は労働者災害補償保険法施行規則別表第一障害等級表から、騒音性難聴に関連する項目を抜粋したものです。この表をもとに障害等級が決められ、等級が 1～7 級では障害補償年金が、8～14 級では障害補償一時金が給付されます。これらの等級は、それぞれ対応する純音および語音聴力検査結果を基礎として認定します。純音聴力検査における平均聴力レベルの算出は 6 分法を用いてください。つまり、A: 500 Hz の聴力レベル、B: 1,000 Hz の聴力レベル、C: 2,000 Hz の聴力レベル、D: 4,000 Hz の聴力レベルから、以下の如く計算します。

$$\frac{A + 2B + 2C + D}{6}$$

Q8-18 等級認定の聴力検査はどのように行うのですか。

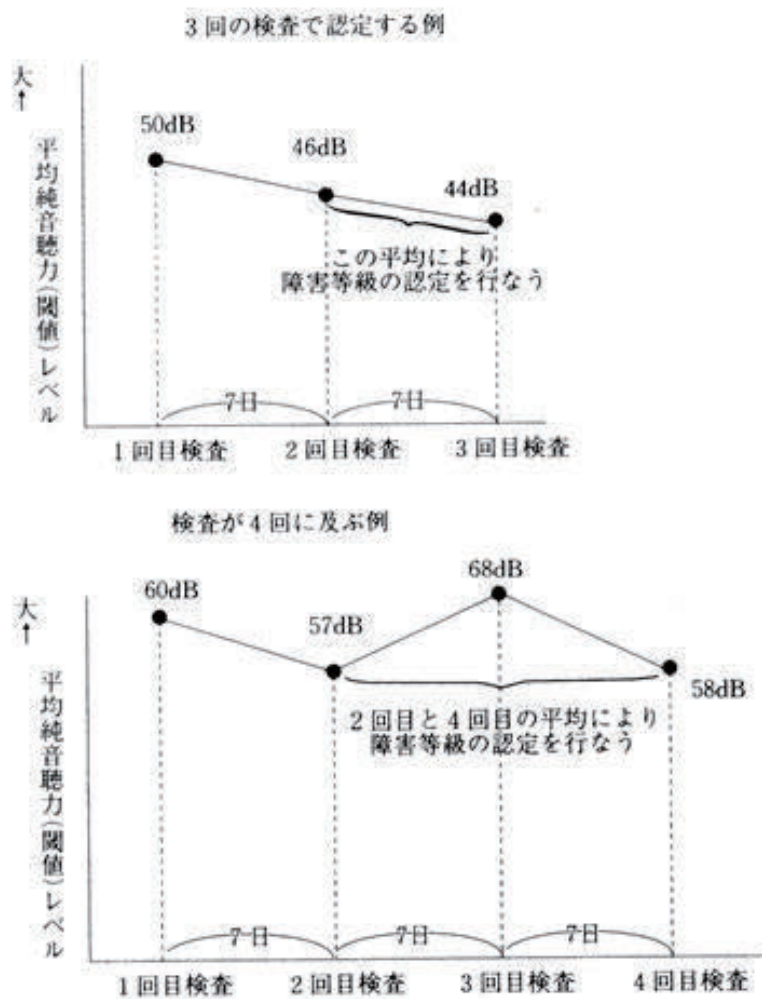
A 聴力のわずかな差が補償額の大きな差になりうることに注意が必要です。公平な認定のために正確な聴力評価が重要です。聴力検査の正確性を高めるために、以下の注意点¹⁶⁾を遵守します。

- ・聴力検査の実施時期は、騒音に曝された日以後 7 日間を行わない。
- ・障害等級認定のための純音聴力検査は「聴覚検査法 (2008)¹⁷⁾」(日本聴覚医学会制定)により、語音聴力検査は「語音聴力検査法 (2003)¹⁸⁾」(日本聴覚医学会制定)に従って行う。検査用語音は 57 式、67 式、57-S 式、67-S 式のいずれを用いても差し支えない。
- ・純音聴力検査は日を変えて 3 回施行し、2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルの平均により算出する。2 回目と 3 回目の測定値の平均聴力レベルに 10 dB 以上の差がある場合には、更に検査を重ね、2 回目以降の検査の中で、その差が最も小さい 2 つの平均純音聴力レベル (差は 10 dB 未満とする。) の平均により、障害認定を行う (図 8-3 : 障害認定必携第 16 版¹⁶⁾より引用)。
- ・検査の間隔は 7 日程度あければ足りる。
- ・語音聴力検査は、検査結果が適正と判断できる場合には 1 回で差支えない。

専門的な検査を追加することによって詐聴あるいは機能性難聴を評価する¹²⁾ことも可能ですので、検査結果に疑いがあるときにはそのような検査ができる医療機関で認定してもらってください。

表 8-3：騒音性難聴に関連する等級表¹⁶⁾（参考文献 16 より引用・改変）

障害等級	給付の内容	身体障害	検査所見 6分法平均純音聴力レベル (dB) および語音明瞭度 (%)
第 4 級	当該障害の存する期間 1 年につき給付基礎日額の 213 日分	両耳の聴力を全く失ったもの	・両耳 90 dB 以上 ・両耳 80 dB 以上かつ 30 %以下
第 6 級	同 156 日分	両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・両耳 80 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 30 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 70 dB 以上
第 7 級	同 131 日分	両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 70 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
		1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 90 dB 以上かつ他耳 60 dB 以上
第 9 級	給付基礎日額の 391 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・両耳 60 dB 以上 ・両耳 50 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上かつ他耳 50 dB 以上
		1 耳の聴力を全く失ったもの	・1 耳 90 dB 以上
第 10 級	同 302 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	・両耳 50 dB 以上 ・両耳 40 dB 以上かつ 70 %以下
		1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	・1 耳 80 dB 以上
第 11 級	同 223 日分	両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・両耳 40 dB 以上
		1 耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	・1 耳 70 dB 以上 ・1 耳 50 dB 以上かつ 50 %以下
第 14 級	同 56 日分	1 耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	・1 耳 40 dB 以上



騒音性難聴の場合は 85 dB 以上の騒音にさらされた日以降 7 日間は聴力検査を行わない。

図 8-3 障害等級の認定 参考文献 16 より引用 一部改変

Q8-19 難聴はごく軽度ですが耳鳴りが強くて困っています。障害として認められますか。

A 騒音性難聴によって離職後も耳鳴りがある場合、難聴のレベルとしては認定に達しない場合にも、耳鳴りによる障害として認定される可能性があります。騒音性難聴と認定されており、耳鳴に係る検査（ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査）によって著しい耳鳴りが常時あると評価できるものについては第 12 級を、また、耳鳴りの自覚症状がありそれを合理的に説明できる騒音ばく露歴があるものについては第 14 級を、それぞれ準用することになっています。

Q8-20 もともと難聴のあった人も同じように認定されますか。

A 難聴の原因は騒音によるものだけではありません。その労働者が元来かかっていた耳疾患による難聴や、一部、職業性に関係のない難聴の関与が考えられるときには加重（障害認定必携第 16 版¹⁶⁾）の考え方に従いその分の減額が考慮されます。

参考文献

- 1) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版. 2-10頁, 南山堂, 2017.
- 2) European Directive 2003/10/EC <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02003L0010-20081211>
- 3) Leensen MCJ, van Duivenbooden JC, Dreschler WA: A retrospective analysis of noise-induced hearing loss in the Dutch construction industry. *Int Arch Occup Environ Health* 84: 577-590, 2011.
- 4) 鈴鹿有子、他：騒音職場の現況. pp39-45、第22回日耳鼻産業・環境保健講習会（騒音性難聴の部）講演集. 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会、2016.
- 5) 佐藤恒正. その他、特定条件下における急性音響性難聴、ことに銃火器による急性聴器障害、pp169-176、志多享、野村恭也編、音響性聴器障害 金原出版 1993.
- 6) 立木孝 他：日本人聴力の加齢変化の研究. *Audiology Japan* 45, 241-250, 2002.
- 7) 日本聴覚医学会：聴覚検査の実際改訂第4版. 17-33頁, 南山堂, 2017.
- 8) Lim HW, et al: Vulnerability to acoustic trauma in the normal hearing ear with contralateral hearing loss. *Annals Oto Rhinol Laryngol* 123, 286-292, 2014.
- 9) 日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告（2016年度）. *産業衛生学雑誌* 58: 181-212, 2016.
- 10) 難聴対策委員会：難聴対策委員会報告—難聴（聴覚障害）の程度分類について—. *Audiology Japan* 57: 258-263, 2014.
- 11) 調所廣之、岡本和人. 詐聴—その背景と診断—. *JOHNS* 6: 85-91, 1990.
- 12) 和田哲郎、原晃. 詐聴、機能性難聴をいかにして見抜くか. 診断・治療に必要な耳鼻咽喉科臨床検査—活用の point と pitfall—. *MB ENT* 179: 25-31, 2015.
- 13) 調所廣之：騒音作業に伴う健康障害に対する予防対策. pp.274-276、産業医の職務 Q&A（第8版）、産業医学振興財団、2006.
- 14) 米国立労働安全衛生研究所ホームページ：
<https://www.cdc.gov/niosh/topics/noise/preventhearingloss/hearlosspreventprograms.html>
- 15) 騒音障害防止のためのガイドライン（基発第546号 平成4年10月1日）
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/hor/hombun/hor1-33/hor1-33-17-1-0.htm>
- 16) 部位別障害等級の認定方法. 第2節 耳（内耳等及び耳介）労災補償 障害認定必携第16版. 109-124頁, 労災サポートセンター, 東京, 2016.
- 17) 日本聴覚医学会：オージオメータによる純音聴力（閾値）レベル測定法（2008）. 聴覚検査の実際. 177-183頁, 南山堂, 東京, 2011.
- 18) 日本聴覚医学会：語音聴覚検査法（2003）. 聴覚検査の実際. 184-198頁, 南山堂, 東京, 2011.

卷末資料

日本耳鼻咽喉科学会認定騒音性難聴担当医名簿
(2018年4月27日現在)

最新版は一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会ホームページをご覧ください。

<http://www.jibika.or.jp/members/nintei/souon/souon.pdf>

(名簿掲載)

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

2018. 4. 27 916名

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
北海道 37名	愛宕 義浩	064-0915	札幌市中央区南15条西19丁目1-7 緑新興産ビル2F	あたご耳鼻咽喉科	011-552-3387	札幌
	安部 裕介	065-0031	札幌市東区北31条東16丁目1-2	あべ耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	011-785-5533	札幌
	安藤 敬子	070-8610	旭川市金星町1-1-56	市立旭川病院	0166-24-3181	旭川
	石井 秀幸	085-8533	釧路市中園町13-23	釧路労災病院	0154-22-7191	釧路
	岩永未知代	007-0802	札幌市東区東苗穂2条1-1-25	札幌少年鑑別所 医務課	011-623-5048	札幌
	大橋 正實	007-0840	札幌市東区北40条東1丁目	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
	柏村 正明	065-0024	札幌市東区北24条東21丁目5-1 グリーン ティカモール1F	かしわむら耳鼻咽喉科クリニック	011-785-2421	札幌
	川浪 貢	068-0030	岩見沢市10条西4丁目1-1	かわなみ耳鼻咽喉科	0126-32-3387	岩見沢 滝川
	工藤 仁美	061-1373	恵庭市恵み野西2丁目2-16 恵の野ビル2階	恵の野耳鼻咽喉科クリニック	0123-36-1000	札幌東
	熊井 惠美	070-0030	旭川市宮下通9丁目 たまげビル3F	くまいクリニック	0166-24-8733	旭川
	小西 正訓	060-8570	札幌市中央区南1条西14丁目	中村記念病院	011-231-8555	札幌 札幌東
	佐久間信行	096-0005	名寄市東5条南3丁目63-38	北海道名寄保健所	01654-3-3121	
	佐々木卓也	053-8506	苫小牧市若草町3-4-8	王子総合病院	0144-32-8111	
	佐藤 信清	042-0941	函館市深堀町26-2	佐藤耳鼻咽喉科医院	0138-51-7850	函館 札幌
	志藤 文明	053-0006	苫小牧市新中野町3-9-8	苫小牧耳鼻咽喉科クリニック	0144-34-4133	苫小牧 日高
	新谷 朋子	060-0061	札幌市中央区南1条西16丁目1-246ANNE レーベンビル2F	とも耳鼻科クリニック	011-616-2000	札幌
	末永 通	047-0152	小樽市新光1-21-1	医療法人社団すみえ医院	0134-52-3100	小樽
	鈴木 敏夫	047-0036	小樽市長橋2-17-16	おたるイアクリニック	0134-33-0301	小樽 南後志
	高橋 国広	061-1443	恵庭市栄恵町126	高橋耳鼻咽喉科	0123-34-3387	札幌 札幌東
	武市 紀人	002-8022	札幌市北区篠路2条4丁目 メディアコア篠路2F	しのろ耳鼻咽喉科クリニック	011-773-3387	札幌
	竹澤 裕之	080-2469	帯広市西19条南3丁目35-4	たけざわ耳鼻咽喉科	0155-41-2001	帯広
	千田 英二	063-0051	札幌市西区宮の沢1条1丁目1-3宮の沢1条 ビル3F	ちだ耳鼻咽喉科	011-669-3387	札幌
	寺島 邦男	078-8214	旭川市4条通19丁目右1号	寺島耳鼻咽喉科医院	0166-33-6051	旭川
	富山 知隆	070-0810	旭川市本町2丁目	富山耳鼻咽喉科医院	0166-51-0515	旭川
	永沼 久夫	003-8510	札幌市白石区菊水4条1丁目9-22	勤医協札幌病院	011-811-2246	札幌
	中村 晃	078-8353	旭川市東光13-2-1-22	なかむら耳鼻咽喉科医院	0166-33-3387	旭川
	中島 築	061-1448	恵庭市相生町133番地	なかじま耳鼻科クリニック	0123-39-3387	
	坂東 伸幸	080-0833	帯広市稲田町基線7-5	北斗病院 耳鼻咽喉科・頭頸部外科	0155-48-8000	帯広
	北南 和彦	085-0052	釧路市中園町13-23	釧路労災病院	0154-22-7191	釧路
	間口 二郎	061-3251	石狩市花川南8条1丁目2-7	石狩湾耳鼻科	0133-75-1187	札幌
	村田 保博	007-0840	札幌市東区北40条東1-1-7	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
	山川 聡	080-0011	帯広市西1条南12丁目	山川耳鼻咽喉科医院	0155-22-1928	帯広
	山口 治浩	049-0122	北斗市東浜2丁目14-14	治耳鼻咽喉科医院	0138-74-4133	函館
	山崎 徳和	040-8611	函館市五稜郭町38-3	函館五稜郭病院耳鼻咽喉科	0138-51-2295	
	山本 哲夫	005-0003	札幌市南区澄川3条2丁目4-15	やまもと耳鼻咽喉科	011-831-9885	札幌
	吉村 理	060-8604	札幌市中央区北11条西13丁目1	市立札幌病院	011-726-2211	札幌
	依田 明治	007-0840	札幌市東区北40条東1丁目	耳鼻咽喉科麻生病院	011-731-4133	札幌
青森 12名	秋田 二郎	036-8274	弘前市南城西2-5-12	あきた耳鼻咽喉科クリニック	0172-32-2332	東青 弘前・黒石 五所川原
	秋田三和興	036-8155	弘前市中野2-1-15	よしだ耳鼻科・小児科	0172-33-2306	東青 八戸 五所川原
	井上 哲	030-0855	青森市北金沢2-10-10	井上耳鼻咽喉科医院	017-723-3325	東青
	小笠原 真	034-0091	十和田市西十一番町22-11	とわだ耳鼻いんこう科医院	0176-25-3341	十和田・三沢
	鎌田 重輝	036-0541	黒石市北美町1-70	黒石市国保黒石病院	0172-52-2121	弘前・黒石
	高畑 淳子	036-8563	弘前市本町53	弘前大学医学部附属病院	0172-33-5111	弘前・黒石
	南場 淳司	036-8084	青森県弘前市高田5丁目2-3	なんば耳鼻咽喉科	0172-55-8749	弘前・黒石
	円山 宏洋	030-0919	青森市はまなす2-6-11	八重田医院	017-726-1188	東青
宮腰 靖始	035-8601	むつ市小川町1-2-8	むつ総合病院	0175-22-2111	むつ	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	横内 載子	030-0822	青森市中央1-12-3	横内耳鼻咽喉科医院	0177-77-4133	東青
	渡辺貴和子	036-8255	弘前市若葉1-7-8		0172-34-7546	弘前・黒石
	佐々木 亮	036-8563	弘前市本町53	弘前大学医学部附属病院	0172-33-5111	弘前・黒石
岩手 10名	石川 健	020-0015	盛岡市本町通1-12-10	いしかわ耳鼻咽喉科クリニック	019-626-4187	盛岡 二戸・久慈
	大河 由佳	020-8505	盛岡市内丸19-1	岩手医科大学	019-651-5111	盛岡
	金子 康治	023-0814	奥州市水沢区袋町1-32	中村小児科耳鼻咽喉科医院	0197-23-2925	一ノ関
	亀井 昌代	020-8505	盛岡市内丸19-1	岩手医科大学	019-651-5111	盛岡
	小林有美子	020-8505	盛岡市内丸19-1	岩手医科大学	019-651-5111	盛岡
	佐藤 宏昭	020-8505	盛岡市内丸19-1	岩手医科大学	019-651-5111	盛岡
	樋口 明文	023-0033	奥州市水沢区不断町11	耳鼻咽喉科樋口医院	0197-23-2034	一ノ関 花巻
	堀 晃	026-0021	釜石市只越町2-5-24	堀耳鼻咽喉科眼科医院	0193-22-1005	釜石・遠野 宮古 気仙
	水川 敦裕	024-0071	北上市上江釣子15地割213	みずかわ耳鼻咽喉科医院	0197-72-6760	花巻
	山内 治男	024-0034	北上市諏訪町1-4-45	山内耳鼻咽喉科医院	0197-63-8833	花巻
宮城 18名	石戸谷雅子	982-8501	仙台市太白区八木山本町2-43-3	仙台赤十字病院	022-243-1111	塩釜
	伊藤 乾	982-0007	仙台市太白区あすと長町4-2-10あすとクリニックモール2階	伊藤耳鼻いんこう科	022-246-9930	
	大山 健二	981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21	東北労災病院	022-275-1111	塩釜 石巻
	織田 潔	981-8563	仙台市青葉区台原4-3-21	東北労災病院	022-275-1111	
	川瀬 哲明	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学	022-717-7303	
	神林 潤一	981-0952	仙台市青葉区中山4-25-22	神林耳鼻咽喉科医院	022-277-2377	
	佐藤美栄子	981-1107	仙台市太白区東中田4-5-5	中田公園前クリニック	022-241-5555	仙南
	末武 光子	984-0073	仙台市若林区荒町123 123ビル3F	みみはなのどクリニックもも	022-796-0188	
	鈴木 守	989-6161	大崎市古川駅南1-8-1	古川駅南耳鼻咽喉科	0229-91-8741	
	高梨 芳崇	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学病院	022-717-7304	
	高橋 薫	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学病院	022-717-7304	
	武田 広誠	982-0012	仙台市太白区長町南1-1-8K'sビル長町南3F	たけだ耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	022-746-8733	塩釜地区
	西川 仁	981-1505	宮城県角田市角田字町192	かくだ耳鼻咽喉科クリニック	0224-86-4138	仙南
	日高 浩史	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学	022-717-7304	
	宮崎 浩充	981-0133	宮城県利府町青葉台2-2-108	仙塩利府病院耳鼻咽喉科	022-355-4111	
	八幡 湖	980-8574	仙台市青葉区星陵町1-1	東北大学	022-717-7303	
	湯浅 涼	981-3132	仙台市泉区将監10-12-1-2	医) 仙台・中耳サージセンター	022-374-1551	
	六郷 正暁	986-0826	石巻市鑄銭場5-35	六郷耳鼻咽喉科	0225-22-5012	石巻
秋田 10名	浅野 義一	015-0802	由利本荘市表尾崎町17-4	浅野耳鼻咽喉科医院	0184-22-5883	由利本荘
	坂本 賢生	016-0851	能代市緑町5-2-2	JCHO 秋田病院	0185-52-3271	能代山本
	佐藤 輝幸	010-8543	秋田市本道1-1-1	秋田大学	018-834-1111	秋田市
	東 紘一郎	010-0201	潟上市天王字上江川47	藤原記念病院	0188-78-3131	秋田市
	平野 敏一	014-0325	仙北市角館町東勝楽丁17	大野医院	0187-53-2066	大曲仙北
	蒔苗 公利	017-0846	大館市盤木町17-8	耳鼻咽喉科まきなえクリニック	0186-42-3341	大館
	靱山 淳子	013-8610	横手市前郷字八ツ口3-1	平鹿総合病院	0182-32-5121	横手市湯沢市雄勝郡
	山崎 一春	010-0001	秋田市中通3-4-10	山崎耳鼻咽喉科医院	018-834-3010	秋田市
	山崎 義春	010-0001	秋田市中通3-4-10	山崎耳鼻咽喉科医院	018-834-3010	秋田市
	山田 昌次	015-0051	由利本荘市川口字家後38	由利組合総合病院	0184-27-1200	由利本荘
山形 7名	青柳 優	975-0001	南相馬市原町区大町3-97	大町病院	0244-24-2333	
	市毛 明彦	992-8502	米沢市相生町6-36	米沢市立病院	0238-22-2450	置賜
	大竹 祐輔	990-2443	山形市南三番町7-18	おおたけ医院	023-633-2571	山形
	近 芳久	992-0012	米沢市金池3-2-31	金池クリニック	0238-22-3666	置賜
	鈴木 八郎	990-0813	山形市檜町2-6-19	檜町鈴木耳鼻咽喉科	023-681-3387	山形
	鈴木 豊	998-8501	酒田市あきほ町30	日本海総合病院	0234-26-2001	酒田

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	シケ-名
	本田 学	997-0044	鶴岡市新海町13-24	本田耳鼻咽喉科医院	0235-25-1133	鶴岡
福島 11名	大石 剛資	973-8403	いわき市内郷綴町川原田122	おおいし耳鼻咽喉科	0246-45-3387	いわき
	大河内幸男	960-8117	福島市入江町11-31	福島赤十字病院	024-534-6101	福島
	大谷 巖	973-8403	いわき市内郷綴町沼尻3	福島労災病院	0246-26-1111	福島
	尾股 丈夫	961-0972	白河市立石143-1	尾股耳鼻咽喉科医院	0248-23-1333	白河
	鹿野 真人	960-8026	福島市大町6-1	大原綜合病院	024-526-0330	福島
	熊谷 陽子	960-0612	伊達市保原町宮下75-2	熊谷耳鼻咽喉科医院	024-576-3435	福島
	黒田 令子	960-1295	福島市光が丘1	福島県立医科大学	024-547-1325	福島
	谷 亜希子	969-1133	本宮市本宮南町裡149	谷病院	0243-33-2721	郡山
	鶴岡 美果	963-8501	郡山市大町2-1-16	星綜合病院	024-923-3711	郡山
	馬場 陽子	969-1404	二本松市油井字福岡441-2	ばばクリニック	0243-24-7122	福島
深谷 浩大	971-8124	いわき市小名浜住吉字瀬23-1	ふかや耳鼻咽喉科	0246-58-1187	いわき	
茨城 29名	青柳 安典	310-0903	水戸市堀町字新田940-1	わたり耳鼻咽喉科クリニック	029-350-2550	太田
	安達 忠治	310-0851	水戸市千波町233-3	安達耳鼻咽喉科医院	029-241-2022	水戸 太田
	新井 雅之	310-0021	水戸市南町3-2-51	新井耳鼻咽喉科医院	029-221-3664	水戸 茨城県西
	伊東 善哉	315-0052	かすみがうら市下稲吉2633-172	伊東クリニック	0299-59-1187	土浦 常総
	上前泊 功	309-1793	笠間市鯉淵6528	茨城県立中央病院	0296-77-1121	茨城県北
	宇佐神正海	311-3116	東茨城郡茨城町長岡3652-306	宇佐神クリニック	029-219-0033	水戸
	梅村 崇	308-0847	筑西市玉戸1658	筑西市民病院	0296-28-2261	茨城県西
	大久保英樹	305-0035	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	茨城県北
	片山 雄二	300-0331	稲敷郡阿見町阿見2670-1	かたやま耳鼻咽喉科	029-887-3349	土浦 茨城県南
	国広 美紀	310-8581	水戸市笠原町489	茨城県メディカルセンター	029-241-7906	常総
	嶋田 和人	305-8505	つくば市千現2-1-1	JAXA筑波宇宙センター「医学」	050-3362-6220	土浦
	進藤 彰人	300-1296	牛久市猪子町896	牛久愛和綜合病院	029-873-3111	古河
	瀬成田雅光	311-3193	東茨城郡茨城町桜の郷280	水戸医療センター	029-240-7711	水戸
	瀬端 宏	308-0031	筑西市丙219	瀬端耳鼻咽喉科医院	0296-25-3387	茨城県西
	高根 智之	310-0026	水戸市泉町3-7-1	高根耳鼻咽喉科医院	029-221-2215	水戸
	高橋 和彦	301-0042	龍ヶ崎市長山7-7-2	北竜台耳鼻咽喉科クリニック	0297-95-3387	茨城県南
	高橋 邦明	309-1793	笠間市鯉淵6528	茨城県立中央病院	0296-77-1121	茨城県西 鹿行 水戸
	田淵 経司	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	鹿行
	辻 茂希	300-0341	稲敷郡阿見町うずら野4-27-5	つじ耳鼻咽喉科クリニック	029-801-3387	土浦
	飛田 忠道	310-0015	水戸市宮町3-2-7	水戸協同病院	029-231-2371	古河
	西村 文吾	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	太田
	根本 祥子	300-0395	稲敷郡阿見町中央3-20-1	東京医科大学茨城医療センター	029-887-1161	土浦
	原 晃	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3153	土浦
	広瀬 由紀	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	常総
	古橋 靖夫	304-0023	下妻市大串120-2	古橋耳鼻咽喉科医院	0296-45-0777	茨城県西
	村下 秀和	341-0037	埼玉県三郷市高州1-181-2	むらした耳鼻咽喉科	048-948-3387	茨城県南
	柳澤 晴子	300-0012	土浦市神立東2-27-8	日立製作所土浦診療健診センター	029-831-5830	茨城県北
	和田 哲郎	305-8575	つくば市天王台1-1-1	筑波大学	029-853-3147	古河 鹿行
渡利 昭彦	301-0836	龍ヶ崎市寺後3582-2	渡利耳鼻咽喉科医院	0297-62-4133	常総	
栃木 13名	岩瀬 朗子	321-2351	日光市塩野室町107-3	いわせ歯科口腔外科耳鼻咽喉科クリニック	0288-32-7311	
	梶 博幸	321-0914	宇都宮市下桑島町1159-4	みずほの耳鼻咽喉科	028-657-7722	
	金子 達	320-0041	宇都宮市松原2-3-14	金子耳鼻咽喉科クリニック	028-622-8480	宇都宮
	越井 健司	329-1232	塩谷郡高根沢町光陽台4-2-12	越井クリニック	028-680-1133	塩谷・南那須
	後藤 一貴	321-0293	下都賀郡壬生町北小林880	獨協医科大学	0282-86-1111	
	佐藤 圭	321-3531	芳賀郡茂木町茂木1160-5	さとう耳鼻咽喉科クリニック	0285-64-3341	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	島田 均	329-4309	栃木市岩舟町豊岡534-1	しまだクリニック耳鼻咽喉科	0282-55-1500	栃木 安佐
	中川 雅文	329-2763	那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院	0287-37-2221	
	中村 昭彦	328-0071	栃木市大町22-58	なかむら耳鼻咽喉科クリニック	0282-25-5141	上都賀
	中村真美子	328-8505	栃木市富士見町5-32	下都賀総合病院	0282-22-2551	栃木
	西野 宏	329-0498	下野市薬師寺33311-1	自治医科大学	0285-58-7381	真岡
	藤本 泰幸	329-0434	下野市祇園1-6-10	耳鼻咽喉科ふじもとクリニック	0285-44-3322	宇都宮
	前田 俊一	320-8580	宇都宮市中戸祭1-10-37	国立病院機構栃木病院	028-622-5241	
群馬 11名	井上 貴洋	372-0801	伊勢崎市連取本町12-1	伊勢崎市民病院耳鼻咽喉科	0270-25-5022	伊勢崎佐波 桐生 東毛太田
	頌彦 真賢	372-0034	伊勢崎市ひろせ町4084-6	広瀬耳鼻咽喉科医院	0270-21-7333	伊勢崎佐波 高崎 東毛館林邑楽
	鎌田 英男	371-0034	前橋市昭和町3-39-22	群馬大学	0272-31-7221	前橋 吾妻 利根沼田
	佐川鉄太郎	372-0043	伊勢崎市緑町5-3	佐川医院	0270-25-0557	伊勢崎佐波 東毛館林邑楽 東毛太田
	櫻井 努	379-2313	みどり市笠懸町鹿2566-12	さくら耳鼻咽喉科	0277-76-1133	伊勢崎佐波 桐生 東毛館林邑楽
	設楽 直也	372-0041	伊勢崎市平和町25-30	日精堂設楽耳鼻咽喉科医院	0270-25-0909	伊勢崎佐波 前橋 東毛館林邑楽
	多賀谷泰弘	372-0812	伊勢崎市連取町1691	多賀谷耳鼻咽喉科医院	0270-21-3387	伊勢崎佐波 東毛館林邑楽 東毛太田
	豊田 修	371-0844	前橋市古市町1-48-6	新前橋耳鼻咽喉科医院	0272-53-6170	前橋 桐生 吾妻
	二宮 洋	371-0014	前橋市朝日町3-21-36	前橋赤十字病院	027-224-4585	前橋 高崎 藤岡多野
	松田 雄大	376-0013	桐生市広沢町4-1985-6	医療法人日野医院	0277-541-820	桐生 東毛館林邑楽 東毛太田
	吉見 富夫	370-0821	高崎市新紺屋町1	吉見耳鼻咽喉科医院	027-326-8733	高崎 藤岡多野 利根沼田
埼玉 34名	池園 哲郎	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1253	
	池田 元久	340-0053	草加市旭町6-13-24	草加新田耳鼻咽喉科	048-946-4133	
	石川浩太郎	359-8555	所沢市並木4-1	国立障害者リハビリテーションセンター病院	04-2995-3100	
	石田 孝	349-1105	久喜市小右衛門714-6	埼玉県済生会栗橋病院	0480-52-3611	
	磯部 房子	336-0936	さいたま市緑区太田窪3-3-22	医) ふくいく会磯部耳鼻咽喉科	048-887-3387	
	伊藤菜穂子	351-0034	朝霞市西原2-4-17 ジェミニビル1F	伊藤耳鼻科クリニック	048-486-0087	
	井上 庸夫	343-0025	越谷市大沢3-9-24	井上耳鼻咽喉科	048-979-4300	
	井上 良江	343-0025	越谷市大沢3-9-24	井上耳鼻咽喉科	048-979-4300	
	江口智三郎	340-0011	草加市栄町3-2-13 栄ビル1F	江口耳鼻咽喉科医院	048-936-2731	
	大前由紀雄	350-1317	狭山市水野49-19	大生水野クリニック	04-2957-1141	
	大森 英生	351-0115	和光市新倉1-2-67 和光市駅前ビル3F	大森耳鼻咽喉科医院	048-467-3314	
	小川 明	358-0054	入間市野田435-1	小川耳鼻咽喉科気管食道科医院	04-2932-3344	
	小川 郁男	350-2203	鶴ヶ島市市上広谷8-15	鶴ヶ島耳鼻咽喉科診療所	049-286-3387	
	片野 宏明	336-0926	さいたま市緑区東浦和3-13-11	片野耳鼻咽喉科	048-874-7110	
	金沢 弘美	331-0054	さいたま市西区島根299-1	さいたま市民医療センター	048-626-0011	
	木場 玲子	356-0056	ふじみ野市うれし野2-15-7	ふじみ野耳鼻咽喉科・気管食道科医院	049-263-3341	
	佐内 明子	351-0006	朝霞市仲町1-2-32 あさかクリニック2F	さない耳鼻科クリニック	048-450-3710	
	武石 容子	330-0845	さいたま市大宮区仲町1-89	耳鼻咽喉科市川医院	048-641-0464	大宮
	田中 康広	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	獨協医科大学埼玉医療センター	048-965-1111	春日部
	田中 是	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3685	川越
	時田 信博	350-0001	川越市古谷上27-1	伊佐沼クリニック	049-235-0100	
	鳥谷都都子	336-0936	さいたま市緑区太田窪3-3-22	医) ふくいく会磯部耳鼻咽喉科	048-887-3387	
	野呂 久公	341-0044	三郷市戸ヶ崎2-38-2	みさと耳鼻咽喉科医院	048-948-1133	
	馬場 完仁	355-0062	東松山市西本宿1986	高坂耳鼻咽喉科医院	0493-35-5410	
	原 睦子	362-8588	上尾市柏座1-10-10	上尾中央総合病院	048-773-1111	
	深澤 達也	344-8588	春日部市中央6-7-1	春日部市立医療センター	048-735-1261	
	深谷 和正	355-0072	東松山市石橋1816-9	深谷耳鼻咽喉科クリニック	0493-24-3387	川越
	細田兵之助	357-0024	飯能市緑町18-12	細田耳鼻咽喉科医院	042-972-1441	所沢
	丸山 敬史	368-0033	秩父市野坂町1-20-31	丸山耳鼻咽喉科医院	0494-25-3341	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	三宅 孝功	332-0012	川口市本町4-4-16 北オアシスプレイス302	三宅耳鼻咽喉科	048-224-3341	
	吉田 尚弘	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	自治医科大学附属さいたま医療センター	048-647-2111	大宮
	吉住 登	364-0023	北本市緑4-154	福音診療所	048-592-2862	大宮
	山口晋太郎	344-8588	春日部市中央6-7-1	春日部市立医療センター	048-735-1261	
	渡邊 一夫	330-0081	さいたま市中央区新都心4-7 林ビル1F	けやき耳鼻咽喉科クリニック	048-851-1333	与野
千葉 26名	浅野 尚	287-0002	佐原市北3-12-13	浅野耳鼻咽喉科医院	0478-55-1133	印旛香取
	石毛 俊行	284-0005	四街道市四街道1551-25	いしげ耳鼻咽喉科医院	043-424-7306	千葉市 印旛香取
	伊藤 宏文	274-0824	船橋市前原東4-13-3	いとう耳鼻咽喉科	047-473-8733	
	大川 徹	273-0005	船橋市本町1-9-9 ルハバ-カ船橋201	おおかわ耳鼻咽喉科クリニック	047-420-3387	船橋
	太田 豊	260-0842	千葉市中央区南町3-13-8	吉井耳鼻咽喉科医院	043-265-8733	千葉市
	岡本 誠	288-0053	銚子市東町5-3	島田総合病院	0479-22-5401	銚子海匠
	奥 雄介	270-2232	松戸市和名ヶ谷1271	新東京病院	047-711-8700	
	折原 廣己	266-0005	千葉市緑区誉田町2-2307	おりはら耳鼻咽喉科	043-300-3387	千葉市
	工藤 典代	261-0014	千葉市美浜区若葉2-10-1	千葉県立衛生短期大学	043-272-1711	千葉市
	小関 洋男	292-0044	木更津市太田4-16-5	小関耳鼻咽喉科医院	0438-25-1187	君津木更津
	小林 憲明	277-0852	柏市旭町7-1-5	豊四季台耳鼻咽喉科	04-7199-5511	東葛北部
	佐久間龍良	276-0023	八千代市勝田台1-7-1 京成サウホ- D202	佐久間耳鼻咽喉科医院	0474-85-1805	千葉市 船橋
	杉田 佳信	297-0023	茂原市千代田町2-8	杉田耳鼻咽喉科医院	0475-22-2443	山武長生夷隅
	鈴木 晴彦	275-0006	習志野市泉町3-1-5	すずき耳鼻咽喉科	047-455-4133	船橋
	角南 滋子	290-0003	市原市辰巳台東2-16	千葉労災病院	0436-74-1111	千葉市 市原市 君津木更津
	内藤 準哉	314-0343	茨城県神栖市土合本町9108-2号			
	仲秋 功司	270-0114	流山市東初石2-78-3	初石耳鼻咽喉科医院	04-7153-8733	東葛北部
	中村 彰男	272-0034	市川市市川1-3-18 明治生命市川ビル1F	中村耳鼻咽喉科医院	047-322-2301	船橋
	馬場 俊吉	270-1694	印旛郡印旛村鎌苅1715	日本医科大学附属千葉北総病院	0476-99-1111	印旛香取
	日野 剛	289-1115	八街市八街ほ215-3	日野耳鼻咽喉科医院	043-440-6450	印旛香取
	前田陽一郎	261-0004	千葉市美浜区高洲1-16-12 横山ビル1F	まえだ耳鼻咽喉科	043-238-1133	千葉市
	岡本 秀彦	286-8686	成田市公津の杜 4-3	国際医療福祉大学	0476-20-7701	
	宮嶋 啓輔	273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷1-18-5 ティア・ヴァンシュ 2F	新鎌ヶ谷耳鼻咽喉科	047-441-3387	船橋
	村川 康子	277-0882	柏市柏の葉3-1-34	クリニック柏の葉	04-7132-8881	東葛北部
	吉田 友英	285-8741	佐倉市下志津564-1	東邦大学医療センター佐倉病院	043-462-8811	印旛香取
	吉田 泰行	284-0027	四街道市栗山906-1	栗山中央病院	043-421-0007	船橋 印旛香取
東京 120名	赤池 洋	112-0011	文京区千石4-40-2	赤池耳鼻咽喉科	03-5976-3355	
	浅野 公子	163-1301	新宿区西新宿6-5-1715(ト)カ-東館1F	アライント耳鼻咽喉科	03-5323-0252	
	阿彦 智明	270-1176	我孫子市柴崎台1-18-5	あひこ耳鼻咽喉科医院	0471-84-5789	
	新井 寧子	116-8567	荒川区西尾久2-1-10	東京女子医大東医療センター	03-3810-1111	
	荒牧 元	165-0034	中野区大和町1-64-10号	荒牧耳鼻咽喉科	03-3337-0198	
	荒牧 昌子	165-0034	中野区大和町1-64-10	荒牧医院	03-3337-0198	
	生井 明浩	179-0072	練馬区光が丘2-11-1	日大練馬光が丘病院	03-3979-3611	
	石井 正則	162-0821	新宿区津久戸町5-1	東京厚生年金病院	03-3269-8111	
	石黒 彩	144-0035	大田区南蒲田2-19-2	JCHO東京蒲田医療センター	03-3738-8221	東京産業保健総合支援センター
	市川銀一郎	164-0012	中野区本町2-28-11-609		03-3372-0078	
	一瀬 晴子	140-0005	品川区広町2-1-19	JR東日本健康保険センター	03-3771-7573	
	猪 忠彦	152-0031	目黒区中根2-12-1 K&Kビル2F	いの耳鼻咽喉科	03-5701-3387	都南
	井美 誠	194-0045	町田市南成瀬1-1-2 プラザ成瀬3F	井美耳鼻咽喉科医院	0427-29-3383	町田
	岩井 久幸	174-0075	板橋区桜川3-23 コートイイダ 2F	いわい耳鼻咽喉科クリニック	03-5399-1133	
	岩嶋恵美子	146-0092	大田区下丸子3-7-9	下丸子診療所	03-3758-0648	
	岩村 美生	160-0018	新宿区須賀町1-6	青柳耳鼻咽喉科	03-3355-3387	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
上杉 恵介	178-0064	練馬区南大泉4-48-7	医社/恵環会 上杉耳鼻咽喉科医院	03-5978-2676	
宇田川友克	105-8461	港区西新橋3-25-8	東京慈恵会医科大学	03-3433-1111	
歌橋 弘哉	194-0013	町田市原町田4-2-2-2F	うたはし耳鼻咽喉科	042-705-7654	
大蔵 富子	170-0005	豊島区南大塚2-11-8	大蔵耳鼻咽喉科医院	03-3947-8733	
大多和俊里	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	虎ノ門病院	03-3588-1111	
大津有二郎	183-0056	府中市寿町1-1-3 三ツ木寿ビル6階	府中駅前耳鼻科	042-367-4025	
大塚 健司	204-0022	清瀬市松山1-40-21	大塚耳鼻咽喉科医院	042-492-0287	
大場 俊彦	104-0045	中央区築地1-13-11	慶友銀座クリニック	03-3542-3387	
岡坂 健司	120-0004	足立区東綾瀬1-18-17 グラコスマU1階	みみはなのどまりイカクリニック	03-5673-3387	
岡部 英子	142-0062	品川区小山2-8-16	岡部耳鼻咽喉科医院	03-3782-2060	
岡本 康秀	108-0073	港区三田1-4-17	済生会中央病院	03-3451-8211	
奥野敬一郎	158-0082	世田谷区等々力3-5-2 エビル2階	おくの耳鼻咽喉科	03-5758-3311	
奥野 妙子	101-0024	千代田区神田和泉町1	三井記念病院	03-3862-9111	
奥野 秀次	165-0032	中野区鷺宮3-20-10-103	鷺ノ宮耳鼻咽喉科	03-5327-4187	
小幡 葉子	144-0051	大田区西蒲田4-30-19	おばた整形外科耳鼻咽喉科クリニック	03-5700-0788	
笠原 行喜	167-0032	杉並区天沼3-2-2 荻窪勤業ビル2F	笠原耳鼻咽喉科クリニック	03-3220-8733	
香取 公明	190-0023	立川市柴崎町2-1-6 エルターナ6F	かとり耳鼻咽喉科	042-526-3387	
加納 章子	113-0033	文京区本郷3-1-3	順天堂大学附属順天堂病院	03-3813-3111	
加納 有二	116-0001	荒川区町屋2-2-21 第3小田ビル2F	かのう耳鼻咽喉科	03-3894-3387	足立・荒川
狩野章太郎	113-8655	文京区本郷7-3-1	東京大学医学部附属病院		
河合 真	192-0364	八王子市南大沢2-2 ハビル5F	医療法人社団かわい耳鼻咽喉科	042-674-1133	八王子
川崎 和子	108-0071	港区白金台3-15-21 矢島ビル2F	白金台耳鼻咽喉科・アレルギー科	03-6408-5088	港 東京中央
菅家 稔	177-0044	練馬区上石神井3-4-11	菅家耳鼻咽喉科	03-3594-8733	
神崎 晶	160-8582	新宿区信濃町35	慶應義塾大学病院	03-3353-1211	
菊地 仁	206-0033	多摩区落合1-357イオンスプラザ 多摩センター3F	多摩ガーデンクリニック	042-357-3671	
木田 涉	176-0021	練馬区貫井1-7-28 高山ビル2F	中村橋耳鼻咽喉科クリニック	03-3926-7298	
北村 剛一	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	東京医科大学附属病院	03-3342-6111	
工藤 葉子	145-0062	大田区北千束1-50-17 相川ビル101	くどう耳鼻咽喉科	03-5726-3387	
熊川 孝三	105-0001	港区虎ノ門2-2-2	虎の門病院	03-3588-1111	
栗山 純一	114-0023	北区滝野川11-37-12	栗山耳鼻咽喉科医院	03-3910-4367	
小河原 剛	183-0055	府中市府中町1-6-2 三和第二ビル1F	あおぞら耳鼻咽喉科	042-354-8733	
小島 幸枝	153-0052	目黒区祐天寺2-3-9	医療法人社団三辺医院	03-3712-5555	
小関 芳宏	150-0001	渋谷区神宮前6-1-5	神宮前耳鼻科クリニック	03-3400-3022	
小林 一女	142-8666	品川区旗の台1-5-8	昭和大学病院	03-3784-8563	
近藤 律男	162-8666	新宿区河田町8-1	東京女子医科大学病院	03-3353-8111	
齊藤 達矢	113-8431	文京区本郷3-1-3	順天堂大学	03-3813-3111	
酒井 陽子	152-0002	目黒区目黒本町6-1-2 友愛ビル3F	むさしこやま耳鼻咽喉科	03-6452-3066	
酒井亜希子	143-0013	大田区大森南4-13-21	東京労災病院	03-3742-7301	大田
坂本 幸士	340-0814	八潮市南川崎845	八潮中央総合病院	048-996-1131	
佐久間文子	105-0003	港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル2F	公益財団法人日産厚生会診療所	03-3504-1641	
佐々木優子	213-0011	川崎市高津区久本1-2-5	もぎたて耳鼻咽喉科	044-865-4187	
佐藤 恒正	174-0051	板橋区小豆沢2-12-7	板橋中央総合病院	03-3967-1181	
清水 俊行	123-0843	足立区西新井栄町1-17-25	東京洪誠病院・耳鼻咽喉科	03-5888-9880	
白幡 裕子	124-0024	葛飾区新小岩1-40-8	新小岩耳鼻咽喉科クリニック	03-3651-8733	
杉内 智子	152-0035	目黒区自由が丘2-7-4	自由が丘杉内医院	03-5726-8241	
鈴木 春男	133-0061	江戸川区篠崎町4-3-5	(開業)	03-3676-1150	
関 良武	136-0074	江東区東砂7-19-13 ハルコム南砂302	せき耳鼻咽喉科医院	03-5653-0555	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
高野 信也	174-0051	板橋区小豆沢2-12-7	板橋中央総合病院	03-3967-1181	
瀧口洋一郎	110-8645	台東区東上野2-23-16	永寿総合病院	03-3833-8381	
竹腰 昌明	182-0007	調布市菊野台3-7-1	竹腰耳鼻咽喉科医院	042-486-1866	
田崎 京子	146-8531	大田区池上6-1-19	池上総合病院	03-3752-3151	
田村 篤	154-8532	世田谷区池尻1-2-24	自衛隊中央病院	03-3411-0151	
田村 理恵	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	東京医科大学病院	03-3342-6111	
中条 恭子	104-8560	中央区明石町9-1	聖路加国際病院	03-3541-5151	
角田 篤信	113-0033	文京区本郷3-2-12	順天堂大学耳鼻咽喉科	03-5802-1229	
鶴岡三佳子	030-0862	青森市古川2-19-9	今耳鼻咽喉科医院	017-775-4116	
鐵田 晃久	158-0081	世田谷区深沢5-23-19 さが'ビル1F	テツダ耳鼻咽喉科	03-3704-2157	
時田 江里香	142-8666	品川区旗の台1-5-8	昭和大学病院	03-3784-8563	
友松 英男	177-0041	練馬区石神井町1-20-13	友松耳鼻咽喉科気管食道科医院	03-3996-9558	
内藤 丈士	101-0054	千代田区神田錦町3-16-3	内藤耳鼻咽喉科医院	03-3291-3422	
内藤 理恵	183-0042	府中市武蔵台2-6-1	都立神経病院	042-323-5110	多摩東部
中井川弘毅	124-0001	葛飾区小菅4-10-6 下井ビル1F	あやせ耳鼻咽喉科医院	03-5680-1133	東部地域産業保健センター
永井 賀子	153-8581	目黒区三田1-11-7	厚生中央病院	03-3713-2141	
永田美也子	176-0001	練馬区練馬1-27-7	ながたクリニック	03-5912-1187	
中村 裕子	277-0005	柏市柏1-1-7	池松耳鼻咽喉科	04-7164-3387	
鳴戸 理佐	180-0002	武蔵野市吉祥寺東町1-1-22	小野耳鼻咽喉科	0422-22-8650	
難波 玄	152-0012	目黒区洗足2-7-15-201	なんば耳鼻咽喉科	03-5842-1155	
西山 信宏	160-0023	新宿区西新宿6-7-1	東京医科大学	03-3342-6111	
丹羽 洋二	270-2261	松戸市常盤平5-11-17	丹羽耳鼻咽喉科医院	047-387-1373	
沼田早恵子	165-0025	中野区沼袋1-36-3-4F	耳鼻咽喉科早クリニック	03-3387-2019	新宿
根岸 正之	193-0803	八王子市檜原町1483-12	医療法人社団 根岸耳鼻咽喉科医院	042-625-3394	八王子
畑 裕子	101-0024	千代田区神田和泉町1	三井記念病院	03-3862-9111	
波多野 篤	201-8601	狛江市和泉本町4-11-1	慈恵会医科大学第三病院	03-3480-1151	
林 振堂	178-0065	練馬区西大泉5-2-5	林耳鼻咽喉科医院	03-3925-3387	東京城北
春山 琢男	279-0021	浦安市富岡2-1-1	順天堂大学浦安病院	047-353-3111	東京中央
平井 良治	173-0032	板橋区大谷口上野30-1	日本大学板橋病院	03-3972-8111	
平山 方俊	155-0032	世田谷区代沢3-12-23	ひらやまクリニック耳鼻咽喉科	03-5779-1835	
廣瀬 壯	121-0813	足立区竹ノ塚2-19-7	ファミリア耳鼻咽喉科	03-5856-6823	
藤野 睦子	146-8531	大田区池上6-1-19	池上総合病院	03-3752-3151	
藤本 千里	113-8655	文京区本郷7-3-1	東京大学医学部耳鼻咽喉科	03-5800-8665	
古屋 英彦	140-0014	品川区大井2-12-1	耳鼻咽喉科・アレルギー科・気管食道科 古屋医院	03-3776-4192	
本村 朋子	160-8582	新宿区信濃町35	慶應義塾大学病院	03-5363-3827	
松田 絵美	965-8585	合図若松市山鹿町3-27	竹田総合病院	0242-27-5511	
松延 毅	113-8603	文京区千駄木1-1-5	日本医科大学付属病院	03-3822-2131	
松本 恭子	101-0063	千代田区神田淡路町2-25	神尾記念病院	03-3253-3351	東京中央
三浦康士郎	101-0063	千代田区神田淡路町2-25	神尾記念病院耳鼻咽喉科	03-3253-3351	
三澤 建	105-8470	港区虎ノ門2-2-2	虎の門病院	03-3588-1111	港地域産業保健センター
三谷 美樹	140-0015	品川区西大井4-11-7	さくらクリニック	03-3774-3597	
都川 知之	146-0094	大田区東矢口1-16-21	都川耳鼻咽喉科	03-3730-6918	
宮崎日出海	116-8567	荒川区西尾久2-1-10	東京女子医科大学東医療センター	03-3810-1111	
三輪 正人	113-8603	文京区千駄木1-1-5	日本医科大学付属病院	03-3822-2131	
三輪真由美	112-0002	文京区小石川4-20-2 小室ビル2F	はりま坂耳鼻咽喉科・アレルギー科	03-3811-8736	
森田 一郎	154-8532	世田谷区池尻1-2-24	自衛隊中央病院	03-3411-0151	
諸星 咲子	184-0003	小金井市緑町1-6-53 うさぎビル	もろほしクリニック	042-387-3104	

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	八木 昌人	102-8798	千代田区富士見2-14-23	東京通信病院	03-5214-7111	
	矢部多加夫	107-0062	港区南青山5-10-19-5F	やべ耳鼻咽喉科表参道	03-3409-3387	
	山川 卓也	107-0061	港区北青山2-7-21 青山アパルトメント3F	医療法人青翔会山川耳鼻咽喉科医院	03-5772-6450	
	山口 展正	167-0042	杉並区西荻北3-19-10	山口耳鼻咽喉科医院	03-3301-8714	
	山崎 竜一	133-0051	江戸川区北小岩6-9-6	医療法人社団 山崎耳鼻咽喉科診療所	03-3658-0636	
	山田智佳子	166-0001	杉並区阿佐ヶ谷北1-4-6コルヌイ北阿佐ヶ谷1F	あさがや耳鼻咽喉科	03-3338-4133	
	山根 雅昭	101-0047	千代田区内神田3-16-4 吉和ビル2F	山根耳鼻咽喉科	03-5298-7877	
	湯浅 貴文	102-0085	千代田区六番町3-1 協和ビル3F	六番町耳鼻咽喉科	03-3222-4133	
	横森 恵夏	142-8666	品川区旗の台1-5-8	昭和大学	03-3784-8563	大田
	吉田 茂	153-8515	目黒区大橋2-17-6	東邦大学医療センター大橋病院	03-3468-1251	
	吉見健二郎	116-0003	荒川区南千住8-4-5-102	汐入耳鼻咽喉科	03-3802-8733	
神奈川県 44名	朝比奈紀彦	227-0062	横浜市青葉区青葉台1-13-5	朝比奈耳鼻咽喉科医院	045-981-3322	横浜北
	飯田 政弘	259-1193	伊勢原市下糟屋143	東海大学附属病院	0463-93-1121	県央
	飯田祐起子	142-0062	東京都品川区小山2-8-16	岡部耳鼻咽喉科医院	03-5323-0252	
	生駒 亮	236-0037	横浜市金沢区六浦東1-21-1	横浜南共済病院	045-628-6100	平塚 三浦半島 横浜南
	出井 教雄	232-0067	横浜市南区弘明寺町134 GMビル1F	いでい耳鼻咽喉科医院	045-715-4133	横浜西
	井上 周一	232-0064	横浜市南区別所3-8-3 クリニックビル	(閉業)	045-716-1133	横浜西
	井上 秀朗	243-0013	厚木市泉町10-16	井上耳鼻咽喉科医院	046-228-1162	県央
	江沢 暁彦	238-0008	横須賀市大滝町2-4 上村ビル3F	(閉業)	0468-22-3817	三浦半島
	大上麻由里	253-0106	高座郡寒川町宮山193	寒川神社寒川病院	0467-75-0632	湘南
	大田 隆之	240-8521	横浜市保土ヶ谷区岩井町215	聖隷横浜病院	045-715-3111	横浜西
	岡田 智幸	241-0811	横浜市旭区矢指町1197-1	聖マリアンナ医科大学横浜西部病院	045-366-1111	横浜西
	沖久 衛	240-0013	横浜市保土ヶ谷区帷子町2-49-2	保土ヶ谷耳鼻咽喉科	045-332-5090	横浜西
	河野 敏朗	245-8560	横浜市戸塚区汲沢町56	西横浜国際総合病院	045-871-8855	平塚 横浜南
	北村 達也	223-0062	横浜市港北区日吉本町1-17-3 スウェルビル1F	普通部通りみみ・はな・のどクリニック	045-624-8185	横浜北 川崎北
	小勝 敏幸	231-0066	横浜市中区日ノ出町1-200 日ノ出サクス207	日ノ出町耳鼻咽喉科クリニック	045-261-3387	平塚
	後藤 享也	211-8666	川崎市中原区下沼部1753	日本電気玉川事業場玉川健康管理センター	044-435-1022	川崎北
	小松崎 靖	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央1-26-3	井澤耳鼻咽喉科医院	045-502-1380	鶴見
	斉藤 彰	257-0043	秦野市栄町5-4	斉藤医院	0463-81-0538	平塚
	佐藤 守彦	247-8533	鎌倉市岡本1370-1	湘南鎌倉総合病院	0467-46-1717	三浦半島 横浜南 横浜西
	三邊 武幸	227-8518	横浜市青葉区藤が丘2-1-1	昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	045-974-2221	横浜北
	杉尾雄一郎	211-8510	川崎市中原区木月住吉町1-1	関東労災病院	044-411-3131	川崎北 川崎南
	調所 廣之	211-0021	川崎市中原区木月住吉町2035	関東労災病院	044-411-3131	川崎北 川崎南
	高橋 郷	234-0054	横浜市港南区港南台4-7-29	港南台耳鼻咽喉科	0465-34-3175	横浜北
	高畑 喜延	246-0022	横浜市瀬谷区三ツ境1	高畑耳鼻咽喉科医院	045-391-5000	横浜西
	武田 啓介	258-0019	足柄上郡大井町金子1375	武田耳鼻咽喉科クリニック	0465-83-7733	県西地区
	竹村 栄毅	222-0036	横浜市港北区小机町3211	横浜労災病院	045-474-8111	横浜北
	土田 吉史	254-0063	平塚市諏訪町25-25	土田医院	0463-31-0576	平塚
	寺崎 雅子	250-8558	小田原市久野46	小田原市立病院	0465-34-3175	県西地区 湘南 県央
	中川 千尋	247-0005	横浜市栄区桂町132-2	横浜共済病院	045-891-2171	横浜西
	畑 仁美	230-0022	横浜市鶴見区市場東中町11-1	畑耳鼻咽喉科	045-508-1133	鶴見
	儀道 淳	242-0024	大和市福田1965-2	ひょうどう耳鼻咽喉科	046-279-5333	県西地区
	平山 裕	215-0004	川崎市麻生区万福寺6-7-2メデイカルモリノビル	ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	044-955-3349	川崎南
	松井 和夫	240-8521	横浜市保土ヶ谷区岩井町215	聖隷横浜病院	045-715-3111	横浜西
	宮澤 昌行	250-0055	小田原市久野46	小田原市立病院	0465-34-3175	
	茂木立 学	213-0011	川崎市高津区久本1-2-5、関口第一ビル401	もぎたて耳鼻咽喉科	044-865-4187	川崎北
	門田 哲弥	211-0021	川崎市中原区木月住吉町1-1	関東労災病院	044-411-3131	県西地区 湘南 県央

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	矢吹健一郎	236-0004	横浜市金沢区福浦3-9	横浜市立大学附属病院	045-787-2687	三浦半島
	山崎 健	252-0804	藤沢市湘南台1-12-1 6F	山崎耳鼻咽喉科	0466-46-1033	湘南
	山田 良宣	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央35-1	昭和大学横浜市北部病院	045-949-7000	横浜北
	弓削 勇	250-0872	小田原市中里72-1	ゆげ耳鼻咽喉科	0465-27-3325	県西地区
	吉川 琢磨	212-0027	川崎市幸区新塚越201 1F新川崎3F	よしかわ耳鼻咽喉科	044-520-3311	川崎南
	吉原 重光	223-0052	横浜市港北区綱島東2-8-4	吉原耳鼻咽喉科クリニック	045-531-4187	横浜北
	米本 正明	222-0013	横浜市港北区錦が丘16-16 YKt' #3 F	よねもと耳鼻咽喉科	045-434-3347	横浜北
	渡辺 尚彦	223-0062	横浜市港北区日吉本町4-15-11 1F	耳鼻咽喉科渡辺医院	045-561-3649	横浜北 川崎北
新潟 20名	五十嵐良和	943-0896	上越市大字飯2538-2	おひさま耳鼻咽喉科	025-546-7114	上越
	池田 正夫	957-0055	新発田市諏訪町1-3-5	駅前医院	0254-23-2123	新発田
	泉 修司	951-8510	新潟市中央区旭町通1-757	新潟大学	025-227-2306	新潟
	今井美知子	950-0088	新潟市中央区万代町1-2-14	万代シティ耳鼻科	025-247-1880	新潟
	大滝 一	950-0932	新潟市中央区長潟3-1-17	大滝耳鼻科クリニック	025-287-1831	新潟
	沖田 涉	943-0833	上越市大町4-4-12	耳鼻咽喉科おきた医院	025-522-3711	上越
	川名 正博	950-0891	新潟市東区上木戸1-2-15	川名クリニック	025-279-0030	新潟
	小島 健二	956-0864	新潟市秋葉区新津本町1-3-10	小島耳鼻咽喉科医院	0250-22-1047	新津
	佐藤 斎	951-8068	新潟市中央区上大川前通6番町1212-1	本町ふるまち耳鼻科	025-210-8520	新潟
	佐藤雄一郎	951-8566	新潟市中央区川岸町2-15-3	県立がんセンター新潟病院	025-266-5111	新潟
	篠田 秀夫	955-0823	三条市東本成寺21-38	篠田耳鼻咽喉科医院	0256-33-5875	三条
	関 聡	957-0061	新発田市住吉町4-20-2	関耳鼻科クリニック	0254-20-5225	新発田
	高木 若子	951-8133	新潟市中央区川岸町1-39-5	新潟県労働衛生医学協会	025-267-1200	新潟
	土屋乃理子	955-0055	三条市塚野目5-1-62	厚生連三条総合病院	0256-32-1131	三条
	野々村直文	940-0026	長岡市石内1-1-1	野々村医院	0258-32-8733	長岡
	花澤 秀行	950-1104	新潟市西区寺地280-7	済生会新潟第二病院	025-233-6161	新潟
	藤崎 俊之	955-0082	三条市西裏館1-8-8	藤崎医院	0256-32-1753	三条
	本田 弘	951-8131	新潟市中央区白山浦1-241	在宅	025-231-3522	新潟
	森田 由香	951-8510	新潟市中央区旭町通1-757	新潟大学	025-227-2306	新潟
	渡邊 一道	953-0041	新潟市西蒲区巻甲2513	耳鼻咽喉科渡辺医院	0256-72-8833	
富山 12名	赤荻 勝一	930-0859	富山市牛島本町2-1-58	富山赤十字病院	076-433-2222	富山
	加納 晃	937-0041	魚津市吉島1-4-23	加納耳鼻咽喉科	0765-23-1633	魚津
	加納 滋	930-0061	富山市一番町4-18	加納耳鼻咽喉科	076-495-8733	富山
	河合 康守	939-1375	砺波市中央町1-2	河合医院	0763-32-4580	砺波
	黒田 一	930-0827	富山市上飯野13-18	黒田耳鼻咽喉科	076-452-9287	富山
	渋谷 和郎	930-0138	富山市呉羽町2417-8	耳鼻咽喉科しぶたに医院	076-436-3387	富山
	長崎 正男	939-0287	射水市赤井40-5	ながさきクリニック	0766-52-8800	高岡
	中島 昭憲	939-2376	富山市八尾町福島7-42	八尾総合病院	076-454-5000	富山
	藤坂実千郎	930-0194	富山市杉谷2630	富山大学医学部	076-434-7368	富山
	堀 正人	933-0023	高岡市末広町13-15	高の宮病院	0766-22-0282	高岡
	真鍋 恭弘	939-0243	射水郡大門町下若89-10	真生会富山病院	0766-52-2156	高岡
	山本 憲	934-0053	射水市朴木20	射水市民病院	0766-82-8100	高岡
石川 13名	石丸 正	920-0845	金沢市瓢箪町2-13	ひょうたん町耳鼻咽喉科医院	076-231-1958	石川中央
	上出 文博	923-0806	小松市小寺町乙139-3	上出耳鼻咽喉科医院	0761-24-3387	小松能美
	小森 貴	920-0911	金沢市橋場町3-9	小森耳鼻咽喉科医院	076-221-5027	石川中央
	杉盛 恵	927-0211	鳳珠郡穴水町甲レ-152-4	穴水総合病院児診療所	0768-58-1001	石川中央
	塚谷 才明	924-8588	白山市倉光3-8	公立松任石川中央病院	076-275-2222	石川中央
	土定 建夫	923-0965	小松市串町丙101-1	串耳鼻咽喉科医院	0761-43-3433	小松能美
	長山 郁生	920-0348	金沢市松村1-7 プラザ・ハイウ	長山耳鼻科医院	076-266-3387	石川中央

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	堀口 章子	923-0945	小松市末広町238	堀口歯科耳鼻いんこう科医院	0761-21-2207	加賀江沼
	宮澤 徹	920-0293	河北郡内灘町大学1-1	金沢医科大学	076-286-2211	石川中央
	宮崎 巨	920-0268	河北郡内灘町ハマナス2-7	宮崎耳鼻咽喉科医院	076-286-3387	石川中央
	八尾 亨	920-0265	河北郡内灘町大学1-1	金沢医科大学	076-286-2211	石川中央
	山田健太郎	920-0293	河北郡内灘町大学1-1	金沢医科大学	076-286-2211	中能登
	渡辺 宏	921-8815	石川郡野々市町本町4-9-12	渡辺耳鼻咽喉科	076-246-3331	石川中央
福井	上田 裕朗	914-8502	敦賀市三島町1-6-60	市立敦賀病院	0770-22-3611	福井 嶺南 南越、奥越
6名	斉藤 武久	910-0016	福井市大宮2丁目27-22	さいとう耳鼻咽喉科クリニック	0776-61-8407	
	田中 妙子	918-8503	福井市和田中町舟橋7-1	福井県済生会病院	0776-23-1111	
	坪川 俊仁	910-0854	福井市御幸2-20-25	坪川耳鼻咽喉科医院	0766-21-7373	
	本多 德行	910-0303	坂井市丸岡町猪爪2-207	本多耳鼻科クリニック	0776-68-1233	
	松本 順雄	913-0016	坂井市三国町三国東5-2-3	まつもと耳鼻咽喉科クリニック	0776-81-8733	
山梨	上條 篤	409-3898	中央市下河東1110	山梨大学	055-273-6769	中北 峡東 峡南、郡内
6名	黄 淳一	400-0832	甲府市増坪町366	市立甲府病院	055-244-1111	中北 峡東 峡南
	白倉 真人	405-0024	山梨市歌田319-5	白倉耳鼻咽喉科医院	0553-23-3339	中北 峡東
	中澤 勉	400-0035	甲府市飯田2-3-9	なかざわ耳鼻咽喉科クリニック	055-233-8744	中北 峡南
	森山 元大	400-3898	中央市下河東1110	山梨大学	055-273-6769	中北 峡東 峡南、郡内
	山内 祥生	400-0115	甲斐市竜王町篠原68-7	山内耳鼻咽喉科医院	055-279-3339	中北 峡南
長野	有賀あや子	390-0825	松本市並柳2-14-18	ひまわりクリニック耳鼻咽喉科	0263-87-6565	松本
15名	出浦美智恵	386-1325	上田市中野29-2	共和会塩田病院	0268-38-2221	上小
	小口 直彦	394-0022	岡谷市銀座2-2-24	耳鼻咽喉科小口医院	0266-22-3068	諏訪広域
	折口 健	390-0852	松本市島立1683-9	折口耳鼻咽喉科医院	0263-48-3800	松本 長野
	小林 克彦	390-0851	松本市島内3427-19	小林耳鼻咽喉科	0263-47-8733	松本
	小松 正彦	385-0022	佐久市岩村田塚本1311-9	小松耳鼻咽喉科クリニック	0267-66-6300	小諸・佐久
	佐藤 圭司	399-0014	松本市平田東3-4-8	佐藤耳鼻咽喉科医院	0263-58-3341	松本
	田口喜一郎	380-0936	長野市岡田町215-1	長野産業保健推進センター	026-225-8533	長野
	工 穰	390-8621	松本市旭3-1-1	信州大学	0263-37-2666	松本
	中島 淳治	395-0002	飯田市上郷飯沼779	かみさと耳鼻咽喉科医院	0265-52-3933	飯伊地区
	野口 佳裕	329-2763	栃木県那須塩原市井口537-3	国際医療福祉大学病院	0287-37-2221	安曇野・大北
	平林 源	398-0004	大町市常磐5897-27	平林耳鼻咽喉科医院	0261-26-3030	
	宮下 浩一	380-0803	長野市三輪3-20-5	清成会宮下医院	026-241-3387	
	吉江 忠正	399-0733	塩尻市大門3-2-10	耳鼻咽喉科吉江医院	0263-52-0978	
	我妻 道生	392-8510	諏訪市湖岸通り5-11-50	諏訪赤十字病院	0266-52-6111	諏訪広域
岐阜	大井 益一	503-0535	海津市南濃町松山182	大井耳鼻咽喉科	0584-56-2511	西濃
11名	大野 通敏	502-0081	岐阜市長良3-7JKカステッロ6E	ぎふ総合健診センター	058-279-3399	岐阜
	大橋 伸一	506-0054	高山市岡本町2-75-5	(開業)	0577-32-8733	飛騨
	白戸 弘道	500-8513	岐阜市鹿島町7-1	岐阜市民病院	068-251-1101	岐阜
	辻本 茂	500-8212	岐阜市日野南3-5-15	服部耳鼻咽喉科	058-248-3387	岐阜
	徳山 玉美	501-0222	本巣郡穂積町別府726-5	ほづみ耳鼻咽喉科クリニック	058-327-2622	岐阜
	平松 隆	501-2105	山県市高富2452	ひらまつ耳鼻咽喉科	0581-22-0288	岐阜
	藤垣早友里	502-0006	岐阜市栗野西3-79-1	藤垣クリニック耳鼻咽喉科	058-237-6100	岐阜
	水田 啓介	501-1194	岐阜市柳戸1-1	岐阜大学	058-230-6279	岐阜
	宮田 英雄	491-0201	一宮市奥町字下口西89-1	一宮西病院	0586-61-0037	一宮
	柳田 正巳	500-8717	岐阜市野一色4-6-1	岐阜県総合医療センター	058-246-1111	岐阜
静岡	浅野 理恵	410-0832	沼津市御幸町5-26	わかばやし耳鼻咽喉科クリニック	055-933-3311	沼津・御殿場
26名	石垣 清	433-8119	浜松市中区高丘北1-31-20	石垣耳鼻咽喉科医院	053-420-1187	浜松
	石崎 久義	439-0022	菊川市東横地1632	菊川市立総合病院	0537-35-2135	中東遠

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	伊藤 靖郎	420-0038	静岡市葵区梅屋町1-7	伊藤医院耳鼻咽喉科	054-253-0033	静岡市
	植田 洋	432-8018	浜松市中区蛸塚3-1-7	植田耳鼻咽喉科医院	053-450-0800	浜松
	植田 宏	424-0806	静岡市清水区辻1-3-26	植田耳鼻咽喉科医院	054-365-5283	清庵
	臼倉 洋子	421-0111	静岡市駿河区丸子新田536	おさだ耳鼻科	054-256-4000	静岡市
	内田 實	413-0018	熱海市上宿町4-1	内田耳鼻咽喉科	0557-81-3313	三島・伊豆
	遠藤 志織	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	岡西 紀彦	427-0112	島田市南原85-1	初倉クリニック	0547-38-7211	志太榛原
	小野 智裕	436-0086	掛川市宮脇2-11-8	おの耳鼻咽喉科	0537-21-3311	
	加藤 高志	422-8006	静岡市駿河区曲金6丁目10-14 2F	東静岡耳鼻科	054-289-1112	静岡市
	児玉 實	410-0047	沼津市庄栄町10-17	こだま耳鼻咽喉科クリニック	055-926-1333	沼津・御殿場
	近藤 玄樹	430-8558	浜松市中区住吉2-12-12	聖隷浜松病院	053-474-2222	浜松
	鈴木 悟	432-8002	浜松市中区富塚町2018-3	さなる耳鼻咽喉科	053-473-9122	浜松
	高木 明	420-0881	静岡市葵区北安東4-27-1	静岡県立総合病院	054-247-6111	静岡市
	瀧澤 義徳	433-8558	浜松市北区三方原3453	聖隷三方原病院	053-436-1251	浜松
	中西 啓	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	中根麻里絵	422-8033	静岡市駿河区登呂4-13-9	静岡ENTクリニック	054-281-3387	静岡市
	中安 一孝	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	053-435-2252	浜松
	原田 竜彦	413-0012	熱海市東海岸町13-1	国際医療福祉大学熱海病院	0557-81-9171	三島・伊豆
	本間 博臣	422-8042	静岡市駿河区石田3-11-34	ほんまファミリークリニック	054-201-9070	
	馬越 智浩	424-0829	静岡市清水区巴町14-12	耳鼻咽喉科まこし医院	054-353-6388	清庵
	村上 作之	436-0056	掛川市中央1-9-1	耳鼻咽喉科村上医院	0537-22-3217	
	大和谷 崇	431-3192	浜松市東区半田山1-20-1	浜松医科大学	浜松医科大学	浜松
	米山 秀彦	418-0002	富士宮市中原町145	米山クリニック耳鼻咽喉科	0544-24-6666	富士
愛知 37名	伊藤 久子	488-0078	尾張旭市新居町寺田2962	耳鼻咽喉科三宅医院	0561-55-0887	瀬戸
	稲川俊太郎	503-0885	岐阜県大垣市本町1丁目46番地	稲川耳鼻咽喉科	0584-75-3387	
	岩田 知之	485-8520	小牧市常普請1-20	小牧市民病院	0568-76-4131	春日井・小牧
	大竹 宏直	448-0857	愛知県刈谷市大手町1丁目41	大竹耳鼻咽喉科・睡眠クリニック	0566-23-3341	刈谷
	大橋 卓	446-0007	安城市東栄町4-7-23	新安城耳鼻科クリニック	0566-96-1500	刈谷
	大山 俊廣	457-8511	名古屋市南区白水町9	大同病院	052-611-6261	名古屋南西
	加藤 貴重	471-0064	愛知県豊田市梅坪町6丁目3	かとう耳鼻咽喉科クリニック	0566-37-3387	豊田・加茂
	加藤 通太	479-0866	常滑市大野町9-130	加藤耳鼻咽喉科	0569-42-0007	知多
	亀島 茂	456-0034	名古屋市熱田区伝馬2-27-12	亀島耳鼻咽喉科医院	052-683-4187	名古屋南西
	車 哲成	454-8502	愛知県長久手町岩作雁又21	愛知医科大学	052-652-7711	瀬戸
	佐藤 栄祐	455-0018	名古屋市港区港明1-10-6	中部労災病院	052-652-5511	名古屋南西
	澤田 達哉	460-0008	名古屋市中区栄4丁目14番28号	愛知県医師会館分科会室気付		名古屋南西
	須賀 研治	485-8520	小牧市常普請1-20	小牧市民病院	0568-76-4131	春日井・小牧
	鈴木 宏和	475-0817	半田市東洋町2-29	長寿医療センター	0569-22-9881	知多
	鈴木 元彦	464-8547	名古屋市千種区若水1-2-23	名古屋市立東部医療センター	052-721-7171	名古屋東
	鈴木 洋平	468-0015	名古屋市天白区原4丁目802	ずずきクリニック耳鼻咽喉科	052-806-3317	名古屋東
	角谷 昌昭	470-2204	知多郡阿久比町宮津字宮天神24-1	耳鼻咽喉科すみやクリニック	0569-49-3154	知多
	竹内 晋平	475-0842	半田市郷中町2丁目30番地2	たけうち耳鼻咽喉科	0569-21-1133	知多
	田中 宏明	445-8510	西尾市熊味町上泡原6	西尾市民病院	0563-56-3171	西尾
	棚橋 淳	458-0824	名古屋市緑区鳴海町有松裏7-54	耳鼻咽喉科棚橋医院	052-621-8318	名古屋東
	徳田 寿一	488-0047	尾張旭市南栄町黒石64-3	徳田耳鼻咽喉科	0561-54-5788	瀬戸
	富永 光雄	475-8599	半田市東洋町2-29	半田市立半田病院	0569-22-9881	知多
	中下 陽介	453-0015	名古屋市中村区椿町8-3丸一駅西ビル9F	たけみはなのクリニック名古屋駅前院	052-451-3341	
	中村 好克	486-0837	春日井市春見町43	中村耳鼻咽喉科	0568-89-4187	春日井・小牧

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	服部 寛一	468-0045	名古屋市点白区野並2-440 野並t' #2F	はっとり耳鼻咽喉科	052-899-3314	名古屋東
	坂野 立幸	448-0011	刈谷市築地町1-10-2	ばんの耳鼻咽喉科	0566-22-0888	刈谷
	菱田 登	454-0803	名古屋市中区豊成町1-2-114 豊成団地内	ひしだ耳鼻咽喉科	052-352-6264	名古屋南西
	藤竹 英機	444-0011	岡崎市欠町地蔵前4-1	ふじ耳鼻咽喉科クリニック	0564-65-3336	岡崎
	古田亜紀子	445-8510	愛知県西尾市熊味町上泡原6番地	西尾市民病院	0563-56-3171	西尾
	古橋 篤	512-0911	三重県四日市市生桑町菰池458-1	みたき総合病院	059-330-6000	
	星野 通隆	470-1207	愛知県豊田市鶯鴨町向山173-1	星野耳鼻咽喉科クリニック	0565-27-1133	豊田加茂
	正木 道薫	494-0001	愛知県一宮市開明字平1番地	一宮西病院	052-652-5511	一宮
	向井田 徹	444-8553	愛知県岡崎市高隆寺町字五所合3番地1	岡崎市民病院	0564-21-8111	岡崎
	村上 信五	467-8601	名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1	名古屋市立大学	052-853-8256	名古屋東
	安江 穂	496-8537	愛知県津島市橘町3丁目73番地	津島市民病院	0567-28-5053	海部津島
	吉田 憲司	441-1302	新城市富永新栄1-1	よしだ耳鼻咽喉科	0536-24-0200	東三河
	渡辺 祐介	471-0014	豊田市東山町2-3-6	渡辺耳鼻咽喉科	0565-89-1187	豊田加茂
三重	稲上 憲一	510-0303	津市河芸町東千里111-1	稲上耳鼻咽喉科・気管食道科	059-244-2222	津 伊賀
5名	平田 圭甫	511-0061	桑名市寿町3-11	山本総合病院	0594-22-1211	桑名
	前田 太郎	515-0019	松阪市中央町505-1	前田耳鼻咽喉科気管食道科	0598-51-4133	松阪 伊勢 三重南紀
	増田佐和子	514-0125	津市大里窪田町357	国立病院機構三重病院	059-232-2531	津 伊賀
	森 正博	513-0802	鈴鹿市飯野寺家町830	森耳鼻咽喉科	0593-82-0548	四日市
滋賀	駒田 一朗	525-0050	草津市南草津2丁目7-22	こまクリニック	077-596-3344	大津
9名	瀬野 悟史	525-0023	草津市平井1丁目19-6	せの耳鼻咽喉科	077-563-8741	大津
	田中 和成	520-0861	大津市石山寺3-15-38	たなか耳鼻咽喉科	077-534-3920	大津
	田中 寛	627-8555	京丹後市峰山町字杉谷158-1	丹後中央病院		丹後
	中山 潤	520-2192	大津市瀬田月輪町	滋賀医科大学	077-548-2264	大津
	那須 準子	520-3026	栗東市下鉤864-1	栗東なす耳鼻咽喉科	077-554-8714	大津
	花満 雅一	617-0002	向日市寺戸町初田19-3 K&Cプラザ2階	はなみつ耳鼻咽喉科	075-934-8879	京都下
	藤田 文香	520-3233	湖南市柑子袋590-1	ふじた医院	0748-72-8777	近江八幡
	矢沢代四郎	520-2141	大津市大江3-24-15	矢沢耳鼻咽喉科医院	077-544-3110	大津
京都	阿部 登	621-0804	亀岡市追分町馬場通9-9 ヤマクフSSビル #3F	阿部耳鼻咽喉科医院	0771-22-8797	京都中部
24名	井上 麻美	603-8151	京都市北区小山下総町27	京都鞍馬口医療センター	075-441-6101	京都上
	内田 真哉	602-8026	京都市上京区釜座通丸太町上ル春帯町355-5	京都第二赤十字病院	075-231-5171	京都中部
	大嶋 章裕	611-0042	宇治市小倉町神楽田10-5	大嶋耳鼻咽喉科医院	0774-20-1234	京都南
	大前 隆	606-8395	京都市左京区丸太町通川端東入丸太町34	耳鼻咽喉科大前医院	075-771-2942	京都上
	大山 孜郎	612-0029	京都市伏見区深草西浦町6-53-1	医療法人 大山医院	075-645-0330	京都南
	加藤 尚美	600-8876	京都市下京区西七条南中野町8	京都南病院 耳鼻咽喉科	075-312-7361	京都下
	小宮 精一	606-8103	京都市左京区高野西開町55-2 藤田ビル #2階	小宮耳鼻咽喉科	075-721-8670	京都上
	斉藤 敦志	629-2261	与謝郡与謝野町男山481	京都府立医科大学附属北部医療センター	0772-46-3371	丹後
	坂口 博史	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5603	京都上
	志多真理子	607-8076	京都市山科区音羽役出町1-30 山科ロイヤルビル #2F	洛東耳鼻咽喉科医院	075-501-0033	
	鈴木 敏弘	616-8104	京都市右京区太秦下刑部町1707 レンゾビル 太秦天神川駅前1階	すずき耳鼻咽喉科医院	075-811-4133	京都上
	田中 康夫	670-8524	姫路市上大野7-2-1	姫路獨協大学	0792-23-2211	
	谷村 史子	610-0313	京田辺市三山木田中34	谷村医院	0774-62-0221	京都南
	豊田弥八郎	610-1142	京都市西京区大枝東新林町3-2	医療法人耳鼻咽喉科豊田医院	075-332-7700	京都上
	中村 高志	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5111	京都上
	西村 京子	617-0823	長岡京市長岡2-1-41	天神西村クリニック	075-958-3387	京都下
	西村 泰彦	617-0823	長岡京市長岡2-1-41	天神西村クリニック	075-958-3387	京都下
	二之湯 弦	602-8566	京都市上京区河原町通広小路上の梶井町465	京都府立医科大学	075-251-5603	京都上
	日向 美知	603-8833	京都市北区大宮東総門口町21	日向耳鼻咽喉科医院	075-491-8733	京都下

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	村上 匡孝	610-0351	京田辺市大住ヶ丘4-6-6	医療法人 村上クリニック	0774-64-8888	京都南
	本河 一郎	625-0036	舞鶴市宇浜758	耳鼻咽喉科本河医院	0773-63-8733	舞鶴
	安野 友博	604-8183	京都市中京区高倉通三条上ル東片町621	耳鼻咽喉科安野医院	075-255-3975	京都上
	山本 聡	605-0981	京都市東山区本町15-749	京都第一赤十字病院	075-561-1121	京都下
大阪 59名	青木 基	534-0024	大阪市都島区東野田町2-2-21	青木医院	06-6355-7155	大阪中央
	浅井 英世	558-0011	大阪市住吉区苅田5-16-6	浅井耳鼻咽喉科	06-6696-3363	
	天野かおり	579-8056	東大阪市若草町1-6	若草第一病院	0729-88-1409	東大阪
	伊東 真人	559-0011	大阪市住之江区北加賀屋2-12-6 ト7/E' #2階	いとう耳鼻咽喉科	06-7504-6745	
	乾 崇樹	569-8686	高槻市大学町2-7	大阪医科大学	072-683-1221	
	岩野 正	561-0851	豊中市服部元町1-10-19	岩野耳鼻咽喉科サ-ンター	06-6862-2910	
	上川 学	574-0002	大東市錦町10-3	上川耳鼻咽喉科医院	072-876-0672	東大阪
	植村 剛	534-0021	大阪市都島区都島本通2-13-22	大阪市立総合医療センター	06-6929-1221	
	牛呂 公一	537-0022	大阪市東成区中本3-11-1	うしろ耳鼻咽喉科	06-6971-7578	
	岡坂 利章	618-0014	大阪府三島郡島本町水無瀬1-18-13-2F	みなせ耳鼻咽喉科	075-963-2287	
	小川 佳伸	561-0832	豊中市庄内西町5-1-77-2 F	おがわ耳鼻咽喉科	06-6333-3319	
	梶川 宏造	596-0054	岸和田市宮本町40-5	梶川クリニック	072-422-0266	
	加藤 伸一	591-8034	堺市北区百舌鳥陵南町2-627	加藤耳鼻咽喉科医院	0722-77-8605	堺
	川上 理郎	583-0872	羽曳野市はびきの2-8-1	春秋会城山病院	072-958-1000	
	川崎 英子	536-0007	大阪市城東区成育2-12-18	かわさき耳鼻咽喉科	06-6180-2400	
	岸本 勝	550-0015	大阪市西区南堀江4-16-16 イタ'ビ' #3 2F	耳鼻咽喉科岸本医院	06-6533-1881	
	北野 睦三	589-8511	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学医学部附属病院	072-366-0221	
	楠木 誠	534-0014	大阪市都島区都島北通1-3-18 イト'ビ' #1F	中村耳鼻咽喉科	06-6925-7833	
	久保 武志	554-0022	大阪市此花区春日出中2-17-7 1F	くぼ耳鼻咽喉科クリニック	06-6131-5588	
	久門 正義	575-0063	四条畷市清滝369-37	耳鼻咽喉科くもん医院	072-877-3387	北大阪
	小林 正明	543-0052	大阪市天王寺区大道4-10-4 たつみビル2F	小林耳鼻咽喉科	06-6779-8239	
	酒井 彦彦	547-0041	大阪市平野区平野北1-10-37	酒井耳鼻咽喉科	06-6792-8733	
	坂口麻理子	573-1191	枚方市新町2-3-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	天満
	坂下 哲史	547-0033	大阪市平野区平野西1-2-1-1F	さかした耳鼻咽喉科	06-6710-4187	大阪南
	碓田 猛真	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	りんくう医療センター	072-469-3111	
	佐々木崇博	583-8588	羽曳野市はびきの3-7-1	大阪はびきの医療センター	072-957-2121	天満
	薩摩 好彦	555-0021	大阪市西淀川区歌島2-4-1	よしひこクリニック耳鼻咽喉科	06-6477-6668	淀川
	芝埜 彰	532-0003	大阪市淀川区宮原1-6-10	大阪回生病院	06-6393-6234	
	下條 信次	536-0007	大阪市城東区成育2-1-15	下條耳鼻咽喉科医院	06-6932-8711	大阪中央
	鈴鹿 有子	573-1191	枚方市新町2-3-1	関西医科大学附属病院	072-804-0101	天満
	須永 壮一	564-0001	吹田市岸辺北2-1-26 吹田千里ガーデンビル1F	耳鼻咽喉科すながクリニック	06-6310-8711	
	須波 浩之	586-0033	河内長野市喜多町193-1 喜多町メディカルモール	すなみクリニック	0721-62-8711	堺 羽曳野
	瀬尾 徹	589-0014	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学	072-366-0221	
	高山 靖史	574-0036	大東市末広町12-11 ギ'ント' ショ5101	たかやま耳鼻咽喉科	072-889-1787	
	竹山 豊	590-0103	堺市南区深阪南114	竹山耳鼻咽喉科	072-239-3341	堺
	谷口 紀子	564-0013	吹田市川園町1-2	済生会吹田病院	06-6382-1521	
	辻 恒治郎	569-1041	高槻市奈佐原2-11-21 あぶ山スクエア1F	つじ耳鼻咽喉科	072-697-7666	大阪茨木 北大阪
	土井 勝美	589-0014	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学	072-366-0221	大阪西
	遠山 祐司	534-0012	大阪市都島区御幸町1-9-1	とおやま耳鼻咽喉科	06-6923-4187	天満
	中井 義明	631-0036	奈良市学園北2-1-6	(医) 聡啓会 中井耳鼻咽喉科	0742-46-2668	奈良
	中原 啓	598-8577	泉佐野市りんくう往来北2-23	りんくう医療センター	072-469-3111	
	中山 堯之	596-0006	岸和田市春木若松町5-7	(医) 春山会中山耳鼻咽喉科・気管 食道科	072-422-3777	岸和田
	西田 尚司	580-0021	松原市高見の里3丁目2-22	西田耳鼻咽喉科	072-338-3341	堺 羽曳野

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	西村 将人	542-0012	大阪市中央区谷町6-1-14 谷町大治ビル6F	にしむら耳鼻咽喉科クリニック	06-6761-0265	天満 大阪中央
	根来 篤	599-0211	阪南市鳥取中249-1	ねごろ耳鼻咽喉科クリニック	072-471-3387	岸和田
	野井 理	560-0084	豊中市新千里南町3-1-14 ナカニビル301号	野井耳鼻咽喉科	06-6873-4133	淀川
	萩森 伸一	569-8686	高槻市大学町2-7	大阪医科大学	072-683-1221	
	橋本 喜輝	536-0014	大阪市城東区嶋野5-22-12 アマンリビエビル1F	耳鼻咽喉科はしもとクリニック	06-6969-1169	
	埴 力哉	530-0054	大阪市北区南森町2-1-23 藤原ビル3F301	埴耳鼻咽喉科	06-6364-3387	天満
	馬場 謙治	559-0024	大阪市住之江区新北島3-8-54 シキビル2F	馬場耳鼻咽喉科	06-6686-3387	大阪南
	古田 浩	532-0005	大阪市淀川区三国本町3-37-35 ヴェール阪急三国405	ふるた耳鼻咽喉科	06-6150-3387	
	前田 秀典	560-0082	豊中市新千里東町1-2-3-206	千里中央ENTクリニック	06-6155-3387	東大阪
	松代 直樹	543-0035	大阪市天王寺区北山町10-31	大阪警察病院	06-6771-6051	堺
	三木 淑子	545-8585	大阪市阿倍野区旭町1-4-3	大阪市立大学	06-6645-3871	
	水上健之亮	542-0067	大阪市中央区松屋町3-29	水上クリニック	06-6768-5858	
	村田 清高	589-0014	大阪狭山市大野東377-2	近畿大学	072-366-0221	堺
	矢野 純也	580-0024	松原市東新町3-5-17-114	やの耳鼻咽喉科	072-339-3387	
	山下 大介	598-0007	泉佐野市上町3-9-6	おくの耳鼻咽喉科	072-462-3341	
	渡邊 大樹	570-8540	守口市外島町5-55	松下記念病院	06-6992-1231	
兵庫 86名	赤埴 詩朗	660-8511	尼崎市稲葉荘3-1-69	関西労災病院	06-6416-1221	尼崎
	芦名 真也	654-0022	神戸市須磨区大黒町2-1-11 フェニックスビル3F	芦名耳鼻咽喉科医院	078-733-0250	神戸市
	石黒佳代子	652-0863	神戸市兵庫区和田宮通6-1-34	三菱神戸病院	078-672-2623	神戸市
	市川 博康	679-5301	佐用郡佐用町佐用1111	佐用共立病院	0790-82-2321	相生
	井之口 豪	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-2	神戸大学	078-382-6021	神戸市
	魚住 真樹	670-8520	姫路市本町68	独立行政法人国立病院機構姫路医療センター	079-225-3211	姫路
	魚本雄二郎	653-0854	神戸市長田区平和台町2-1-25	魚本耳鼻咽喉科	078-641-1187	
	大津 雅秀	650-0047	神戸市中央区港島南町1-6-7	兵庫県立こども病院	078-945-7300	神戸市
	岡 しおり	651-0092	神戸市中央区生田町1-4-1 ショウリ21 6F	耳鼻咽喉科岡クリニック	078-230-1123	神戸市
	岡野 安雅	658-0048	神戸市灘区御影郡家2-16-16	岡野耳鼻咽喉科	078-811-3387	神戸市
	小川 晃弘	670-0801	姫路市仁豊野650	姫路聖マリア病院	0792-65-5111	姫路
	沖田 純	656-0026	洲本市栄町1-3-27 TOPビル5階	沖田耳鼻咽喉科	0799-25-4187	淡路
	越智 尚樹	654-0048	神戸市須磨区衣掛町3-1-14	新須磨病院	078-735-0001	神戸市
	香山智佳子	656-0012	洲本市宇山3-1-20	香山医院（耳鼻咽喉科、形成美容外科）	0799-24-1133	淡路
	河田 桂	665-0816	宝塚市平井1-4-18 ミキビル1F	耳鼻咽喉科・皮膚科・形成外科 かわたクリニック	0797-82-2400	
	瓦井 博子	671-1143	姫路市大津区天満1817	瓦井耳鼻咽喉科医院	079-230-1187	姫路
	北中幸一郎	660-0893	尼崎市西難波町6-10-1	北中耳鼻咽喉科	06-6401-7026	尼崎
	北山 勇人	656-2311	淡路市久留麻1867	東浦平成病院	0799-74-0503	淡路
	金 泰秀	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通2-2-3 ケースビル3F	きむ耳鼻咽喉科	078-242-3387	神戸市
	黒田 淳一	673-0023	明石市西新町2-4-13	耳鼻咽喉科黒田医院	078-922-3391	加古川
	黒田 浩之	654-0155	神戸市須磨区西落合3-1-1	国立病院機構 神戸医療センター	078-791-0111	神戸市
	古閑 次夫	654-0143	神戸市須磨区菅の台3-13-6	古閑耳鼻咽喉科	078-791-1221	神戸市
	小島 俊己	673-0403	三木市末広1-1-62	こじま耳鼻咽喉科	0794-83-8350	加古川
	小西 保伯	653-0037	神戸市長田区大橋町6-1-1-215アスタプラザウエスト2F	のぞみ耳鼻咽喉科	078-611-8733	神戸市
	齊藤 優子	673-0505	三木市志染町細目28-26	介護老人保健施設セントクリストファーズホーム	0794-84-2211	加古川
	阪上 雅史	663-8501	西宮市武庫川町1-1	兵庫医科大学	0798-45-6493	西宮
	坂本 邦彦	666-0016	川西市中央町6-3 セントカニビル1F	坂本耳鼻咽喉科	072-758-0965	伊丹
	坂本 正邦	666-0016	川西市中央町6-3 セントカニビル1F	坂本耳鼻咽喉科	072-758-0965	
	佐古田一穂	663-8204	西宮市高松町5-39 なでしこビル4F	さこだ耳鼻咽喉科	0798-69-3003	西宮
	柴田 敏章	651-1145	神戸市北区惣山町2-1-1	JCHO神戸中央病院	078-594-2211	神戸市
	執行 良彦	651-2242	神戸市西区井吹台東町1-1-1 西神南センタービル3F	執行耳鼻咽喉科クリニック	078-992-8719	神戸市

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
四ノ宮 隆	662-0015	西宮市甲陽園本庄町9-13 フルール甲陽園駅前1F	みみ・はな・のど のみやくリニック	0798-73-8733	西宮
下屋 聡子	658-0042	神戸市兵庫区東山町3-3-1	川崎病院	078-511-3131	神戸市
鈴木 克司	660-0063	尼崎市大庄北4-18-1	鈴木耳鼻咽喉科医院	06-6412-3314	尼崎
瀬尾 律	660-0881	尼崎市昭和通7-236	瀬尾耳鼻咽喉科	06-6411-3387	尼崎
瀬尾 達	660-0052	尼崎市七松町1-2-1-302フェスタ立花北館3F	瀬尾クリニック	06-6415-3387	尼崎
高島 荘二	651-1132	神戸市北区南五葉1-2-28サンロイヤル清水2F	高島耳鼻咽喉科	078-594-1660	神戸市
高原 哲夫	651-1111	神戸市北区鈴蘭台北町1-10-2 鈴蘭台プラザ2F	高原耳鼻咽喉科	078-594-6313	神戸市
武木田誠一	671-1543	播磨郡太子町沖代162-1	たけきだ耳鼻咽喉科クリニック	079-275-1133	神戸市
竹田 和正	651-1302	神戸市北区藤原台中町5-1-1	済生会兵庫県病院	078-987-2222	神戸市
武田 直広	654-0131	神戸市須磨区横尾1-17-202ワコーレ妙法寺駅前ウイックスシティ2F	武田耳鼻咽喉科	078-743-1424	神戸市
武田 典子	654-0131	神戸市須磨区横尾1-17-202ワコーレ妙法寺駅前ウイックスシティ2F	武田耳鼻咽喉科	078-743-1424	神戸市
伊達 和宏	652-0804	神戸市兵庫区塚本通4-3-7	伊達耳鼻咽喉科医院	078-575-2340	神戸市
谷 真琴	675-0123	加古川市別府町朝日町36-16	谷耳鼻咽喉科医院	079-435-2752	加古川
田淵 哲	653-0038	神戸市長田区若松町4-2-9アスタピア新長田エスタガーデン2F	田淵クリニック	078-641-9877	神戸市
垂井 康之	662-0812	神戸市北区道場町日下部1664番アネックスビル201	垂井耳鼻咽喉科医院	078-939-7801	神戸市
辻本 俊弥	658-0072	神戸市東灘区岡本1-6-12 有本ビル2階	つじもと耳鼻咽喉科	078-414-3387	神戸市
栗花落昌和	652-0042	神戸市兵庫区東山町1-12-23 ウェストパルクビル2F	ツユ耳鼻咽喉科クリニック	078-574-5887	神戸市
鶴迫 裕一	669-5321	豊岡市日高町土居170-1	つるさこ耳鼻咽喉科	0796-42-5800	但馬
土井 清司	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-12ツカサメディカル	どい耳鼻咽喉科	078-842-1187	神戸市
中川 巖	671-1254	姫路市網干区余子浜字網干川582	中川耳鼻咽喉科	079-274-3387	姫路
中島 章雄	663-8104	西宮市天道町26-9 天道町ハイツ1F	中島耳鼻咽喉科	0798-65-0011	西宮
中林まゆみ	656-0455	南あわじ市神代国衛1680-1	中林病院	0799-42-6200	神戸市
中村 賢	670-0917	姫路市忍町85 油井ビル1F	中村耳鼻咽喉科医院	079-224-2666	姫路
西脇 至	651-2131	神戸市西区持子2-12	西脇耳鼻咽喉科医院	078-927-5055	神戸市
野澤 真司	661-0976	尼崎市潮江1-3-43 緑遊メディカルタウン2F	尼崎駅前耳鼻咽喉科のざわクリニック	06-6496-4187	尼崎
野原 理	666-0024	川西市久代4-1-50	自衛隊阪神病院	072-782-0001	伊丹
箱崎 聖史	651-2103	神戸市西区学園西町1-13 学園都市ビル3F	箱崎耳鼻咽喉科	078-791-1133	神戸市
長谷川英夫	671-1153	姫路市広畑区高浜町1-119 クリーン7広畑1F	長谷川耳鼻咽喉科	079-236-0303	姫路
濱本由記子	674-0067	明石市大久保町大久保町597-10	浜本整形外科 耳鼻咽喉科	078-935-5011	加古川
藤岡 孝典	666-0142	川西市清和台東3-1-8カデモン清和台2F	耳鼻いんこう科ふじおかクリニック	072-799-8733	伊丹
兵 行典	670-0012	姫路市本町68	耳鼻咽喉科兵医院	079-222-5928	姫路
福嶋 宗久	660-0064	尼崎市稲葉荘3-1-69	関西労災病院	06-6416-1221	尼崎
平林 まり	674-0051	明石市大久保町大窪445-1	平林耳鼻咽喉科クリニック	078-934-4133	加古川
福武 知重	663-8113	西宮市甲子園口2-25-34	耳鼻咽喉科福武医院	0798-66-1817	西宮
藤木 暢也	658-0081	神戸市東灘区田中町1-11-20 KOMATSU GREEN BUILDING 2F	耳鼻咽喉科藤木クリニック	078-412-3387	神戸市
藤村 英一	669-1322	三田市すずかけ台2-3-1 えるむプラザ302	藤村耳鼻咽喉科医院	079-565-5977	伊丹
干谷 安彦	670-0836	姫路市神屋町4-1	ほしたにクリニック	079-222-3387	
細見 慶和	651-0053	神戸市中央区籠池通4-1-23	神戸労災病院	078-231-5901	神戸市
前田 秀明	660-0883	尼崎市神田北通1-5 E&Eビル2F	前田耳鼻咽喉科医院	06-6411-6788	尼崎
前田 仁	657-0838	神戸市灘区王子町1-1-14 前納ビル1F	前田耳鼻咽喉科医院	078-801-3033	神戸市
増田 哲也	651-1112	神戸市北区鈴蘭台東町1-8-16扇野ビル1F	増田耳鼻咽喉科医院	078-594-1187	神戸市
増田 基子	663-8241	西宮市津門大塚町3-22	増田耳鼻咽喉科	0798-36-8733	西宮
松居 敏夫	663-8134	西宮市上田中町3-46	松居耳鼻咽喉科	0798-47-8541	西宮
松本 憲明	672-8043	姫路市飾磨区上野田1-7	松本耳鼻咽喉科	079-235-4133	姫路
三代 康雄	663-8501	西宮市武庫川町1-1	兵庫医科大学	0798-45-6493	西宮
宮本 篤志	651-0097	神戸市中央区布引町4-3-6マイアール神戸2F	宮本耳鼻咽喉科	078-252-1515	神戸市
宮本 浩明	654-0012	神戸市須磨区飛松町1-2-9	宮本耳鼻咽喉科	078-732-4362	神戸市

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	毛利 光宏	673-0553	三木市志染町東自由が丘1-820-1	毛利耳鼻咽喉科	0794-89-8200	加古川
	森 裕司	662-0812	西宮市甲東園1-6-27	森耳鼻咽喉科医院	078-681-6111	西宮
	森崎 嘉章	679-4105	たつの市神岡町西鳥井95	森崎耳鼻咽喉科医院	0791-65-0018	姫路
	森本 浩一	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-1	神戸大学	078-382-5111	神戸市
	森本 幸充	650-0017	神戸市中央区楠町7-5-1	神戸大学	078-382-6020	神戸市
	守屋 真示	678-0232	赤穂市中広1090	赤穂市民病院	0791-43-3222	相生
	矢田 恒雄	658-0072	神戸市東灘区岡本2-8-6 ｸﾞｲｶﾞ-ﾃﾝ岡本	矢田耳鼻咽喉科	078-413-8733	神戸市
	柳沢 光宗	661-0953	尼崎市東園田町5-59-1 ハイム高木131	回生耳鼻咽喉科医院	06-6498-2890	尼崎
奈良	大橋 一博	630-8122	奈良市三条本町1-85	大橋耳鼻咽喉科	0742-35-6860	北和
6名	上野 慶太	639-0225	香芝市瓦口2315 香芝木材巻番館1階	うえの耳鼻咽喉科クリニック	0745-71-1187	葛城
	太田 和博	636-0081	北葛城郡河合町星和台1-9-6	太田耳鼻咽喉科	0745-33-3433	葛城 南和
	成尾 一彦	631-0846	奈良市平松町1-30-1	奈良県総合医療センター	0742-46-6001	桜井 南和
	細野 研二	550-0012	大阪市西区立売堀6-3-8	日生病院	06-6543-3681	桜井
	山下 哲範	634-8522	橿原市四条町840	奈良県立医科大学	0744-22-3051	桜井
和歌山	池田 浩己	641-0055	和歌山市和歌川町9-39	池田耳鼻いんこう科院	073-446-1487	和歌山市・海南
7名	池田 頼彦	640-8343	和歌山市吉田588	耳鼻咽喉科池田クリニック	073-431-5963	和歌山市・海南
	斉藤 匡人	642-0023	和歌山県海南市重根837-7	さいとうクリニック	073-485-3387	和歌山市・海南
	嶽 良博	640-8333	和歌山市蔵小路15-1	だけクリニック	073-402-4351	和歌山市・海南
	林 泰弘	648-0073	和歌山県橋本市市脇1丁目1-2	林耳鼻咽喉科	0736-33-2955	伊都・那賀
	山内 一真	648-8053	和歌山県橋本市しらすぎ台12-13	しらすぎ台クリニック 山内耳鼻咽喉科	0736-26-4151	伊都・那賀
	横山 道明	640-8505	和歌山市木ノ本93-1	和歌山労災病院	073-451-3181	和歌山市・海南
鳥取	麻木 俊宏	680-8517	鳥取市尚徳町117	鳥取赤十字病院	0857-24-8111	鳥取県東部
11名	阿部 博章	683-0011	米子市福市2276-1	阿部クリニック	0859-39-7000	鳥取県西部
	荒川 圭三	683-0802	米子市東福原6-12-43	荒川耳鼻咽喉科	0859-33-8300	鳥取県西部
	小田 直治	684-8555	境港市米川町44	鳥取県済生会境港総合病院	0859-42-3161	鳥取県西部
	門脇 敬一	683-8605	米子市皆生新田1-8-1	山陰労災病院	0859-33-8181	鳥取県西部
	柴田伊十郎	680-0862	鳥取市雲山233-5	しばた耳鼻咽喉科	0857-23-1155	鳥取県東部
	杉原 三郎	683-8605	米子市皆生新田1-8-1	山陰労災病院	0859-33-8181	鳥取県西部
	鈴木 健男	683-0853	米子市両三柳368-12		0859-38-6627	鳥取県西部
	竹内 裕一	680-0004	鳥取市覚寺211-17	たけうち耳鼻いんこう科	0857-50-0311	鳥取県東部
	橋本 好充	682-0804	倉吉市東昭和町150	鳥取県立厚生病院	0858-22-8181	鳥取県中部
	藤田 和寿	680-0017	鳥取市尚徳町117	鳥取赤十字病院	0857-24-8111	鳥取県東部
島根	錦織 朋之	693-0012	出雲市大津新崎町2-23	にしこおり耳鼻咽喉科クリニック	0853-30-0333	出雲
3名	藤野 有弘	693-0002	出雲市今市町北本町2-3-5	ふじのクリニック	0853-24-3387	出雲
	藤野 尚子	691-0003	出雲市灘分町613	出雲市立総合医療センター	0853-63-5111	出雲
岡山	大崎勝一郎	700-0851	岡山市北区七日市西町5-25		086-222-6188	岡山
18名	大野 恒久	710-8602	倉敷市美和1-1-1	倉敷中央病院耳鼻咽喉科	086-422-0210	倉敷
	岡 茂	702-8025	岡山市南区浦安西町21-31	岡耳鼻咽喉科医院	086-262-8552	岡山
	武田 恒雄	714-0083	笠岡市二番町7-9	武田耳鼻咽喉科医院	0865-63-3387	井笠・浅口
	竹本 琢司	713-8102	倉敷市玉島1334-1	玉島第一病院	086-526-5511	倉敷
	田中 浩喜	707-0025	美作市栄町75-1	河田医院	0868-72-0510	津山
	中川 文夫	701-4276	瀬戸内市長船町服部522-1	中川耳鼻咽喉科	0869-26-8700	岡山
	中村 毅	701-1352	岡山市北区小山52-2	なかむら耳鼻咽喉科	086-287-7455	岡山
	難波 正行	702-8055	岡山市南区築港緑町1-10-25	岡山労災病院	086-262-0131	岡山
	新津 純子	719-0243	岡山県浅口市鴨方町鴨方1645-1	にいつクリニック	0865-45-9211	井笠・浅口
	野山 和廉	700-8511	岡山市北区伊福町1-17-18	岡山済生会総合病院	086-252-2211	岡山
	福島 邦博	700-8558	岡山市北区鹿田町2-5-1	岡山大学	086-223-7151	岡山

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	藤本 政明	702-8005	岡山市中区江崎83-1	藤本耳鼻咽喉科クリニック	086-274-4133	岡山
	宮崎 拓也	710-8602	倉敷市美和1-1-1	倉敷中央病院耳鼻咽喉科	086-422-0210	倉敷
	結縁 晃治	700-0913	岡山市北区大供3-1-18 KBS会館3階	ゆうえん医院	086-803-2567	岡山
	吉田 充裕	710-8602	倉敷市美和1-1-1	倉敷中央病院耳鼻咽喉科	086-422-0210	倉敷
	與田 茂利	702-8027	岡山市南区芳泉2-17-23	よだくりニック	(未定)	岡山
	頼実 哲	705-0021	備前市西片上159	頼実耳鼻咽喉科医院	0869-64-2771	東備
広島 17名	井口 郁雄	730-8518	広島市中区基町7-33	広島市立広島市民病院	082-221-2291	広島
	上田 敏之	737-0141	呉市広大新開1-2-4	上田耳鼻咽喉科医院	0823-71-0126	呉
	宇高 毅	720-0825	福山市沖野上町3-4-13	堀病院	084-926-3387	福山
	岡崎 英登	720-1522	神石郡神石高原町小畠1500-1	紅萌会びっぴー神石三和	0847-89-3030	府中 広島
	柿 音高	732-0811	広島市南区段原1-3-11	啓愛クリニック	082-262-8077	広島
	菊屋 義則	726-8501	府中市鷓鴣町555-3	JA府中総合病院	0847-45-3300	福山
	杉本 一郎	739-0041	東広島市西条町寺家513	国立病院機構東広島医療センター	082-423-2176	広島
	高橋 宏幸	737-8505	呉市西中央2-3-28	呉共済病院	0823-22-2111	呉
	竹内 亘	721-0907	福山市春日町7-14-26	竹内耳鼻咽喉科	0849-40-4666	福山
	永澤 昌	728-0023	三次市東酒屋町531	市立三次中央病院	0824-65-0101	三次
	永澤 容	723-0062	三原市本町1-8-31	永沢耳鼻咽喉科医院	0848-62-4860	三原
	平木 信明	720-0825	福山市沖野上町3-4-13	堀病院	084-926-3387	福山
	福島 典之	734-8530	広島市南区宇品神田1-5-54	広島県立広島病院	082-254-1818	広島
	堀内 謙治	720-0067	福山市西町2-5-6	西町クリニック耳鼻咽喉科	084-927-3322	福山
	宮國 泰明	730-0847	広島市中区舟入南4-5-3	宮國耳鼻咽喉科クリニック	082-292-3800	広島
	藪田 良三	733-0843	広島市西区井口鈴が台3-5-20	藪田耳鼻咽喉科	082-277-6463	広島
	渡部 浩	731-0112	広島市安佐南区東原1-1-2 シブリス東原7番館4F	わたなべ耳鼻咽喉科・アレルギー科	082-850-0131	広島北
山口 14名	今手 祐二	745-0801	周南市久米3201-2 MEDIC 2F	いまた耳鼻咽喉科クリニック	0834-34-4133	徳山
	緒方 正彦	753-0066	山口市泉町8-23	おがた耳鼻咽喉科眼科	0839-34-3800	山口
	奥園 達也	751-8501	下関市田中町7-13	おくぞの耳鼻咽喉科 田中町クリニック	0832-22-6216	下関
	奥田 剛	755-0151	宇部市西岐波750	宇部興産中央病院	0836-51-9221	宇部
	金谷浩一郎	753-0089	山口市龜山町5-8	耳鼻咽喉科かめやまクリニック	083-901-5550	山口
	兼定 啓子	753-0215	山口市大字大内矢田30-1	耳鼻咽喉科ののほなクリニック	083-941-1133	山口 防府
	小林 優子	740-0017	岩国市今津町3-1-34	小林耳鼻咽喉科医院	0827-21-2718	岩国
	菅原 一真	755-8505	宇部市南小串1-1-1	山口大学	0836-22-2281	宇部
	橋本 誠	755-8505	宇部市南小串1-1-1	山口大学	0836-22-2281	宇部
	長谷川朋美	757-0001	山陽小野田市大字厚狭458-13	はせがわ耳鼻クリニック	0836-71-1187	小野田
	久 和孝	753-0826	山口市幸町3-49-1	ひさし耳鼻咽喉科クリニック	083-934-2300	山口
	日吉 正明	747-0812	防府市鑄物師町11-8	ひよしクリニック	0835-27-3387	防府
	堀 哲二	758-0041	萩市江向417-5	堀耳鼻咽喉科医院	0838-22-4133	萩
	三浦 正子	751-1153	下関市清水鞍馬3-4-13	耳鼻咽喉科でんでんむしクリニック	0832-81-3341	下関
徳島 6名	阿部 律子	776-0020	吉野川市鴨島町西麻植字麻植市138の17			
	宇高 二良	779-3233	名西郡石井町石井635-29	宇高耳鼻咽喉科医院	088-675-0750	徳島
	佐藤 豪	770-8503	徳島市蔵本町3-18-15	徳島大学	088-633-7169	徳島
	栗 治彦	770-0812	徳島市北常三島町二丁目34	徳島市民病院	088-622-5121	徳島
	田村 公一	770-0812	徳島市北常三島町二丁目34	徳島市民病院	088-622-5121	徳島
	戸村 義則	776-0002	吉野川市鴨島町麻植塚114-1	鴨島耳鼻咽喉科	0883-24-8070	徳島 池田
香川 10名	稲本 隆平	761-0793	木田郡三木町池戸1750-1	香川大学 耳鼻咽喉科	087-898-5111	高松
	金井 健吾	760-8557	高松市朝日町1-2-1	香川県立中央病院	087-835-2222	高松
	小林 隆一	761-2307	綾歌郡綾川町小野甲566	このはなクリニック	087-876-8711	坂出・綾歌
	高島 誓子	768-0012	観音寺市植田町1010 シーレストクリニック2F	たかしま耳鼻咽喉科	0875-23-2325	三豊・観音寺

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	田坂 周治	760-0068	高松市松島町1-14-23	田坂耳鼻咽喉科医院	087-861-8204	高松
	藤澤 成人	760-0054	高松市常磐町1-3-1	ふじさわ医院	087-861-3387	高松
	増田 博範	761-0704	木田郡三木町下高岡1385-1	増田耳鼻咽喉科医院	087-891-3387	高松
	宮下 武憲	761-0793	木田郡三木町池戸1750-1	香川大学 耳鼻咽喉科	087-891-2214	高松
	宮武 宏	761-8014	高松市香西南町512-1	宮武耳鼻咽喉科クリニック	087-882-8881	高松
	宮部 和徳	761-0301	高松市林町478-1	みやべ耳鼻咽喉科クリニック	087-889-1133	高松
愛媛 14名	有友 宏	790-0826	松山市文京町1	松山赤十字病院	089-924-1111	松山
	岡本 和人	795-0012	大洲市大洲18-1	岡本耳鼻咽喉科医院	0893-24-3752	八幡浜
	佐藤 英光	791-0204	東温市志津川1560-1	さとう耳鼻咽喉科クリニック	089-990-1133	松山
	鈴木 徹	794-0027	今治市南大門町2-2-3	鈴木耳鼻咽喉科	0898-23-0532	今治
	高岡 佳弘	790-0923	松山市北久米町477-14	高岡耳鼻咽喉科	089-970-1133	松山
	高木 恭也	799-0411	四国中央市下柏町681-1	高木耳鼻咽喉科	0896-23-2355	伊予三島
	田所 広文	792-0022	新居浜市徳常町9-26	田所耳鼻咽喉科	0897-32-9471	新居浜
	玉貫眞比古	790-0933	松山市越智3-7-30	玉貫耳鼻咽喉科	089-958-0888	松山
	辻田 達朗	791-0101	松山市溝辺町甲388-1	辻田耳鼻咽喉科	089-977-9060	松山
	福井 康二	791-8006	松山市安城寺町523-1	福井耳鼻咽喉科クリニック	089-978-1055	松山
	松永 喜久	793-0030	西条市大町1365	松永耳鼻咽喉科医院	0897-53-7171	新居浜
	松本 康	790-0911	松山市桑原1-4-48	松本耳鼻咽喉科医院	089-947-8887	松山
	宮本 佳人	792-8586	新居浜市北新町1-5	積善会 十全総合病院	0897-33-1818	新居浜
	村上 譲	799-1512	今治市高市甲267-1	村上耳鼻咽喉科医院	0898-48-1199	今治
高知 9名	東 祐史	780-0901	高知市上町2-2-16	アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科	088-825-0707	高知
	奥谷 文乃	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2560	高知
	甲藤 洋一	781-0253	高知市瀬戸南町2-3-2	かつとう耳鼻科	088-848-1510	
	小林 泰輔	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2393	
	田島 和幸	780-8008	高知市潮新町2-11-5	たしま耳鼻咽喉科	088-834-4187	高知
	楯 敬蔵	780-8535	高知市大膳町37	細木病院	088-822-7211	
	永野 稔明	780-0901	高知市上町5-2-14	永野耳鼻咽喉科・アレルギー科医院	088-872-2388	
	弘瀬かほり	783-8505	南国市岡豊町小蓮	高知大学	088-880-2393	
	山崎 正幸	781-8104	高知市高須2-17-28	山崎耳鼻咽喉科	088-882-6540	
福岡 41名	麻生 裕明	805-8534	北九州市八幡東区西本町4-18-1	北九州市立八幡病院	093-662-6565	北九州西
	麻生 正美	820-0070	飯塚市堀池254-2	麻生耳鼻咽喉科医院	0948-28-1122	飯塚
	今里 圭	800-0296	北九州市小倉南区曾根北町1-1	九州労災病院	093-471-1121	小倉
	因幡 剛	812-0854	福岡市博多区東月隈4-2-5	いなば耳鼻咽喉科	092-580-8733	福岡中央
	大庭美智子	820-0053	飯塚市伊岐須298-10	大庭クリニック	0948-29-0006	飯塚
	落合 安家	836-0843	大牟田市不知火町1-6-1	落合耳鼻咽喉科医院	0944-52-8420	有明
	金崎 幹人	808-0102	北九州市若松区東二島4-7-5	金崎耳鼻咽喉科医院	093-772-5557	北九州西
	北村 拓朗	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
	君付 隆	815-8588	福岡市南区塩原3-23-1	九州中央病院	092-541-4936	福岡中央
	工藤 香児	811-3209	福津市日蔭野5-14-1メディカルプレイス福津	耳鼻咽喉科工藤こうじクリニック	0940-34-9077	福岡東
	小宗 静男	849-1311	佐賀県鹿島市大字高津原4306	祐愛会織田病院	0954-63-3275	
	是永 克実	807-1262	北九州市八幡西区大字野面780-13	これなが耳鼻咽喉科医院	093-618-3533	北九州西
	佐藤 祐司	807-0856	北九州市八幡西区八枝3-12-2	さとう耳鼻咽喉科医院	093-695-0871	北九州西 小倉
	塩盛 輝夫	803-0831	北九州市小倉北区日明2-9-3	しおもりクリニック	093-581-3387	小倉
	柴田 美雅	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
	清水 隆	841-0061	鳥栖市轟木町1523-6	今村病院	0942-82-5550	久留米
	白石 剛	804-0073	北九州市戸畑区明治町3-19	しらいし耳鼻咽喉科クリニック	093-863-8741	北九州西
	新里 祐一	814-8525	福岡市早良区西新1-1-35	福岡記念病院	092-821-4731	福岡中央

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名
	鈴木 秀明	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西
	高岩 一貴	849-1392	佐賀県鹿島市大字高津原4306	祐愛会織田病院	0954-63-3275	
	富田 恵理	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-1-1 朝日ビル4F	朝日クリニック富田耳鼻咽喉科	092-441-9746	福岡中央
	富田 春英	812-0011	福岡市博多区博多駅前2-1-1 朝日ビル4F	朝日クリニック富田耳鼻咽喉科	092-441-9746	福岡中央
	鳥居 浩	802-0002	北九州市小倉北区京町1-2-24 小倉新興ビル1F	鳥居耳鼻咽喉科医院	093-511-1405	小倉 門司 北九州西
	鳥居 理子	802-0002	北九州市小倉北区京町1-2-24 小倉新興ビル1F	鳥居耳鼻咽喉科医院	093-511-1405	小倉
	中川 尚志	812-8582	福岡市東区馬出3-1-1	九州大学	092-642-5668	福岡東
	永谷 群司	802-8517	北九州市小倉北区東城野町1-1	北九州総合病院	093-921-0560	小倉
	西園正寿男	814-0113	福岡市城南区田島3-19-5	にしぞの耳鼻咽喉科クリニック	092-834-0002	福岡中央
	橋田 光一	811-4173	宗像市栄町1-7	あおやぎ耳鼻科医院	0940-33-7417	福岡東
	林田 邦彦	839-1233	久留米市田主丸町田主丸455-49	林田耳鼻咽喉科医院	0943-73-0333	久留米
	福興 和正	819-1116	糸島市前原中央2-13-25	フクヨ耳鼻咽喉科医院	092-324-1133	福岡中央
	樋口 哲	811-4235	福岡県遠賀郡岡垣町公園通り1-1-19	ひぐち耳鼻咽喉科	093-281-3341	北九州西
	藤村 和伸	802-0974	北九州市小倉南区徳力4-23-30	ふじむら耳鼻咽喉科	093-383-3387	小倉
	藤村 武之	818-0104	太宰府市通古賀2-3-16	藤村医院耳鼻咽喉科	092-918-3387	福岡中央
	實地 信介	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-603-1611	北九州西
	牧嶋 和見	810-0044	福岡市中央区六本松2-9-16 六本松ビル805	医療・労働衛生コンサルティング	092-731-4558	福岡東 福岡中央 門司
	村塚 幸穂	811-2314	粕屋郡粕屋町若宮2-6-1	むらつか耳鼻咽喉科クリニック	092-939-3570	福岡東
	森 貴稔	805-0017	北九州市八幡東区山王1-17-5	もり耳鼻咽喉科・皮膚科	093-616-8751	北九州西
	安元 誠司	818-0071	筑紫野市二日市西1-6-1	安元耳鼻咽喉科医院	092-922-2308	福岡中央
吉田 和秀	806-0045	北九州市八幡西区竹末2-2-1	耳鼻咽喉科よしだクリニック	093-622-8787	北九州西	
若杉 哲郎	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	産業医科大学	093-691-7448	北九州西	
渡邊 宏	808-0034	北九州市若松区本町3-2-9	渡辺耳鼻咽喉科気管食道科医院	093-761-2708	北九州西	
佐賀 3名	草野謙一郎	843-0001	武雄市朝日町大字甘久1308 マリランド 武雄内	くさの耳鼻咽喉科	0954-23-3333	杵藤
	丸田 英之	847-0303	唐津市呼子町4182-1	丸田耳鼻咽喉科クリニック	0955-51-1661	唐津東松浦
	森川 郁郎	840-0853	佐賀市長瀬町5-18	医療法人 慶仁会 森川耳鼻咽喉科	0952-24-6051	佐賀
長崎 4名	金子 賢一	852-8501	長崎市坂本1-7-1	長崎大学	095-819-7349	長崎
	小室 哲	850-0057	長崎市大黒町11-18 MIYASHITAビル2F	コムロ耳鼻咽喉科クリニック	095-825-3377	長崎
	眞田 文明	851-3213	長崎市琴海形上町1849-7	ニュー琴海病院	095-885-2016	長崎
	宮崎 充	851-2128	西彼杵郡長与町鐘里郷148-13	宮崎耳鼻咽喉科医院	095-883-6022	長崎
熊本 7名	坂田 淳一	861-3101	上益城郡嘉島町鯉1834-1	さかた耳鼻咽喉科	096-237-4133	熊本
	副島 邦彦	861-1102	合志市須屋2526-1	副島耳鼻咽喉科クリニック	096-249-1777	熊本
	友永 和宏	868-0037	人吉市南泉田町120	豊永耳鼻咽喉科医院	0966-22-2031	人吉・球磨
	春野 博一	866-0865	八代市北の丸町3-28	春野医院	0965-35-6111	八代水俣
	福田 洋典	869-1233	菊池郡大津町大津1210-5	福田医院	096-293-2771	菊地・鹿本
	藤村 敬之	818-0104	太宰府市通古賀2-3-15	藤村医院	092-918-3387	熊本
松吉 秀武	869-0503	宇城市松橋町きらら2-2-15	松橋耳鼻咽喉科・内科クリニック	0964-33-4133	熊本	
大分 9名	池邊 英司	877-0012	日田市淡窓1-2-52-2	いけべ耳鼻咽喉科医院	0973-28-8733	
	重見 英男	874-0836	別府市東荘園2-1	耳鼻咽喉科しげみ医院	0977-27-3387	
	末永 智	870-0918	大分市日吉町18-10	すえなが耳鼻咽喉科	097-594-3387	
	藤居荘二郎	870-0161	大分市明野東2-33-14	明野耳鼻咽喉科医院	097-553-3365	大分県中部
	堀 文彦	870-0942	大分市大字羽田112-1	堀耳鼻咽喉科クリニック	097-504-7703	
	分藤 準一	870-0848	大分市賀来北2-3-5	ふんどう耳鼻咽喉科クリニック	097-549-5587	大分県中部
	森山 正臣	870-8511	別府市内かまど1473番地	別府医療センター	097-546-7111	大分県中部
	吉田 雅文	870-0889	大分市大字荏の隈	大分県赤十字血液センター	097-547-1151	
渡辺 哲生	879-5593	由布市挾間町医大ヶ丘1-1	大分大学	097-586-6910		
宮崎	安達裕一郎	880-0905	宮崎市中村西1-3-9	安達耳鼻咽喉科医院	0985-51-3388	宮崎中部

日本耳鼻咽喉科学会認定 騒音性難聴担当医名簿

	氏名	郵便番号	所在地	施設名	電話番号	センター名	
6名	黒田 嘉紀	889-1692	宮崎市清武町木原5200	宮崎大学社会医学講座	0985-85-0874	宮崎中部	
	定永 正明	880-0812	宮崎市高千穂通2-2-1	定永耳鼻咽喉科医院	0985-23-6597	宮崎中部	
	外山 勝浩	885-0014	都城市祝吉町5033-1	独立行政法人国立病院機構都城病院	0986-23-4111	都城西都	
	鳥原 康治	887-0013	日南市木山1-9-5	宮崎県立日南病院	0987-23-3111		
	宮永 敏	880-0824	宮崎市大島西田2128-2	宮永ENTクリニック	0985-31-1133	宮崎中部	
鹿児島	朝隈真一郎	892-0843	鹿児島市千日町9-9 朝隈ビル2F	朝隈耳鼻咽喉科医院	099-222-1871	鹿児島	
	11名	石井 祐司	899-4322	霧島市国分福島1-5-19	霧島記念病院	0995-47-3100	始良・伊佐
	伊東 祐久	890-0034	鹿児島市田上1-23-10	耳鼻咽喉科田上クリニック	099-258-4133	鹿児島	
	清田 隆二	899-2506	日置郡伊集院町清藤2006-8	清田耳鼻咽喉科	099-273-1333	鹿児島 北薩 南薩	
	廣田 常治	893-0013	鹿屋市礼元2-3808-1	ひろた耳鼻咽喉科	0994-42-4133	鹿屋・肝属	
	廣田里香子	893-0013	鹿屋市礼元2-3808-1	ひろた耳鼻咽喉科	0994-42-4133	鹿屋・肝属	
	宮之原郁代	890-8520	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	鹿児島大学病院耳鼻咽喉科頭頸部外科学	099-275-5410	鹿児島	
	村野 健三	890-0008	鹿児島市伊敷3-5-16	耳鼻咽喉科村野クリニック	099-229-3318	鹿児島	
	山本 賢之	895-0051	川内市東開聞町7-13	山本耳鼻咽喉科	0996-23-7161	北薩	
	山本 誠	891-0114	鹿児島市小松原2-36-5	山本耳鼻咽喉科	099-268-5115	鹿児島	
	吉次 政彦	892-0875	鹿児島市川上町2571-1	吉耳鼻咽喉科アールキートン科	099-295-7123	鹿児島	
沖縄	8名	上地 陽子	901-0231	豊見城市我那覇476-1	上地歯科・耳鼻咽喉科	098-850-8787	那覇
	宇良 政治	902-0061	那覇市古島2-6-5	宇良耳鼻咽喉科クリニック	098-871-4276	那覇	
	鈴木 幹男	903-0215	中頭郡西原町字上原207	琉球大学	098-895-1181	那覇	
	知念 信雄	901-1303	島尻郡与那原町上与那原335-1	知念耳鼻咽喉科	098-945-3987	那覇	
	寺本 典代	904-2312	うるま市勝連平安名1655-1	寺本耳鼻咽喉科医院	098-989-6381	沖縄中部	
	仲地 紀之	900-0012	那覇市泊2-6-3	仲地耳鼻咽喉科医院	098-862-8175	那覇	
	仲程 一博	907-0002	石垣市真栄里97-4	南西耳鼻咽喉科医院	0980-83-0001	八重山	
	宮城 裕二	904-2155	沖縄市美原4-1-15 2F	みさと耳鼻科	098-939-8733	沖縄中部	

あとがき

「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第1版」は、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会産業・環境保健委員会の協力の下、平成29年度厚生労働省労災疾病臨床研究事業（170601-01）及び独立行政法人労働者健康安全機構平成29年度産業保健調査研究事業により、平成29年12月に作成された。

その後、平成30年8月に産業保健調査研究検討委員会の評価・審査を受け、修正を加え、「騒音性難聴に関わるすべての人のためのQ&A 第2版」が作成された。本Q&Aは必要に応じて今後改訂が行われる。

© 2018 独立行政法人労働者健康安全機構 茨城産業保健総合支援センター

〒310-0021 茨城県水戸市南町3丁目4番10号水戸FFセンタービル8階

TEL : 029-300-1221 FAX : 029-227-1335

e-mail : mito@ibarakis.johas.go.jp

ホームページ : <https://www.ibarakis.johas.go.jp/>

